

平成24年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年6月14日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	6月14日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	山田新太郎
	3番	安藤洋一	4番	高阪康彦
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	14番	大原龍彦		
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	政策推進 課 長	山本 章人
		ふるさと 振興課長	寺西 隆雄		
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税務課長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓	安心安全 課 長	岡村 智彦
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 保険医療 課 長	犬飼 博初
		次 長 兼 環境課長	上田 実	次 長 兼 高齢介 護 長	佐藤 一夫
		住民課長	村上 勝芳	子 育 て 推進課長	鈴木 利彦
		健康推進 課 長	能島 頼子		
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土木農 政 長	西川 和彦
		まちづく り 推 進 課 長	志治 正弘		
	上下水道部	次 長	絹川 靖夫	下 水 道 課 長	加藤 和己
	消 防 本 部	消 防 長	鈴木 卓夫	次 長 兼 消防署長	大橋 清
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	鈴木 智久
	本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 局	局 長	松岡 英雄	書 記
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
1	高 阪 康 彦	議会基本条例を考える……………	67
2	戸 谷 裕 治	①舟入小学校は他校との教育交流を必要としているので はないか……………	75
		②小中学校の災害避難所としての機能を充実せよ……………	79
3	松 本 正 美	①防災・減災力アップ対策について……………	85
		②児童・生徒の安全確保対策を図れ……………	98
4	菊 地 久	①駐輪場整備計画と有料化問題について……………	112
		②名古屋市合併反対の理由を町長は明確に示せ……………	125
5	安 藤 洋 一	観光施策から見た安心、安全、快適な街づくりを問う……………	135
6	伊 藤 俊 一	身体・知的・精神障害のある方に手厚い支援をせよ……………	141

○議長 中村英子君

皆さん、おはようございます。

平成24年第2回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場において写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

西尾張CATV株式会社より、本日及びあすの撮影・放映許可願の届出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影・放映することを許可しております。

皆様のお手元に、山田新太郎君の一般質問に対する資料が配付されておりますので、お願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、本会議を一たん休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長 菊地久君、お願いをいたします。

○議会運営委員長 菊地 久君

ただいまから議会運営委員会を開催しますので、委員の皆さんは会議室にご参集ください。

○議長 中村英子君

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前 9時01分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時32分)

○議長 中村英子君

議員の皆様も、理事者の皆様も大変お待たせをいたしまして申しわけありません。

ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 菊地久君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 菊地 久君

ただいま議長から、議会運営委員会を直ちに開いていただきたいということでございましたので、ただいま議会運営委員会を開きました。

議長からお話がありましたことは、山田新太郎議員の一般質問の件であります。「再度、問う、町長、学歴を詐称されたのですか？」という表題でありますけれども、そのほかのいろんな各項目の中において若干公選法に抵触するおそれがあるのではないかという部分等について、もしも刑事的な関係、司法に関係するようなことをここに明確にせよだとかいう点

については若干疑義が生ずるのではないかと、そんな心配が議長にありまして、その点についていかがなものでしょうかという議題でありました。

このことにつきまして、議会運営委員会といたしましては、まずは本人がどう、通告書はありますけれども、どう発言し、どうするのか、それを事前にチェックをしてとめるということはいかがなものかと。したがって、本人が質問をすることについてはやぶさかではありません。しかしながら、中身等々について議長が心配をされる部分については、一度質問者とお話をしてみたいと、このようなことに相なりましたので、議会運営委員会としては、この件については議長にそのように申し上げまして、議長もそのことを、議長としての職務がありますので、議長がその都度判断をしながら議会運営を図っていくと、こういうことに相なりましたので、よろしくご了解のほどをお願い申し上げます。

議事録をきちんとつくって発表すればよかったわけではありますが、私が委員会で確認をした事項でございますので、若干違いがありましたら、また後でその都度言っていただければよろしいわけでございますが、大体このような大筋で議会運営委員会で決まりましたことだけをご報告を申し上げたいと思いますので、よろしくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

#### (9番議員降壇)

#### ○議長 中村英子君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

一般質問される議員の皆さん及び答弁される皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力をお願いいたします。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 高阪康彦君の「議会基本条例を考える」を許可いたします。

高阪康彦君、質問席へお着きください。

#### ○4番 高阪康彦君

改めまして、皆さん、おはようございます。

朝一番の質問ということでいささか緊張しておりますので、よろしくお願いをいたします。

4番 清新 高阪康彦でございます。

議長の許可をいただきまして、一般質問通告用紙に従い、議会基本条例を考えるという題目で質問をいたします。

さて、現在、全国の自治体で議会基本条例が制定されています。2010年末の段階で、都道

府県では32%、市議会でも12%となり、2011年3月末には全国の自治体の10%強が制定をしています。現在も増加をしていると思われます。

議会基本条例とは、制度的な定義はありませんが、初期に制定した議会が議会改革として、議会運営の基本理念や基本原則を定め、住民への議会への参加機会の保障、議会審議のあり方、議会と首長——以後町長と申し上げます、との関係、議会の組織などに関する条項を盛り込んだ議会基本条例を制定しました。その概念が定着・普及したものであります。

この考え方の第1号が2006年、平成18年5月18日、全国に先駆け初めて制定されたのが、北海道栗山町の議会基本条例であります。この特色は、町長らが条例案を説明し、議員は質問するだけという地方議会のあり方を見直し、活発な論議を促すために、議会はその持てる権限を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点や争点を広く町民に明らかにする責務を有していると規定しています。また、議員間の自由な討議や、執行部側の反問権などを認めました。栗山町では、議会は町民に議会内容を明らかにする責務があると条例化をしています。これ以降、各自治体が基本条例を制定する際には、栗山町の基本条例を参考としているようであります。

では、なぜ今、議会基本条例が各自治体で制定されているのか考えてみたいと思います。

1つには、現在、一般的に町長主導で行われている自治体運営の中で、議会の形骸化や機能不全が批判されるようになり、議会が単なる執行側の追認機関となっていると指摘をされていることです。議会本来の役割は、行政の税の執行の適正をチェックすることや、住民意思を代表して政策を形成することであり、条例の提案権は町長と議会の双方にあります。現実的にはほとんどが町長提案であり、ほとんどが可決をされています。住民から見れば、単なる追認機関と判断されても無理からぬところであり、これが議会不要論へと発展をしていきます。

2つ目には、地方自治改革が進められ、自治体の権限が拡大したことに伴い議会の役割が大きくなり、これに対応して議会改革を積極的に進める議会が出てきたことでもあります。また、社会的にはバブルがはじけ、右肩上がりの経済が終わり、すべて行政に任せる時代は終わり、住民参加の協働型の行政が求められるようになり、議会の果たすべき役割がより重要となってきたこともあります。

3つには、議会を構成する議員も行財政改革で大幅に減員となり、一人一人の議員の責任が大きくなってきています。議員が議員としての活動は何なのかを考え、住民と議会の垣根を取り去り、橋渡しを努める責務が生まれてきたこともあります。

このようなことから、議会は二代表制の一翼を担う議事機関として、自治体における政策立案、行政監視、論点開示などの議会の役割と、町長や住民とどのように向き合うかを条文化し、真の地方自治を実現するためのルールが議会基本条例であります。

議会基本条例を制定することは、議会改革を進め、議会の政策立案能力を高め、政策提案

を通じて町長と競い、二元代表制のもとでの議会の役割を確実に果たすことができます。また、議会改革が議会基本条例の制定によって確定され、さらに発展する可能性もあります。

さて、議会基本条例は議会だけの問題ではなく、執行側との関係も条例化をしています。そこで1問目の質問をします。

栗山町の議会基本条例では、町長と議会の関係が次のように条例化しています。町長は、議会に計画、政策、施策、事業などを提出するときは、その水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならないと規定しています。

1、政策などの発生源、2、検討した他の政策案などの内容、3、他の自治体の類似する政策との比較検討、4、総合計画における根拠または位置づけ、5、関係ある法令及び条例など、6、政策等の実施にかかわる財源措置、7、将来にわたる政策等のコスト計算など7項目を規定しています。また、予算や決算案を議会に提出する場合も、わかりやすい施策、または事業別の政策説明資料を作成するよう努めるとしています。現在の蟹江町議案の、今回も議会がごさいます。議会の3日前には議案書が届けられるわけですが、現在の蟹江町議会の議案提出と比べて、このようなことが条例化された場合にはどういった形になるのか、所見があればお伺いをしたいと思います。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

それでは、質問にお答えさせていただきます。

この議会基本条例につきましては、以前にも質問をいただいておりますが、先ほどの質問では、栗山町の基本条例の第6条、第7条のことに触れられておまして、この条例に倣うと、町の議案の上程スタイルがかなり変わるのではないのかなと、そういうような質問であろうかと思えます。

私どもは、大きなプロジェクトを計画するような場合、対議会に対してもそうですし、対住民の皆さんに対してもそのプロジェクトの内容や計画に至った経緯、それからそのプロジェクトの計画は、その計画上どのように位置づけられているのか、また財源措置はどうなっているのかというようなことは、当然ながらそのようなことを加味して、今までも説明させていただいていると、そういうふうに思っております。それから、予算審議にあつては、町長の施政方針、それから全員協議会での3カ年実施計画の説明、それから本会議では、予算関係資料を作成させていただいて、それに基づいて予算説明をさせていただいております。また、決算審議においては、決算書に加え、以前から決算資料でもあります主要事業、成果報告書を作成させていただいて、審議をさせていただいているところであります。現状、このような形で説明等をさせていただいており、確かに十分とは言い切れないかもしれませんが、誠意を込めて対応させていただいていると、そんなふうに考えております。

こうやって、基本条例が制定された場合は、現状の説明をもとに、基本条例の趣旨に沿ったしっかりとした説明も行ってまいりたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○4番 高阪康彦君

議員になりましてからいつも思っております。議会の前にどんと議案書が来るわけですが、ほとんどがよくわからない、だから議員はその議案書を見て勉強しなさいということだとは思いますが、また、当日本会議で、議案審議の中で資料請求ということで、委員会にはその資料請求などできるわけではございますけれども、まず、前もって議員が議案に対して、何と申しますか、考えやすいというか、全く紋切り型の、この議案は何々のために、何々のために提出する必要があると、こういうような、当然こうなものでこれでいいと思っておりますけれども、それに続いて何か、これはこうだこうだというような説明書があるといいなどは前から思っておりました。たまたま栗山町のこういった条例を見まして、蟹江町ももう少し優しい議案の出し方があるのではないかなと思います。

2つ目の質問に入ります。

栗山町の基本条例では、町長と議会及び議員の関係で、町長は議員の質問に対して、議長または委員長の許可を得て反問することができるという規定が規定されています。この行政側からの反問は、議会と行政が保有する政策情報や、スタッフ数の圧倒的な差などから、行政側が議員に対し対等に反論すると、かえって議会の審議が萎縮したり、議会の力がそがれたりする懸念が考えられます。反面、議員も無責任な質問、発言はできなくなりますし、政策について論点を深めるとことも考えられます。議会基本条例における反問権を町長はどのようにとらえておられるのか、お伺いをいたします。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

まず、私のほうからお答えさせていただきます。

この議会基本条例を制定していただくということは、これからの蟹江町にとっては非常に有意義なことではないかなというふうには思っておりますが、質問の、その反問権についてどうとらえているかという内容です。

栗山町の議会基本条例では、先ほど言われましたように、町長等は議員の質問に対して議長または委員長の許可を得て反問することができるというふうになっています。ただ、他の自治体の議会基本条例を見ますと、文言的には、例えば市長等は議員の質問に対して、議長または委員長の許可を得て、質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができると、そんなような文言になっているところもありますし、そもそもまた反問という文言や、先ほど言った確認をするための発言をすることができるというような文言も、実は記載されていない、そういう自治体もございます。議会の基本条例については、私ども思うには、それぞれの議会が制定されるものでございますので、条項の中に反問権を位置づけるかどうかということについては、私どもが及ぶところではちょっとないのかなと、そんなふうにとらえておりますので、この反問権についてどうとらえているかということになると、ちよっ

とその辺は、答えというのが私どものほうとしては出ないのかなと、そんなふうに思います。  
以上です。

○町長 横江淳一君

高阪議員の、反問権について、町長どう思っているかということにお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどるるご説明をいただきました議会基本条例につきましては、近隣の弥富市議会も議決をさせていただいております。私も弥富市議会の内容を見させていただいておりますが、夕張郡の栗山町の議会とは若干内容が違っておるというのも事実確認をしているわけでありまして、先ほど来から申し上げておりますとおり、議員さんがおっしゃってみえたとおり、この地方自治体におけますと、日本国においては本当に二、三百人の村から、本当に1,200万人、1,300万人の大都市まで、地方議会というのは二元代表制という方式をとっております。それがいいか悪いかは別の話にいたしまして、そんな中で、提案権は首長側にございます。理事者側にございます。それをしっかりと吟味をしていただき、お互いに住民の代表としてしっかりと議会でそれを審議し、いい方向に向かっていく、これが地方議会の真髄であります。そういう意味で、今までも反問権はないまでも、議員さんの質問の内容について、言い方を変えて、ちょっと理解ができないんですが、もう一度ご質問いただけますかという言い方でしかできなかったことが、仮に反問権という、強い言い方は別といたしまして、再度質問の内容を深く議会でお聞きをするということは、非常に、お互いにいいのではないのかなと。そうすると、質問の内容も必然的にきちっとしたものに、今でもそうでありまして、内容の深堀りができるのではないのかなと、そういう意味で、その反問権をいただくというのか、議会の中で質問をさせていただける、そういう機会がございましたら、よりすばらしい地方議会になるのではないのかなと、これは我々の望むところでございますので、議会各位が蟹江町版の基本条例をどのように考えていただくかについては、これからしっかりとご論議をいただきたいなど。我々理事者側といたしましても、しっかりとまた勉強していかなきやいけないなということを思っております。

以上であります。

○4番 高阪康彦君

確かにどこの議会基本条例でも反問権を認めているわけではありません。栗山町は認めておりますし、つい最近半田もありましたけれども、認めているところと認めていないところがあります。先日、行政視察といいますか、視察で被災地の視察方々、仙台の松島町へお伺いしたんです。松島町も議会基本条例をいっております。何か議員さんが議員で議会報告をしておるといようなこともありましたし、その反問権を聞きましたら、ある議員さんが質問したら、相手の町長さんか何か知りませんがすごい質問されたら、その議員さんが議場を飛び出しちゃったというんですよね。それぐらい、要するに、確かに我々が対等に議論しよ

うと思いますと、やはり官僚といいますか、スタッフのおる町長側と我々は、勉強しているといっても限りがあるわけでございまして、論争にはならないかもしれませんが、ただ、今申し上げましたとおり、反問権があれば、やはりそれに対して議員も勉強しなければならないし、今、町長言われましたように、提案権というのはたしかに町長ありますけれども、議会でもたしか提案権はあると思うんですよね、今言いましたように。ただ、いまだかつて議会が提案して通った条例はないと思っておりますけれども、そういった意味で、私はもしこの蟹江町版議会基本条例が制定されるとなれば、そういった意味で反問権も、議員のためにもまた必要ではないかなというふうには思っております。

3問目の質問をいたします。

3問目は、今、地方自治改革が進められています。地方のことは地方に任せ、地方自治体の役割や権限を強化することだと思います。例えば、地方の独自税収で、その地方の事業を実施するときは、その議会の役割、責任は大きくなり、議会が住民の意見を聞き、議会が政策を考え、執行側と議論をすることも考えられます。地方自治改革には議会改革が絶対必要だと思いますが、町長の所見をお願いします。

また、大阪の橋下市長などが言っておりました言葉に、議会内閣制という言葉があります。これは、要するに議会の議員の中から1人選んで、それを町長にするということではありません。それは二元代表制とは違いますので。議会内閣制というのは、我々議員は意見は申し述べることはできますが、執行することはできないんです。だから、選挙でマニフェストできても、じゃ、そのマニフェストをやろうと思えば大変な努力が要るんです。ですから、議会内閣制という意味は、議会の中の代表者を、予算などを組む場所といいますか、町長とかが予算設定をされるときに議会の代表を送り込むという、そういうのがある意味の議会内閣制だというふうに聞いております。1年ほど前、半田市のほうでも何か話題になったことと思いますが、より地方の自治を行うためには、やはり選挙で選ばれた町長、または選挙で選ばれた議員、今言われましたように、その2人が適当な緊縮といいますか、間を保ち、また協力することも必要ですが、余りにも執行側のほうが強いと思います。やはり議会はそれをチェックするだけというような機能では、やはり最終的には議会の執行側とはどうしても差があるんじゃないかということで、議会内閣制という言葉もございまして、それに対して町長はどういうふうに思われますか、お伺いをいたします。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

それでは、この件につきましても私のほうから、まずお答えをさせていただきます。

議会改革というのは、先ほど来言っておみえになります議会基本条例を制定すればそれで終わりというものではないと思っております。住民の皆さんと直接向かい合う中で求められている議会活動のあり方を吟味して、必要な要素を随時追加していけばよいのではないかと、そんなふうに思っております。

当蟹江町議会におかれましても、例えばケーブルテレビでの、現在やっておりますが議会中継や、こういう一問一答方式への取り組みですとか、大きく言えば議員数の削減等も一つの大きな議会改革ということでもあったかもしれません。今後もこうすべきものは、よいものについては取り入れていけばよいのかなと、そんなふうに思います。

そういうことから、やはり基本条例というのは制定していただいて、それに基づく議事運営の実現に向けて取り組んでいただければいいのかなと、そんなふうに恐縮ですが思っております。

それから、次に議会内閣制のことについてお答え申し上げます。

この議会内閣制については、先ほど大阪の橋下さんのことも言われましたが、一番もとは総務省の地方財政検討会議というのがあって、その地方自治法の改正に向けて基本的な考えの中で、こういうモデルとして示されていると、そういうものだったと聞いております。内容については、先ほど高阪議員が言われましたように、例えば議員が副町長とか部長など、自治体の幹部を勤め、予算編成等を行い、議会に提案を行うことができるという、そんなような考え方ということであろうかと思っております。予算編成を町長が独占することを見直して、議員の役割と責任を高めるというものと、そんなふうにこの議会内閣制というものは理解しております。この議会内閣制につきましては、とらえ方がやっぱりいろいろとあるということを知っております。議員を副町長等に登用することができる議会内閣制というふうになると、先ほど来町長も言っておりますが、二元代表制を大きく変え、議会を執行機関の中に取り込み、首長の、町長の権限強化を目指そうとするものではないかと、そんなようなとらえ方をしている考え方もあります。また反対に、議会内閣制は首長と、町長と議会が連携して活動でき、無用な混乱を避けることができるんだと、そういうとらえ方も1つあるというふうに聞いております。ただ、この二元代表制というのは、行政と議会とがつかず離れず、適度の距離と緊張感を持ってそれぞれの役割を果たしていくということですので、蟹江町では、今現在は、私はそれなりにうまく機能しているのかなと、そんなふうに思っております。

そういうことで、今の段階では、この議会内閣制を肯定するとも、否定するともなかなか言えませんが、蟹江町の場合はこの状態で進むのが一番ベターなのかなと、そんなふうに思っております。

以上です。

○町長 横江淳一君

それでは、高阪議員の議会内閣制について町長の考え方はどうなんだということで、お答えをいたしたいと思っております。

今、事務方のほうがお答えをいたしました。これは事務方の考え方でありまして、それはそれできちとした運営をしていけばいいなど、そういう答えで私は別にいいなと思っております。

私の個人的な考え方を今から申し上げます。ご存じのように、橋下市長さん、府知事から市長になりました。国の流れが中央集権より地域主権という形に変わってまいりました。まさにこの議会内閣制と、それから国の流れであります国会であります、議院内閣制、これは非常に類似しているものではないのかなと。先ほどからいろいろなお話があるわけでありませうけれども、提案権と、それから議決権、これを当然持っているわけでありませうが、国会、議院内閣制というのはイギリスから来た制度であるというのは議員もよく理解していただいていると思いますが、それが今、日本の国にひょっとしたら当てはまってないんじゃないのかなという疑問が、まさに今、こういう議院内閣制とか議会内閣制という話になったのではないのかなと、私は思っております。

実際、先ほどちょっと言いました、300人の村から1,300万人の町まですべてこの二元代表制をとっているわけでありませうが、弊害がないわけではありませう。ある意味、議員さんも議会内閣制をとって、首長さんが議員の中から予算権を吟味できる、そういうスタッフを職員として入れて、内閣として入れて、行政権を発揮できるという、そういう方法も私はあつていいのかなと。ただ、今この小さな町にそれがいいのかなということは、これからしっかりと論議していかなきゃいけないことだとは思っております。ただ、全体の流れとして地域主権をやろうと思えば、まさに中央集権、この制度ではおぼつかない点がある、これは絶対出てくるというふうに思っております。現実には、国会でもそうでありませうが、立法府であります国会議員、そしてその国会議員の中から内閣が出て、多数をとったところが内閣の首相の指名権を持たす。ただし、その国会議員がすべて仕切るかという点、政治主導といっても実際に実務をするのは、それぞれの省庁の官僚であります。ですから、官僚内閣制ということも言われることも日本はあるのではないのかなと、これは私の個人の意見であります。いいか、悪いかは別として、やっぱりまずその仕組みを国全体から変えていかなきゃいけない、その情報発信が橋下市長であるというふうに思っております。

ただ、我々としてこの議会内閣制がいいのか、悪いのかということは、もうしばらく時間がかかるんじゃないのかなと。ただ、蟹江町にとって、先ほど言いましたように、その反問権が欲しいとか、欲しくないとかということではなくて、議会としてこれからどうしたらいいんだという、弥富市議会もつくっております。いろんなところをしっかりとご参考にして、我々も皆さんと一緒になって、予算執行権も、じゃ、皆さんでちょっと見ていただくかと。ただ、弊害がないわけではないと思っております。当然、先ほど来おっしゃったように、行政畑にはその専門員がございます。議員さんがそこまでの知識を得るとするのは、非常に私も議会を経験しておりますので、大変難しゅうございます。そういう意味で、今、蟹江町議会は非常に、先ほど担当が言いましたように良好な関係を結んでおりますが、それがなあなあの状況になってしまつては、これまた住民に軸足が置いていないというふうに言われます。ある意味緊張感を持ったすばらしい議会をつくっていただくということでしたら、議会の中

での基本条例をつくっていただき、我々もしっかりと理事者側として、また意見を述べさせていいただき、これが一番いいのではないのかなと、こんなことを今現在思っておりますので、よろしくお願ひします。

○4番 高阪康彦君

私が申し上げましたのは、早く二元代表制で、選挙で選ばれた町長と、選挙で選ばれた議会が話し合ひで解決するのが全く対立した場合はどうなるんでしょうか。そういった場合に、議員が執行側に入っているということになると、そういった面も少し緩和されるんじゃないのかなと。緊張感を保ちつつ話し合ひながら、住民のためにするというのは基本ではございますが、そういった意味で申し上げたものでございます。ありがとうございました。

最後、自治体改革が進みますと、議会の役割は大きくなり、また、地方自治のかなめである住民、行政、議会との協働によるまちづくりが提唱されています。議会は、住民の代表としての責任があります。その責任を果たすためには、蟹江町の将来を考えた、蟹江町の議会基本条例が必要と考えています。先日、議会運営委員会にて菊地運営委員長、中村議長に議会で取り上げていただくようお願いをいたしました。前述しましたように、議会基本条例は議会だけではありません。執行側とも関係はありますので、どうか蟹江町版蟹江町議会基本条例の制定にご協力くださることをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

以上です。

○議長 中村英子君

以上で高阪康彦君の質問を終わります。

質問2番 戸谷裕治君の1問目「舟入小学校は他校との教育交流を必要としているのではないか」を許可いたします。

戸谷裕治君、質問席へお着きください。

○5番 戸谷裕治君

おはようございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長の許可をいただき、通告書に従い、質問、それで私の場合は質問と申しますより、提案方になると思いますので、その辺をよくご注意くださいとお聞きたいと思っております。

ただいま高阪議員が申された議会基本条例に関しまして、平成12年の地方分権一括法により、議会は提案型に向かうべきだというような一言が入っております。そして、私はそのとおりだと。そして、物事は提案していつて、その中で議会基本条例をつくるのが、まずはそういう勉強をしないとだめなんじゃないかなと思っております。それに従い、まず提案させていただきます。

まず、舟入小学校の件ですけれども、人口減少を迎え、文部科学省も新しい義務教育モデルの研究に乗り出しております。本町も、舟入小学校を含む5小学校の学区再編成や統廃合の議論が行われております。

まず、費用対効果を考えたときの説明を少しさせていただきます。蟹江小学校の生徒数、これは現在682名でございます。そして周辺、新蟹江小学校、これが435名、そして舟入小学校の現在の人数、70名でございます。教員数にいたしますと、舟入小学校は12名、そして蟹江小学校は33名、新蟹江小学校は29名、倍率にいたしますと、生徒数で言いますと、蟹江小学校は舟入小学校の約9.7倍、先生の倍率でいきますと2.75倍、約ですね。新蟹江小学校は約6.2倍の生徒数、そして新蟹江の教職員は29名、約2.4倍。その他学校に係る維持費等を考えますと、すこぶる費用のかかっている小学校というのが舟入小学校でございます。

しかし、後ほど防災のことでも少し触れたいと思っておりますが、昨年の3月11日の大震災による教訓と申し上げますと、やっぱり災害に強い町をつくらう、つくるためには地域地域に拠点が必要であります。そして、それ以前に、東北地方の人々を見てみますと、コミュニティができておりました。コミュニティができることによって、暴動、そしていろいろな人災というのは防がれたように思っております。コミュニティを考えたとき、舟入地区というのは、小学校を一つの中心にしたすばらしい親、子、そしてご近所等のコミュニティが形成されている地域であると思われま。

ただし、舟入小学校の学年ごとの男女の構成は、今現在を見ますと、まず聞いていただきたいのは1年生、男4、女4、計8人。そして2年生、男3、女7、10人。3年生、男10、女7、17人。4年生、男7、女8、15名。5年生、男8、女ゼロ、8名。そして6年生、男4名、そして女8、12名。計で男が36、女が34、計70でございます。このバランスでは、通常の授業というのは少人数でできるきめ細かい授業は成り立つと思っております。他校に比べますと教職員が一人一人に接する、国語、算数等ですね、そういう授業に関しましては英才教育に似たようないい教育ができ上がると思っております。ただし、体育に関しますと、なかなか男女間、そして小学校の1年生から6年生までいく間の体力差というのは、この子供たちにとっては毎年が大きく変わっていくものだと思っております。そして、4年生・5年生、5年生・6年生というとすごく体力差が変わる時期だと思っております。また、団体競技、体育というのは団体競技も必要とされると思います。これはなぜ団体競技が必要であるかと思うと、まず体育という授業は、健康な肉体をつくるだけじゃなしに、健康な精神を、健全な精神を養うものであると。団体競技で物事をなし遂げたときの達成感も、そういう子供たちには必要であると思われま。まず費用対効果だけで見ますと、先ほど申し上げましたとおり、先生と生徒数でいきますと、やっぱり2.75倍の蟹江小学校の教員に対して9.8倍の生徒が蟹江小学校にはありますと。そうすると、費用対効果だけで見ますと、蟹小というのは費用対効果がいいという判断がされますけれども、それだけでは物事は解決しないと思われま。

これは、朝日新聞からちょっと引用させていただきますと、人口減少時代の学校の模索ということで、文科省が新しい義務教育モデルの研究に乗り出したという話でございますけれ

ども、例えば過疎地、そして過疎地と申し上げても都内、名古屋市内等でもそういう子供たちの減少がある地域が結構ございます。そういうときに何をやっていくかという、やっぱり国語、社会、そういう教育、そして音楽、美術等は芸術として、小さな小学校でも1年生から6年生までも一体でできるだろうと。ただし、体育に関しては、それは授業としては難しいというとらえ方をして、近隣とやっぱり複合でやられたらどうだというようなことが提案されてきております。これからの財政の厳しい自治体運営です。そのときに、いかに効率のいい、費用対効果のある新しい学校教育モデルですね、これをつくっていただきたいと思っております。

ただし、先ほども申し上げましたとおり、舟入小学校の件は防災の観点から見ましても必要な地域だと思っております。そのために必要なことは、やっぱり舟入小学校の生徒が本当に教育を皆さん一緒に受けられる教育ですね、蟹江小学校の1学年の生徒たち、1学級35名から40名の生徒が体育の授業をしております。片や4人や8人でやっております。こういう授業と、やっぱりこれは授業として成り立っているといったら、学校の先生に言わずと成り立っているらしいです。これは感覚的な問題で、体育の授業は体育の授業として、健康な肉体をつくるためには成り立っていると。ただ、その間にやっぱり健全な精神というのはなかなか、やっぱり競争心とか、いろんなことが成り立っていないというのが現状じゃないかなと思って、これは提案させていただきたいと思っております。

そして、この提案を私がすることにより、今現在、蟹江町で小学校の統廃合、そして学区再編成等々の話題が、そして議題が上っております。ですけれども、本来の子供の教育だけを考えますと、まずそういうことから少し解決していきますと、例えば子供が、これは例ですよ、新蟹江小学校と一緒に合同で体育をするようになりましたと。そうしますと、新蟹江小学校の親御さんとも、子供同士だけじゃなしに親も交流ができますと。その中で、また新しい、もう一步踏み込んだ学校のモデル校を考えることができるんじゃないか。例えば、少人数でやる舟入小学校の教育はこんなにすばらしいんだから、そこに通わせてみようという人が出てくるかもしれない。アクションを起こさないと、そういうことも何も起こってこないというのが現状だと思っております。

長々としゃべるのも何なので、こういうことで、まず教育長にご質問申し上げたいのは、いかがなものでしょうね、こういう教育に関して、体育の授業をまず一つの交流の場として設けられたらいかがですかということです。

○教育長 石垣武雄君

まず、現在の舟入小学校の状況からお話しさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

舟入小学校の児童は、先ほど議員もおっしゃられたとおり、現在、男子が36名、女子が34名の70名であります。学校は全児童70名、各学年10名前後という状況を、これを十分に頭の

中に置きまして、学習面とか、生活面とか、工夫を凝らして日々の教育活動に取り組んでいるというところでもあります。

少し内容について見てみますと、先ほどもお話がありましたように、学級での少人数指導ですか、それから他学年との交流授業も行っておりますし、もう一つは学年の縦割りですね、縦割り活動も行っております。それはやはり、各学年の10名前後というところから来ていると思います。この中の他学年との交流授業というところに、実は舟入小学校さん、体育が入っているわけなんですね。ただ、その体育が入っていることをもうちょっと具体的に言いますと、学校はボール運動、それから水泳、リズム運動というところにつきましては、低学年、中学年、高学年という塊で合同の体育を行っているというふうであります。議員からご心配をいただいております、大人数のほうが効果的な授業ができるのではないかということに對しまして、学校の校長先生の状況もちょっとお聞きをしたわけでありまして、現在の学校の状況から考えますと、体育のねらいについては現在の取り組みで達成ができているというようなお話でありました。

しかしながら、先ほどもお話があったわけでありまして、いわゆるマット運動とか器械運動とか、個人のそういう体育と、合同であえて舟入小学校さんも5年生、6年生でボール運動をやっていると、水泳をやっているというように、団体競技といいますか、そういうものについては、これ同学年ではないんですね。ですから、そういう点で考えますと、同学年同士の体育、ボール運動ということができていないということがあります。議員も、そのあたりのことを、合同体育ということをご提案されたわけでありまして、それについて他校との、これが具体的に新蟹江さん、あるいは蟹小さんがあったわけでありまして、ボール運動、そういうような競技、人数が集まって一つの種目を行うということに對しましては、やはりこれは見直しというか、そういうところを一步踏み込んで考える必要があるというふうに、私自身も今とらえておるところであります。

先ほど、費用対効果というようなお話がありましたのですが、子供たちにいかに教育の環境を整えてあげるかということが一番基盤というふうに教育委員会とはとらえておりますので、そういう点からもこれは十分に検討する余地があるというふうに思っております。ただ、今、私が考えますと、例えば、1日の時間が例えば5時間授業とか、6時間授業ということがございます。そうすると、舟入から例えば蟹小さん、あるいは蟹小さんから舟入というようなところを考えますと、時間的な問題が出てきます。例えば行きに20分、帰りに20分、合計40分、小一時間かかるわけでありまして、そのあたりをどうクリアしていくかというようなところかというふうに思いますが、それにもう一つは、低学年、中学年というよりも、まずは、もしそれを方向性で一步踏み出すとしたら、高学年、5、6年生あたりのところでまずそれができないかというところを、きょう提案型というようなお話がありましたので、それを十分受けながら、校長先生ともまずご相談申し上げて、その方向を一遍検討していきたいとい

うふうに思っております。

以上です。

○5番 戸谷裕治君

ありがとうございます。提案ですので、できるだけそういうことをやっていただきたいなと。

舟入小学校と申しますとは、もともとの成り立ちで申しますと、蟹江小学校の分校ということで成り立っております。それが分校が独立いたしまして舟入小学校になりました。それは高度成長の時代に、その前ぐらいからですか、舟入のほうも人数がふえてきましたもので。もともとが小学校の3年生までは舟入小学校で分校で育って、4年、5年、6年生は蟹江小学校へ通うというのが、その時代の分校の成り立ちだったと聞いております。ですから、そういうことも考えていただきますと、先ほど教育長が申された、高学年に於ける交流というのは、僕はこれはいいことかなと思っております。そして、一番私が提案型でこういうことを申し上げているのは、やはり住民感情ですね。蟹江という町は、後ほども防災のほうで申し上げたいと思っているんですけども、本町地区、須成地区、そして学戸、そして舟入、新蟹江、素晴らしいコミュニティのできた町なんですよね、それぞれ。そういうことの特性を生かしながらの学校配置というのは必要だろうなと。そこに対して一学校の人が少ないと、それに対してどうするのかというと、やっぱり、今ある状態の学校の魅力をいかに人づてに伝えて、来ていただけるようになるかと。その中には、解決していかないといけない問題部分ですね、そういう体育の授業とか、そういう部分はこうなりますよ、だけれども舟入小学校の授業というのは少数ですばらしいですよと、そういうことを申されると、これは、例えば今の線引き状態にあるもともとの舟入地区の方が蟹小に通っておられるという現象も少しは解消できるかなと、そういうことも考えて私なりの提案ということで、このことに関しましては以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 中村英子君

よろしいですか。

以上で戸谷裕治君の1問目の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

45分より再開いたしますので、お願いいたします。

(午前10時28分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 中村英子君

引き続いて、戸谷裕治君の2問目「小中学校の災害避難所としての機能を充実せよ」を許

可いたします。

○5番 戸谷裕治君

そうしましたら2問目ということで、小・中学校は災害避難所としての機能を充実せよということでご質問させていただきます。

まずは、本町で想定される大災害は、大型台風等による水害、または東南海三連動地震による河川の決壊が起こる水害等、水郷の町であるために起こる大災害は水害の可能性が高いと私は考えております。

まず簡単に歴史を少しお話しさせていただきます、災害のですね。抜粋ですけれども、まず一番古いものから抜粋で、天正13年、1585年ですね、これは天正大地震。中部地方を中心に起こった大地震で、長島城、そして蟹江城など、湿低湿地帯に存在した城閣は壊滅状態になったと。このときに蟹江城は廃城になりました。そのときに、織田信長の次男の信雄は、長島に拠点を構えていたんですけども、清州に拠点を変更いたしました。

次に、安政元年、1854年、約二百七、八十年後ですね、東海安政地震。これはプレート型の大地震で、蟹江町内で堤防が損壊、そして水害に遭ったと。そのときに、現在の弥富市の鍋田干拓にあった八穂新田、上野新田は、地震とその後の暴風雨により海面に没しております。これが昭和の30年代にやっと陸地化されたということですね、八穂の辺は。

明治24年、濃尾大地震。これは内陸型の大地震でございます。この内陸型の大地震では、河川の決壊より、昔の家というのはやっぱり、木造建築等々が多かったもので、そういうので倒壊、そしてお寺ですね、この文献によりますと、西光寺の本堂等も壊れております。そして、蟹江町の本町地区での圧死者は20名ほどということの記録があります。これが明治24年です。その当時の一つの例といたしまして、蟹江町内で液状化現象が発生した記録は今のところございません。ただし、当時の須成神社の神官の娘さんが、現愛西市の医者上村家に嫁いでおられまして、当時、愛知三中、今の津島高校に通っていた息子さんの回顧録によりますと、当日、校庭より噴水のように地中より水が噴き出たと。だから、少し回顧録で見ますと、津島のほうでは液状化が起きたんじゃないかと。

そして明治29年、明治の大水害ということですね。これは庄内川、蟹江川、日光川の堤防が暴風雨により決壊し、多くの民家、田畑が水没したと。翌30年には、愛西市八開の木曾川分流左岸堤防が決壊し、鶉多須切れと言われる大水害が発生しましたと。そして、愛西全域、津島、弥富市にも及ぶ広域の範囲で、田や畑、そして家などが生活の場を失った多くの農民がアメリカ大陸へ移民する契機ともなったと。海部郡の各地に移民が神社に寄附した灯籠などが現在に残っておりますと。だから、そういう移民をされたという、水害で生活ができなくなったということですね。

その次は、昭和19年の昭和東南海地震。これは、戦時中であるために、軍部の加減でほとんど情報はありませぬ。ただし、少し伝承として、口伝えですね、家屋の倒壊や液状化現象

が見られたということでございます。

続きまして、最近の台風で言いますと、伊勢湾台風でございます。これが皆さんご存じのように、大水害、災害を引き起こしたということでございます。

今、何をこれを説明いたしましたかというのと、大震災、震災によるほとんど水害が起こっているのは、堤防の決壊等でございます。今のところ文献で見ますと、高波、そして津波が押し寄せたということはございません。ですから、これから本町がやるべきことは、やっぱり1番は水害に対する対策ですね、これが一番の重要な課題だと思っております。

その中でも、河川の決壊により本町全域が水没することも可能性がございます。ただし、被害地により重軽所の、重い地域、軽い地域の差は当然出てくると思いますので、そのためにも小・中学校は地域の避難所として、庁舎を中心にうまく配置ができています。庁舎を中心にいたして考えますと、小・中学校の範囲を頭の中で一応考えていただきますと、すごく立地はうまくできていると思います。

そこで、小・中学校に災害時の物資、またインフラ、太陽光発電等の充実を図るべきであろうと。特に再生エネルギーの太陽光発電は、災害時に大いに役立つ電源の一つであると思われる。小・中学校の大きな屋根ですね、保有するのは小・中学校の建物の屋根、体育館の屋根等々が大きな屋根があると。そこに太陽光発電を設置して、今、太陽光発電はエネルギーだけじゃなしに、遮熱ということで、屋根に設置いたしますと熱を遮断しますよね。そういうことも可能だということで、そしてまた売電、これはことしから料金が決まりまして、そういうことが可能になったということで、いろいろこれは町としても研究して、売電、そして自家発電用、いろいろ考えていくべきだろうなと思っております。

まず、物資の備蓄状況を考えたときに、町内のスーパー、大規模事業者との災害協定等を結ばれているが、一番災害で心配されるのは水害だということで、水害のときには幾ら協定を結ばれていても、物資の運搬移動手段というのの確保がなかなか難しいだろうと。ですが、幾ら水害といえども、周辺には大都市名古屋、そして上に行きますと、稲沢から向こうに行きますとほとんど水害というのではないでしょうと、一宮。そういうところからの物資の確保とかが可能だから、最低の分で考えますと、大量備蓄は必要ないので、3日から4日分ぐらいの備蓄は必要じゃないかと考えられます。内容といたしまして、先日町のほうからいただきました、今の物資備蓄の一覧表ですけれども、まず少し感じましたのは高齢者、そして幼児に、そして要援護者に関する機材、物資が不足しているように思われますけれども、これを少しお聞きしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、災害時の支援物資についてお答えをさせていただきます。

現在、町内の各小・中学校に防災上必要な物資として、乾パン600食、2リットル入り飲料水が200本、それから毛布が50枚、仮設トイレが2基、防水シートが10枚、救急箱が一式、

また発電機が1基、蛍光灯が1基を備蓄しております。議員のおっしゃるとおり、町内の各所に分散している小・中学校は、被災時には地域の住民の避難所として大きな役割を果たすこととなりますので、小・中学校の災害避難所としての機能のさらなる充実は必要でございます。東日本大震災のように、被災地が広範囲に及んだ場合には、救援物資等の到着のおくれが予想されるために、現状の備蓄品では対応できない可能性がございますので、保管場所、また必要数の想定など、問題について十分精査した上で、今後さらなる充実を図っていきたくと思います。

また、要援護者等の備品につきましても、順次そろえていきたいというような考えでございます。現在、今年度も備品のほうのそろえということで考えておりますので、また再度計画を立てて行っていきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○5番 戸谷裕治君

どうもありがとうございます。今のお答えで、例えば何々を何々するという、はっきりしたお答えをもう少しいただきたかったんですけども、例えば、高齢者、幼児用にはやっぱりこういう内容のおむつが少し必要じゃないのとか、ミルクが必要じゃないのとか、そして、一番大事な、そういう災害時に人を運搬する器具ですね、こういうのはやっぱり一、二台は各小学校に用意していただくといいかなと。今、岡村さんがお答えになったとおり、要援護者というのは本当に、どういう具合にこれから我々もご近所の人たちを守っていくのかなというのは頭を痛めております。そして、やるべきことはそういうことだろうな、健常者に対しては何か自分たちでやっていただくことが、たくさん可能性はあるだろうなと思っておりますけれども、要援護者、そして高齢者ですね、この人たちの弱者に対する機材とか、そういうものは本当に早く準備していただきたいと思っております。

続きまして、まず各小・中学校と庁舎、庁舎といいますのは、災害対策本部になるだろうと考えております。対策本部がちょうど蟹江町のだ真ん中だなと、今考えております。そして、少しこの地域というのは高上げをしておりますので、ほかの地域に比べると大丈夫かなと。そして、そのときに対策本部から各小・中学校に対するホットライン、これは、電話というのは電気がかかるものですから切れる場合がある、そして、大災害のときは電話は通用しない。ですから、各小学校、中学校の講師、学校長なり、その地域にホットラインをつくらせていただきたいと。このホットラインをつくる理由を申し上げますのは、今申し上げたとおり、所在地が庁舎を中心といたしましてうまく円形に配置されております。そうしますと、その災害時には周辺住民は小・中学校が避難地だと思ってそちらに駆けつけてくる可能性がございます。そして、そういったときの周辺状況を把握して、災害本部と密に連絡をとれる場所ということでホットラインを設けていただきたい。だから、これは電話、メール等ではそのときは難しいと思いますので、例えば防災無線なんか、いろいろそういうことで近辺のことがありますので、そういうことは可能かどうか、ここで質問させていただきます。

○安心安全課長 岡村智彦君

現在、移動無線が58台ございます。大災害の場合、職員が小・中学校へ出向き、連絡等を無線でとっている状態であるのが現在であります。今後、避難所として小・中学校の拠点、学校につきましては通信手段というものを当然検討していきたいと思いますが、無線機の増設ということも考えられるんですが、それぞれ協定を結んでいるところと連絡体制のそういう強化を図るとか、またはアマチュア無線などのそういうところの団体と、また協定を結んだり、さまざまな通信手段というものをまた早急に考えて、確立をさせていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○5番 戸谷裕治君

今、申し上げましたのは、小学校、中学校にそういう拠点を設けるといのは、その拠点を設けることにより、だれかがまたその中で拠点にはトップが要ると。そのトップと災害本部、対策本部とのホットラインはぜひ必要だということで、そのトップから次のまた拠点のトップと話ができると。これをしないと話がばらばらになっちゃって、何事が起こっているかということが把握できないというのがありますので、それを要望としてお願いしただけです。

それと、ちょっと余談になりますけれども、伊勢湾台風のときの浸水状況ですね、この地域の。これを史実でちょっとお話しさせていただきますと、蟹江中学の現在の場所、2メートル17センチの浸水、蟹小87センチ、国鉄蟹江駅62センチ、須西小学校78センチ、舟入小学校191センチ、そして西之森、一番深いところで90センチですね。そして北新田、これは地蔵堂の辺が93センチ、富吉百保、これが125センチですね。先ほども舟入小学校の件で質問させていただいたんですけれども、舟入小学校というの、これを見ただけでも191センチの浸水の可能性がある、決壊した場合。今はその時代と違って排水機等々がございすけれども、その機能がとまったとかいう想定もして、何もかもの想定で伊勢湾台風のときの大被害がこれだけだと。それも想定しておきますと、やっぱり3階ぐらいには最低逃げ込んだほうがいいなど。そして、舟入の地域で3階といいますと、やっぱり舟入小学校だろうなど。地域として一番コミュニティができて集まりやすい場所が舟入小学校だろうなどということを考えております。ですから、各小・中学校はいかに地域で重要な地域だということを感じております。

それも、やっぱり昨年の3.11の大地震で起こったことですね。私は現地に赴きまして感じたのは、小・中学校がほとんどそういう避難場所になっていたと。地震で建物が崩れるというのは、昔は西之森とかそういう地域が壊滅した地震もあります。地震で壊滅いたしましても地面は残っております。だから家を建てるだけの話で済んできました。水害の場合と津波の場合とは全然設定が違いますので。

次に、先ほど少し太陽光発電の質問をさせていただきましたけれども、私の友人で、今回

中電と提携をいたしまして、ふだんの電力は中電、たまたま運送業なもので、運送の倉庫というのは屋根がすごく広いですね。そこに発電、太陽光パネルをつけると。そしてほとんど売電にすると。使っているのは、ふだんは中電の電気。ほとんど売電すると。今の価格でいきますと、これは結構採算がとれるんだよという話を聞きました。ですから、町といたしましても、やはりそういうことを研究されて、太陽光発電等々の研究をこれからどんどんされていくべきだなと。それに対して広い場所というと、やっぱり小・中学校だろうなと思っておりますので。

そしてまた、先ほどもお話ししましたけれども、豪雨のときの水害のときに私どもの商店街で一番困ったのは電気です。何がといいますと、美容院とかそういうところはコンセントが一番下にあります。そうすると、水害で水が入ってまいりますと、ほとんど電気は飛んじゃいます。そして、中電に申し上げると、浸水している間は電気を回せないと。何が起こるかわからないですからね。そういうときに、例えば学校というのは、最大3メートルの浸水があったと仮定いたしましょう。そうしたら、3階にいますよと。3階以上をやっぱり配線を変えて、太陽光等々で、そのとき自家発電ができる設備とか、そういうことが必要になってくるんじゃないかなと思っております。1階、2階とは違う電源がまた必要になってくることも考えられると思っておりますので、配線等のことも考えていただきたいなと思っております。まず、この配線等のことも考えていただけるかどうかを質問させていただきます。

○安心安全課長 岡村智彦君

では、太陽光の発電等のインフラの整備についてお答えさせていただきます。

太陽光発電により生み出される再生可能エネルギーは消費電力に活用され、CO<sub>2</sub>削減に大きな効果があります。また、余剰電力を電力会社へ売電、提供することにより、地域の再生可能エネルギーの利用割合を高める効果もあり、各地方公共団体で導入が進められているところでございます。被災時に電線等が切れて停電したときに、太陽光発電システムにより電力の供給が得られれば、避難所としての機能強化となります。しかし、曇りの際、発電量が少なくなること、また夜間の発電ができないことの原因があるため、太陽光発電システム及び蓄電池のコスト面、性能面の向上が図られれば、導入を検討するべきと思います。現在は太陽光システムの開発の、今は途中の段階でどんどんいい製品ができ上がってくると思っております。今後も導入に向けて検討していきたいと思っております。

しかし、議員が先ほど言われましたように、例えば3メートルを想定して3階以上にということを考えてみますと、やはり効率的のよい、そういう発電機、太陽光ということで、いつ来るかわからない災害に対しましては、3階以上に発電機にかわる簡易的な蓄電池など、太陽光発電を利用できる製品、今後開発されてくると思いますが、そのような簡易的に備えができて、利用しやすいものを研究して、設置の方向で研究、検討していきたいという考えであります。よろしく申し上げます。

○5番 戸谷裕治君

ありがとうございます。例えば今のお話で、ことし小・中学校に空調設備を充実されるということで、またそういうときにも太陽光発電が、夏場だったら役に立ってるんじゃないかなという考えもできますので、そういうこともいろいろ研究をしていただきたいと。これを早急にやれというんじゃないしに、費用対効果を考えていただいて、研究する余地はありますよということで提案させていただきます。

それと、災害に対しましては、私も蟹江町というのは、先ほども申し上げましたように、大都市名古屋をバックに控えております。ですから、物資、そしてインフラに関しましても、短期間で充実したインフラをつくる必要があるのかなと。短期間でいいと思っております。これが1カ月、2カ月というような、東北の震災のようなことはないと考えられますので、そういうことを考えていただきまして、これから研究を町のほうにさせていただくことを望んで、一般質問をこれで終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長 中村英子君

以上で戸谷裕治君の質問を終わります。

質問3番 松本正美君の1問目「防災・減災力アップ対策について」を許可いたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告書に従いまして防災・減災力アップ対策について質問をさせていただきます。

東日本の大震災から1年3カ月を過ぎました。大震災以降、さらなる災害の危険性が叫ばれる中、国や自治体、また国民の一人一人の間で防災のあり方や、どうやって生命や財産を守るかが問われ、大きく見直されております。世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約2割が、この日本で起きるとされております。また、地震・津波のほかにも台風や集中豪雨、火山噴火の危険性もあります。まさに日本は自然災害列島と言っても過言ではありません。こうした自然災害の脅威をなくすことはできませんが、しかし、被害を未然に防止することや、軽減することは可能であります。その取り組みといたしまして、大きく3つあります。自分自身のみずから守る自助、2つ目には地域の身近な人で助け合う共助、3つ目に行政による公助であります。この3つの連携が極めて大事であります。この中で、防災の基本となるのが自助であり、そして共助であります。阪神・淡路大震災の災害発生時、生き埋めや閉じ込められた人の救助を、だれに助けられたかという調査をしたデータによると、自力や家族によって助かった自助が66.8%、3分の2を占め、友人や近所の人、通行人に助けられた共助が30.7%、自助と共助を合わせても9割以上を占めております。救急、自衛隊などの公助は、何とわずかに1.7%という結果でありました。これを見ても、いかに自助が重要か、いかにご近所の共助が頼りになるかがわかります。大規模な災害が発生したときにこ

そ、その被害の規模が大きければ大きいほど、公的な機能が発揮される間、自分の身は自分で守る、自分たちの地域は自分で守るといったことが求められているところでもあります。

本町でも、地域防災計画の見直しが進められますが、新しい計画の中には自助、共助の役割をどう位置づけ、取り組まれるのか、まずお伺いしたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

では、お答えさせていただきます。

議員のお話の中にもありましたとおり、阪神・淡路大震災の際に、生き埋めや閉じ込められ救助された方3,000名からのアンケート結果では、自力、または家族に救助された方が66.8%、友人、隣人、通行人に救助された方が30.7%、救助隊に救助された方が1.7%となっています。議員のおっしゃるとおり、災害時において自助、共助の果たす役割は大変大きなものであると、私どもも考えております。

自助とは、自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでという自己責任、自己決定のもと、生活に密着した防災、身近にある危険の芽を摘む防災であり、我が家の耐震補強、家具の転倒防止、家庭備蓄などを行う安心・安全の作法と準備であると考えております。

共助とは、個人や個々のコミュニティでできないことを空間的、あるいは組織的つながりで支え合う相互支援、協調運営のもと、地域に密着した防災、公私のすき間を埋める防災であり地域監視、町内会が行うコミュニティ備蓄、地域の避難所運営などを行う安心・安全の地域力、行政と住民の橋渡しの存在と考えております。

地域防災計画の中で総則にありますが、災害発生時には防災関係機関の活動が遅延したり、阻害されることが予想され、町民、事業者などは、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもとに、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うという一文に示されているとおり、行政としましては、地域や自主防災組織で開催される防災講習会、防災訓練を通じて防災が文化として根づくような地域づくり、住民が自主性、地域での協調性を持っていただけるような意識づくり、自助、共助が十分に機能できる環境づくりができるよう努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、安心安全課長のほうからもこの自助と共助の取り組みは非常に大切なことであると、そういうお話をいただいたわけですが、この計画の中にもしっかり取り組んでいただきたいのは、本当にみんなの力を合わせるためのみんなの計画であるという、そういう意識を取り入れていただきたいなど。特に今回、災害時では一般的に考えても、先ほどもお話ししましたが、大体自助が7割、そして共助が2割、公助が1割というような減災予防対策の割合じゃないかなと、このようにとらえております。

特に、自助の役割で一番大事なのは、自分の身は自分で守ると。本当に自分の命は自分で

守るといふ、先ほども課長のほうからもお話がありました、本当に命があつて、災害復興への大きな貢献にもなるんじゃないかなと、このように私もとらえております。その中で、先ほども課長のほうからもお話がありました防災学習会ではありますが、これも町として取り組んでいくというお話ではありますが、もう一回、この防災学習会が積極的に推進できるように、蟹江町としても支援体制をしっかりとつくっていただきたいと思うわけなんです、この点についてはどうでしょうか。

○安心安全課長 岡村智彦君

防災学習会につきましては、各町内会からの要望に応じて、できる限り地域の公民館など、そういうところで開催されるときに行っております。また、それだけで細かい防災学習会ではなく、また各ブロック別の防災学習会ということも、今後検討していきたいというふうに思いますので、さまざまな形で学習会のほうを行っていくという考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

よろしく願いいたします。

次に、先ほどもお話がありましたけれども、家具の転倒防止だとかという、そういう取り組みなんですけれども、災害が発生して被害を最小限にするための日ごろの備えというのは大事になってくるわけなんですけれども、実は、災害予防の日ごろの備えで一番身近なのは、この家具の転倒防止じゃないかなと、このようにとらえております。実は、私たち公明党は、愛知県の各地で本年度、防災・減災ミーティングというのを開催させていただきました。その中で、特に冷蔵庫、そして家具の転倒防止はできていますかと問いかけて、ほとんどの人が転倒防止ができていないというのが現状でありました。そうしたことを見たときに、今回、阪神・淡路大震災でも建物、そして家具の転倒によって圧死で亡くなった方が多く見えるということ、皆様もこれはご存じのとおりであります。特に本町でもひとり暮らしの高齢者の方、また障害者の方の家具の転倒防止の金具の取り付けだとか、そうした困難な方への支援体制、また、低所得者への転倒防止の家具の取り付けへの補助など、こうしたことも今後考えるべきではないかなと、これを思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、防災・減災のこういうミーティングなどで、家具転倒防止の研修を行われたということですが、蟹江町におきましてもさまざまな学習会のたびに、そういう家具転倒防止の講習も含んで行っておりますので、そういう機会にぜひお願いをしたいと思います。また、高齢者やひとり暮らし、それぞれの支援体制ということにつきましても、私ども何か活用ができる手だてというのを今後検討していきたいと思っておりますので、前向きには、そちらのほうは検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

ぜひ、やっぱり高齢者だとか、ひとり住まいだとか、そうした方への支援体制をしっかりと組んでいただきたいなど、これを思います。

次に、もう一つは自主防災体制の強化ということで、非常に最近では高齢化も進んできました、なかなかこうした参加が非常に厳しい部分があるわけなんですけれども、これから若年層だとか、そうした女性の参画推進、また地域の防災訓練の中で住民や企業との接点をふやすなど、地域の皆さんが本当に助け合う自主防災体制の強化を図っていただきたいなど、これを思います。

あと、質問等もごございますので、自主防災体制の強化だけちょっとお聞きしていきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○安心安全課長 岡村智彦君

自主防災体制の強化につきましては、また今後質問が出てくるとは思いますが、いろいろな防災のボランティア団体、また防災リーダー、また防災コーディネーターなど、そのような方が何名かお見えになっております。また、防災学習会につきましても、そういうようなことのお話もさせていただきたいと思っておりますので、そちらのほうに向けてまた力を入れて進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○1番 松本正美君

次に進めていきたいと思っております。次に、防災士の育成についてであります。共助の体制を築く上で大きなウエートを占めているのが、先ほども言いました自主防災組織であります。本町でも自主防災組織の会長は町内会の自治会長だとか、役員が兼務していることが多く、短期間で交代してしまう場合や、自主防災組織が社会環境の変化、高齢化により地域の担い手不足など、防災力の低下を招くおそれがあります。この地域で東海、東南海、また南海地震が起こることが予想される中、私たちはいざというときの訓練が必要であります。地域における自主防災が推進されているものの、なかなか地域の防災リーダーが育っていなく、まだ十分な状況ではありません。このような中で、自主防災組織の結成率を上げることももちろん大切であります。人材の育成も肝心であると思っております。その中で、地域での防災リーダーである防災士の育成が注目を集めております。この防災士の資格認定制度は2003年にスタートいたしました。背景には、阪神・淡路大震災の際に社会全体に広がった市民防災の意識の高まりがあったと言われております。防災士は研修講座を受講し、資格試験に合格し、消防署などが実施する救急救命講座を受講して防災士となるのであります。この防災士資格証明制度の趣旨は、自分の命は自分で守るが第一であり、家庭、地域、職場での事前の備えを行い、被害を軽減し、自分が助かってこそ家族や地域の人々を助けられると関係者は言っております。そこで、蟹江町の防災士の認定を受けられた人は、現在何名ですか。

また、防災士の育成推進は災害への事前事後の家庭単位での取り組みが充実し、やがて地域職場にも広がり、防災意識の高まりに即し、町民による救命力の向上にもつながっていく

と考えられます。そこで、本町の自主防災の強化や、防災・減災力アップのための防災士育成は重要であります。そういう意味で、防災士育成についてのお考えをお聞かせください。

○安心安全課長 岡村智彦君

防災士の育成についてお答えをいたします。

防災士とは、特定非営利活動法人日本防災士機構による民間の資格でございます。機構が定めたカリキュラムを防災士教本による自主学習、履修確認レポートと、会場研修講座の受講で履修し、履修証明を得て資格取得試験に合格し、消防本部、または日本赤十字社等の公的機関が主催する救急救命実技講習を受け、その修了証、または認定証を取得した者に認定される資格でございます。

蟹江町には数名の防災士が活躍していると聞いております。全防災士数については、情報収集が少し不足でございますので、正確な数字については把握しておりませんが、愛知県におきましては3,171名でございます。蟹江町の防災士につきましては、現在24年5月現在で8名ということでございます。まず、防災士になるには、先ほど述べました日本防災士機構が認定した研修期間によるということ、一応2日から3日ほどの研修を受けるということで、履修証明を得て同機構が実施する防災取得資格試験に合格するということが必要になってきます。費用につきましては、研修講座受講料、そして受験料、登録申請料が必要になっております。今後、防災士育成のために何らかの検討をし、ほかの防災リーダーの養成について推奨していきたいと思っておりますし、今後も1人でも多くの方に防災意識を持っていただくことが、地域防災力にも最大の強化につながると考えております。参考ではございますが、防災リーダーが現在24名、防災ボランティアコーディネーターが45名、蟹江町のほうではございますので、よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからお話しいただいたのは、防災士というのは正確な数は8名でよろしいですか。

○安心安全課長 岡村智彦君

はい、8名です。

○1番 松本正美君

今、8名ということですがけれども、今後、本町の防災力をアップしていこう、減災力もアップしていこうと思えば、本当にそういう意味では少ないのではないかなと、これを思います。それで、この防災士の試験ですね、費用が大体6万円ぐらいかかるということをお聞きしているわけなんですけれども、いずれにしても今回、こうした大きな災害が起きて、また本町でもそうした災害が起きないとは限らないというときに、防災士の育成というのが非常に大事になってきます。そういう意味で、この防災士の資格修得に関して、町のほうとして、この防災士の資格を取るための補助はできないのか。また、町職員の人材育成とともに、各

部署に防災や減災対策の中核を担ってもらうためにも、防災士の資格修得の考えはないか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○安心安全課長 岡村智彦君

議員が言われましたとおり、現在、蟹江町、私どもで把握している数が、防災士が8名ということで、非常に少ないと私も考えております。しかし、毎年防災リーダー、または防災ボランティアコーディネーター、こちらのほう、2月ごろ講習ということで、何名か募集をして、それぞれリーダー、コーディネーターのほうを増員しているような格好でございます。職員におきましては、防災士の資格というところも専門分野が少し入りますので、そちらのほうもまた検討して、数のほうをふやしたいと思っておりますので、まずそのような募集をし、できることからやっていきたいと思っておりますし、補助体制につきましても、また検討していきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○1番 松本正美君

よろしくお願いいたします。

次に、家庭防災会議の日の制定について質問させていただきます。

最初の、災害が起こったときに命が守られれば、けがをしなければ、多くの人たちが早くから復旧作業に携われます。そのためにも、みずからの命のみずから守る自助をどう考えるかということが大きな課題でもあります。自助力のアップ、防災意識のアップにどう力を尽くしていくかということは、町民にとっても大変重要なことであります。地震、水害などの発生に備え、日ごろから防災について家族での、それぞれの話し合う機会を設けるなど、一家で防災意識を高めていける家族防災会議の日を毎月1回設けたらどうか。その中に防災手帳をもとにした家族防災会議で、災害発生時の避難場所やルートの確認、連絡方法、非常持ち出し品の点検のほか、家の中や周囲に危険箇所がないか、安全確保など、家族が集まって話し合う機会を持つことは大切なことではないでしょうか。本町の町民の皆様幅広く自助のアップを取り組みとして、防災・減災の意識を高めてもらうための町民への防災手帳の配布や、毎月1回家族防災会議の日の制定の考えはないか、お伺いしたいと思っております。

○安心安全課長 岡村智彦君

家族防災会議についてお答えをいたします。

家族防災会議の関係、もしものときですが、家族がばらばらでは被害が拡大するばかりです。家族で防災について話し合っておく必要がございます。また、話し合いだけでなく、休日には避難場所まで実際に歩き、避難経路の安全を確認していただくことが必要で、そこで話し合いのテーマの例として挙げさせていただきます。

地震が起きたときの各自の役割、消火器、三角バケツなど、消火の備えについて、家族間の連絡方法、避難場所の確認、避難経路の安全確認、非常持ち出し品のチェック、家具転倒防止対策や家庭内の整理整頓、お年寄りや乳幼児、病人、障害者、外国人などの避難方法な

ど、それぞれを決めておく必要がございます。平成15年に防災手帳を全町民へ配布させていただきましたが、更新版の計画、毎月1回の家族防災会議の日の制定などにつきまして、今後は前向きに検討していきたいと考えております。15年に配布をさせていただきました防災手帳につきましては、折り畳みのものを配布させていただいております。

以上です、よろしくお願いいたします。

○1番 松本正美君

どうか家族防災会議の日の制定も考えていただいて、新しい防災手帳もつくっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次にまいります。避難所の点検についてであります。

一般的に大災害が起きると、避難所は旧来の性別、役割、分業意識に基づいた配置で振られます。女性や弱者と言われる人の人権に対する配慮が忘れがちとなっております。17年前の阪神・淡路大震災でも、子供が周囲に迷惑をかけることを気遣って避難所を利用しない母親、性暴力被害を警察に訴えたら、言わないほうがよいと言われるなど、知的障害を持つ児童が避難生活で周囲に迷惑をかけることを心配する母親など、このほかにも多くの事例が報告されております。

こうした経験を踏まえ、災害とは社会的性差の課題についても、日本で六、七年前から注目されるようになりました。内閣府の第3次男女参画基本計画では、地域防災環境、その他の分野における男女共同参画の推進の柱が立てられております。緊急対策としては、被災した女性たちの身体的、精神的負担が少しでも和らぐことが重要であります。避難所では、着がえや授乳などを配慮した女性専用の部屋を準備し、トイレを男女別にするといった基本はもとより、運営スタッフや被災者自治会組織の中に必ず女性を入れる、女性の警察官や保健師による巡回を行い、男性リーダーに相談しにくいニーズを吸い上げるなど、安心感を与える手だてが求められております。

そこで、本町の災害時に女性の視点が考慮された避難所になっているのか、お伺いいたします。また、東日本の災害による避難所生活で大きな問題となっているのが、トイレの衛生面での問題であります。東日本大震災では、仮設トイレが断水で、トイレが満タンであふれるなど、1枚のビニールで6人の方が用を足したとも聞いております。このトイレの始末に穴を掘って始末したとも聞きます。これは衛生的にもよくありません。仮設トイレの問題も起きていました。本町でも下水道の整備とともに、災害対応型マンホールトイレの設置が、現在、蟹江小学校敷地内に下水道管を布設し、7基設置されております。24年度は旧給食センターの跡地の敷地内に9基設置が予定されております。災害時の緊急避難場所となる小・中学校の敷地内に、下水道整備とあわせて災害対応型のマンホールトイレの設置を、今後も計画に進めることを提案します。ご見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

私のほうからは2点、ご回答させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、女性の弱者についてのことについてでございます。阪神・淡路大震災や、新潟県中越地震、または東日本大震災などの大規模な災害において、女性の人権への配慮が不十分であるなど、被災者への支援体制に多くの課題が残りました。これらの多くの教訓を今後に生かし、男女のニーズの違いに配慮した防災活動の体制づくりをしていく必要がございます。災害時における女性のニーズに対応できるよう、女性の視点を取り入れた防災計画、防災体制づくりに努めたいと思いますし、防災訓練などにおいて、地域で活躍する婦人会などとの連携を図るなど、女性の積極的な参画を促したいと思います。災害時の避難所が女性の視点が考慮された避難所になるように、今後の参画によりよい避難所を目指してまいりますというように考えております。

次に、2点目のトイレの衛生面についてでございます。

避難生活は、精神的にも体力的にも負担が強いられているため、食べること、排泄することなど、当たり前のことがふだん以上に重要になります。そのため、食料や水と同時に安心して使用できるトイレ環境を確保することが必要です。特に子供や女性、お年寄り、障害者などの視点でトイレのあり方を考えることが大切です。災害時には、飲食料や衣類の確保とともに、トイレ、衛生対策は重要です。水や食料はある程度我慢できたとしても、排泄を我慢することはできません。過去の震災では、トイレに行く回数を減らすために水分を控えたことで慢性的な脱水状態となり、その結果、下肢静脈血栓がしやすいことが指摘されました。さらに、エコノミークラス症候群となり、死亡することもあります。学校や公民館などの公共施設は災害時には避難所となり、多くの人と一緒に生活する場となるため、災害時を想定したトイレ整備が求められます。避難所における災害時のトイレ、衛生対策や公衆トイレを含めた総合的な災害時トイレ対応のあり方を検討して、見直しを考えていきたいと思っております。

また、災害用トイレにはさまざまなタイプ、製品があります。避難所に適したトイレを備蓄し、運用方法についても事前に検討しておくことが必要で、トイレ対策を徹底することは避難者の健康面、衛生面の管理、避難所の安定的な運営にも役立つものと考えられます。今後、防災としては、新蟹江小学校に下水道直結型併用の災害時要援護者用、車いすの対応型でございますが、そちらの簡易トイレを3基、ほか災害時要援護者用防災資機材を設置し、他の避難所などに随時整備をしていきたいというように考えております。よろしくお願いたします。

○議長 中村英子君

マンホール型トイレについて。

○下水道課長 加藤和己君

松本議員さんのご質問にお答えします。

蟹江町下水道課としては、災害時のトイレ対策は最重要課題の一つととらえて考えています。災害発生により水洗トイレが使用不能になった場合、災害時では悪臭、さらには感染や伝染病などの2次感染が心配でございます。そこで、蟹江町としては3.11東日本大震災以前に、海部地区ではいち早く、下水道総合対策事業実施要綱に基づき、蟹江町水郷総合地震対策計画を作成し、まず避難所に指定されている収容人数300人以上、学校等に衛生的な仮設トイレの確保を計画策定しました。議員の言われますとおり、平成23年度は、蟹江小学校プール前に8基設置しました。これは小学校のプールの水を利用して、衛生を保つ工法で処理します。平成24年度、今年度でございますが、蟹江中学校に9基設置します。これは旧給食センター前に設置します。ここには、現在使用していない旧東部水源の井戸水、地下水を利用して衛生を保つ工法で処理します。当面の平成30年までの計画予定は、平成27年度は本町の拠点となります役場、体育館、中央公民館で合わせて11基設置します。場所は役場北側駐輪場前に設置し、防火水槽の水を利用して衛生を保つ工法で処理します。平成29年度は学戸小学校に7基設置する計画でございます。ここは小学校のプール東側に設置し、プールの水を利用して衛生を保つ工法で処理します。今後、蟹江町公共下水道整備計画に基づき、収容人数300人以上の避難所に災害対応型仮設マンホールトイレを設置し、議員の言われるとおり、自助、共助に合わせて必要な公助として取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○1番 松本正美君

今、避難所の点検というところで、今課長のほうからお話がありましたが、特に避難所のプライバシーということでもちょっとお聞きしたいんですけども、今回、小・中学校の体育館なんかも避難所になっているわけですけども、非常に女性の方の皆さんから避難所のプライバシーということをよくお話を聞かさせていただいているわけなんですけれども、今回の東日本大震災でも多くの女性の皆様から、そういった避難所のプライバシーということも出ていたということをお聞きしております。そして、本町のプライバシーということで、この体育館の中の空間ですね、これを確保できるような間仕切りですとか、こうした備蓄を用意されていると思うわけなんですけれども、十分に確保されているのかということもちょっとお聞きしたいと思います。

それと、先ほどトイレのことでお話しさせていただきましたが、本町でも避難所の簡易トイレが確保されておりますが、これ、東日本大震災では、避難所で夜間女性が簡易トイレの中で、電灯の光で透けて見えたり、簡易トイレが男女別になっていないなどでプライバシーの対策が求められていたということをお聞きしております。本町の簡易トイレは男女別になっているのか、そしてまた、プライバシーの対策はできているのか、お聞きしたいなと思います。この女性の場合、特にシルエットですね、外に映ると大変やりにくいということが、阪神・淡路大震災でもこれは問題として指摘されております。ぜひ女性の視点から、これに

限らずいろんな点につきましても確認をしていただきたいなど、このように思います。この3月議会でも代表質問で、女性の視点の防災対策ということは、町長のほうにも提言をさせていただいております。どうかこの計画とともに、女性のそうした防災の計画のときから女性に担当していただいて、そして防災に取り組んでいただけるような仕組みをつくっていただきたいなど、このように思っていますので、先ほどのプライバシーの十分体育館はできているのかということと、トイレの確保はできているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、プライバシーの関係でございますが、間仕切りの備蓄などにつきましても、議員のご指摘のように十分ではございません。あと、トイレのほうでございますが、男女別でもございません。夜間透けて見えるかということにつきましても、現在、そういう透けないテント付きのトイレということもありますので、先ほど申し上げましたように、今後女性の視点が考慮されたというところの部分で、新たにまた見直しを図って、備蓄の資材等もまた進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

議長、時間まだありますか。

○議長 中村英子君

11分だそうです。

○1番 松本正美君

じゃ、次に入りたいと思います。

緊急避難所の確保についてであります。本町では、町内会によって高い建物がなく、大雨による水害や地震による津波など、大きな被害が出た場合など、学校の施設まで避難することは大変厳しい状況のところもあります。大小の河川に挟まれた我が地域では、河川のはんらん等を考えると、避難場所の確保が心配されます。蟹江町では、津波による最高水位は二、三メートルになるとも言われております。本町の4階建て以上の緊急避難場所は、24年3月1日現在、7事業者、10棟と契約していると聞いております。地域の防災学習会や、地域の会合で、住民の皆様からは近くに4階以上の高い建物がない。避難所となっている場所には定員に限りがあるのではないかと、学校の避難所までは距離があり、障害者や高齢者の方は時間がかかるなどの声が寄せられております。緊急避難ビルの確保については、昨年6月の一般質問でも提案させていただき、ほかの議員さんからも緊急避難ビルの確保については提案されているところであります。あれから1年を迎えます。町が現在進めておられる4階建て以上の緊急避難ビルの確保は進んでいるのでしょうか。現在の進捗状況と、今後の対策はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

また、町民の皆様から要望が多い、東名阪自動車道への緊急避難場所についても、NEXCO中日本や国にも要望がされていますが、町民の安心安全を考えたとき、緊急避難場所と

して使用できるか、他の市町村では車で乗り入れできる緊急避難所が可能なところもあると聞いております。東名阪自動車道への緊急避難場所についても、現在どのような進捗状況なのか、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○安心安全課長 岡村智彦君

避難所の点検についてお答えいたします。

東日本大震災における津波被害を踏まえ、現在、県におきまして、地震及び津波被害想定の見直しが行われておりますが、地震・津波対策としての目的で一時避難所を想定に考え、避難ビルとして協定を締結中でございます。当町では、4階以上、耐震基準、電子錠なしの建物は71棟ございます。5月31日現在では8事業所、10棟と締結を完了しております。今後、さらに締結に向けて推進していきたいと思っております。また、東名阪自動車道への要望につきましては、平成23年12月16日に、国に対して要望をいたしております。要望内容としましては、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道及び名古屋第二環状自動車道を避難場所として利用すること。東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道及び名古屋第二環状自動車道を非常駐車帯やのり面などへの避難階段への設置。これらの要望を明文化した協定の締結などを要望して、現在回答待ちというような状況でございます。また、今後さらに要望をしていきたいと考えております。

以上でございますので、よろしく申し上げます。

○1番 松本正美君

今、先ほど課長のほうからお話があったわけなんですけれども、この避難所の確保についてですけれども、蟹江町は海拔ゼロ地帯ということで、住民の皆様から、地域によっては避難できないのではないかと、本当に限界があるのではないかと、そういう要望をされる方があるわけなんですけれども、津波や大雨による堤防の破壊による洪水など、緊急避難ビルに避難できない人もできるんじゃないかなど。津波は、蟹江町は今までの話いろいろと聞いてみますと、そんな大きなのは来ないのではないかと、ということをお聞きしているわけなんですけれども、実は、大学の先生から言えば、要するに陸地のほうで起きたときにはどうなのかということもお話をされるわけなんです。非常に高い津波が予想されるというお話も聞いておるわけなんですけれども、そうしたときにはどうなのかということをお聞きしているわけなんです。特に避難者が、地震だけでなくして、洪水でもそうですけれども、この洪水の中で取り残された場合、孤立者の安全確保や、孤立にならないための対策はどのように考えているかお聞きしたいのと、本町でも透析患者の方が結構見えるわけなんですけれども、こうした透析患者の緊急避難場所の確保はできているのか。また、中には在宅酸素の方も見えます。人工呼吸器の方も、そういった方もちょっと聞いております。そうした方への対策はどうなのかということをお聞きしていますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、孤立者など、避難ビルのことでございますが、先ほどお答えをしておりますが、やはり地域の皆さんで共助、そういうような格好で声をかけていただいたり、いろいろ安心カードだとか、そのようなものをつくっていただいたりしていただいて、何とかご協力をしていただいて、孤立者の方もそれぞれ避難所のほうへというようにできるようにしたいというような体制をつくっていきたいと思います。また、要援護者、透析患者となりますが、蟹江病院様など、今後また救済所、もしくは福祉避難所としては、また指定ということをお願いしていきたいというように考えておりますので、それぞれの病院等に関しましても、いろいろ海部地域でも協定を結んでおりますので、またそういうことも計画の中に盛り込んでいきたいというように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○1番 松本正美君

ぜひお願いしたいのと、それと、こうした緊急避難するときに、そういう病人の方だとか、透析患者の方も含めてですけれども、各学区にそういう緊急避難の公民館があるわけなんですよ。各公民館なんかあるわけなんですけれども、ここにできれば折り畳み用のリヤカーを置いていただきたいなと思うんです。これ、なぜこういうことを言うかという、今回の東日本大震災のときにも、中学生の子供さんたちがリヤカーを利用してお年寄り、高齢者の方と一緒に避難させたというお話も聞いているわけなんです。だから、そういう意味では共助のことを考えたときには、そういう助け合いという意味では、中学生の方でも、そうしたときには非常に一緒になって逃げられるのではないかなと、このように思いますので、そうしたリヤカーも用意していただきたいなと思います。

それと、孤立対策ということで、特に蟹江町は液状化が特に心配されているのと、そうした洪水になったときに、この地域が崩壊してしまった、また橋も壊れてしまったと、そうしたときに、緊急に運び出せるようなヘリコプターが来て、ヘリポートのような整備をきちっとつくっていただいて、お願いしておいていただきたいなと思うわけなんです。緊急のときにヘリポートもなくて、非常にヘリコプターも要請したけれども来れなんだというようなことがあつては、孤立した人を助けることはできないと思いますので、この点についてもちょっとお聞きしたいなと思います。よろしくお願ひします。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、リヤカーのほうで東北のほうで大活躍をしたということで、地域の公民館に設置をしたいというような要望でございますが、それぞれ各地域におきましては、防災の補助事業というものを活用していただいて、備蓄資材等整えていただいている状況でございます。また、我々のほうの防災倉庫、または避難所等におきましても、リヤカーの設置等も前向きに考えていきたいというふうに思っております。

また、孤立者の関係の緊急の場合、ヘリポート等の整備ということがございますが、今後、そういう施設と検討に向けて、そのように設置ということを前向きに考えていきたいという

ふうに考えます。よろしくお願ひします。

○1番 松本正美君

次に、避難所に浄水装置つき自転車の導入についてお伺ひいたします。

昨年の東日本大震災で、水道の断水により、避難所での飲料水に大変苦慮されたと聞いております。現在、地震などの災害による断水時に、河川や池、学校のプール、防火用水、ふろの残り湯などを水源に、自転車をこぐだけで1時間に150人分の飲料水をつくり出すことが可能な自転車搭載型浄水装置を導入する自治体も出てきております。この自転車は、ポンプやろ過装置がついたもので、塩素消毒もできるようになっております。自転車をこぐと発電し、その電力を用いてプールなどの水を吸い上げ、フィルターを通して水を浄化する仕組みとなっております。また、自転車は多少の悪路でも走れるように、タイヤにはパンクしにくい素材を使用しており、瓦れきや建物が倒壊しても、水のある場所へたどりつける便利な自転車であります。本町では、液状化などで上水道に被害が出て、復旧に時間がかかることも予想されます。避難場所の機能強化として、避難場所に指定されている学校や避難所に、浄水装置つき自転車の導入の考えはないかお伺ひしたいと思ひます。

○安心安全課長 岡村智彦君

浄化装置つきの自転車についてお答えをいたします。

浄化装置つきの自転車の導入につきまして、まず浄化装置つき自転車とは、自転車をこぐことで荷台のポンプを作動させ、水をくみ上げてフィルターでろ過すると。モバイルウォーターは災害時などに役立つ新発想の浄化装置で、浄水器の動力に自転車を使うという独自のアイデアで注目をされております。水源までの移動の簡易さと、浄水効率のアップという2つのメリットを実現しております。震災など大規模災害では、交通網の寸断など、自動車が機動力を発揮できないケースがありますので、そんなときでも自転車ならばスムーズに移動が可能だと聞いております。また、浄水できる水源は、河川やビルの浄水槽、プール、ふろの残り湯など、海水や化学物質で汚染された水以外であれば、毎分5リットルのペースで安全な飲料水をつくり出すことが可能だとも聞いております。3段階フィルターを用いた独自のろ過システムにあり、1次フィルターでゴミなども取り除き、活性炭とセラミック材を使った2次フィルターでにおいや濁りなども除去、第3段階として、表面に多数の小さな穴を持つストロー状の糸をより合わせたフィルターで細菌などをろ過で防いでいきます。構造は家庭用浄水器と同様でございますが、モバイルウォーターは安全性を高めるため、塩素を自動注入しています。大腸菌などの除去も行えると聞いております。キャスターつきのケースやポンプにフィルターなどを収納した手回しタイプも発売されているということも聞いております。こちら毎分1.5から1.8リットルの飲料水をつくり出せるようでございます。

蟹江町には、まず7台の災害用ろ水機を各避難所等に配備しております。浄化装置つき自転車の導入についても、高額なため、そのようなことを聞いておりますので内容を十分に研

究して、今後検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 中村英子君

松本正美君、休憩が近づいておりますので、簡潔にお願いいたします。

○1番 松本正美君

最後であります。

この防災・減災力アップについて、町長のほうから所見がございましたらお話しいただきまして、この防災・減災力アップについて終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 中村英子君

横江町長、時間が来ておりますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、たくさんの質問をいただきました。たくさんの要望もいただきました。3.11以来、防災・減災に対する意識は大変高まっておるわけであります。特にゼロメートル以下の地帯に住む我々海部郡、4市2町1村、32万人は、協働の意識でもって、皆さん助け合いをしながらいろんな防災協定も結んでおります。ある意味、松本議員がおっしゃったように自助、共助、公助をしっかりと発揮して、地域の安心安全のために頑張ってもらいたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長 中村英子君

以上で松本正美君の1問目の質問を終わります。

暫時休憩に入ります。

再開は午後1時からといたしますので、お願いいたします。

(午後 0時02分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 中村英子君

松本正美君の2問目「児童・生徒の安全確保対策を図れ」を許可いたします。

○1番 松本正美君

1番、公明党の松本正美でございます。質問事項2問目の児童・生徒の安全確保対策を図れを質問させていただきます。

平成24年4月23日、京都府亀岡市にて集団登校中の小学校の列に、無免許の少年が運転する軽乗用車が突っ込み、児童及び保護者2名が死亡、8名が重体・重軽症を負うという痛ましい交通事故が発生いたしました。さらに4月27日には、千葉県館山市、1名死亡及び愛知県岡崎市においても2名重症という、同様の通学途中の交通事故が立て続けに発生しており、

何ら落ち度のない幼い命が無残にも奪われる悲劇の連鎖に、行き場のない町民の皆様の憤りのうちにも、そうした心が渦を巻いているところでもあります。全国で頻繁に発生する一連の死傷事故については、子供たちのよりどころである地域の安全・安心を脅かす重大かつ切迫した事態ととらえており、学校通学路の安全対策をさらに強化するなど、通学路の安全確保が急務になっております。

蟹江町の学校通学路においても、今回の事故の例に該当するような危険箇所がないか、早急に調査、点検を行い、児童・生徒の安全確保を図るべきではないか。1点目に、子供の目線に立った通学路の安全総点検の実施、2点目に、通学ルートや集団登校の是非などの再検討、3点目に、通学路の安全対策として、道路管理者と連携したガードレール、信号機の設置、交通規制、歩道の整備、自動車の制限速度を30キロ以下に規制強化するゾーン30の道路整備や、カラー舗装を行うなど、ハード面、ソフト面の交通安全施設の充実について、皆様から児童・生徒の通学路の安全確保対策の要望をいただきます。児童が巻き込まれる交通事故を二度と起こさない、児童・生徒の安心・安全に通学できる安全確保対策について3点、まずお伺いしたいと思います。

○教育部次長・教育課長 鈴木智久君

それでは、私からは1点目と2点目について答弁をさせていただきます。

まず1点目でございます。子供の目線に立った通学路の安全総点検の実施についてということでございます。現在、学校ごとに指定をしております通学路は、先生が児童・生徒に付き添って歩くなどして、安全かつ合理的に登下校ができるよう、交通規制や交通量、道路関係などを検討した上で通学路として設定を行っております。そこで、子供の目線に立った通学路の安全総点検ということでございますけれども、本年度、新蟹江小学校におきまして交通安全総点検を、今月の26日に実施することとなっております。これは、土木農政課が主体となりまして、子供たちがみずから通学路を歩きながら危険箇所をアンケート形式でまとめたものを、地区のPTA町内会、それから蟹江警察署、議会、教育委員会、町、県の建設事務所、それぞれが合同して点検を行うこととなっております。これまでも、平成16年度には学戸小学校区、平成20年度には蟹江小学校区において実施をしております。

2点目の、通学ルートや集団登校の是非についての再検討についてでございます。現在、町内の各小学校では、保護者の方や地域の皆さんの協力のもと、通学団による登下校が行われております。学校では、学期の初めと終わりには通学団会議を行っており、児童から危険箇所などの報告を聞きます。その報告をもとに、各通学団の担当の先生が下校に付き添い、通学路の点検を行っております。また、PTAの役員の方によっても定期的に通学路の点検を行っていただいております。また、登校指導を行う中で通学路の安全について確認を行っております。点検で見つかりました危険箇所については学校に報告され、また教育委員会へも報告されます。危険箇所が見つかったり、工事などで通学路の変更が必要な場合は、速やかに通学路を

変更するなどの対応をしております。なお、集団登校の是非につきましては、今後の課題として検討していきたいと考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

○安心安全課長 岡村智彦君

ゾーン30の取り組みとカラー舗装、信号機設置についてお答えを申し上げます。

まず、ゾーン30の取り組みについてお答えをいたします。ゾーン30とは、生活道路が集積し、歩行者等の通行が最優先され、通過交通が可能な限り抑制されることに地域住民の同意が得られる地域について、最高速度を時速30キロとするという考え方を重視した対策であります。ゾーン30の設定は、地域住民の要望がある場所について警察、道路管理者、自治体が設置について検討し、設置に対して地域住民の同意が必要でございます。町としましては、議員のおっしゃるような学校の通学路や生活道路が集積した地区のような交通安全対策を、より進める必要がある地区につきましては警察へ相談をし、道路の一部分へ時間帯通行規制を設けるのか、地区についてゾーン30を設定するのかが効果的なのか勉強し、その地区でできる最も適切な交通安全対策とは何かを考えて取り組んでいきたいと思っております。

次に、交通規制、カラー舗装による対策についてお答えをいたします。

通学路へ交通規制を設けることや、カラー舗装について歩道、車道の区分をすることは、児童・生徒の安全を確保するためによい方策であると考えております。カラー舗装を行う財源で、カーブミラー、ガードレール等の設置など、交通安全対策施設の充実を推進することも一つの方策であると考えております。今後につきましては、カラー舗装が必要な地区についてはカラー舗装を行うなどの対応をし、先ほど申し上げましたとおり、その地区でできる最も適切な交通安全対策とは何かを考え、交通安全対策を行っていききたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○1番 松本正美君

通学路の安全対策ということで、多分文科省のほうから通学路の安全点検ということで、通知が蟹江町も来ていると思うわけなんですけれども、この点まずどうなのかということちょっとお聞きしたいのと、それと本町の新蟹江小学校の通学路の安全確保対策ということで、今、通学路のカラー表示板や路面シートの設置が今されておりますね。そうした取り組みを今後ほかの学校のほうにも推進を確保されていくのかどうか、この点もひとつお聞きしたいと思っております。

それと、先ほど通学路のルートや集団登校の是非などの再検討ということですが、これについても、できれば通学路の安全対策ということで、安全協議会を設けていただくといいんじゃないかなと、これを思います。

それと、集団登校・下校において、今、ボランティアの方が、親御さんがついて一緒に回ってみえますので、こうしたスクールボランティアとの連携も密にさせていただきたいなど、

これを思いますが、この点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○教育部次長・教育課長 鈴木智久君

まず1点目でございますが、文科省のほうからの通知でございます。これは県の教育委員会を通じまして、文科省のほうから通学路における合同点検の実施についての依頼というのがつい最近届いたところでございます。実施内容は、先ほど申し上げましたように新蟹江小学校区と同様な内容ではないかと思っております。実施に当たっての詳細については、また今後届くこととなっております。ただ、危険箇所の抽出などにつきましては、実施期間は8月末というふうに聞いております。今のところ、文科省からの依頼につきましては、以上のように申し上げた内容でございます。

それと、私のほうからは最後の1点でよろしいでしょうか。安全対策協議会の設置についてというところの件でございますが、現在、舟入小学校区のほうでは、PTA学校区会、地域の代表、警察、教育委員会のさまざまな方が集まりまして、学区の安全に関する検討委員会というようなものを開催されてみえます。これは、先日我々のところにも開催の案内通知が来たところでございます。この中では、校区内の安全等について話し合いが持たれているようでございます。ただ、他の校区におきましても、やはりそれぞれの実情に合わせた方法で、校区内の安全や通学ルートの確保について情報の交換や提供は行っておるというふうに思われますので、その方法につきましては校区にお任せしたほうがいいのかと思っておりますけれども、ただ、今議員が言われましたそういう安全協議会というような、そういう方法につきましても、また学校のほうで紹介をさせていただきたいというふうに思っております。

私のほうからは2点、以上でございます。

○議長 中村英子君

スクールボランティアとの教育体制についてどうかというのは。

○教育部次長・教育課長 鈴木智久君

その辺につきましても、一度校区のほう、また学校のほうを紹介させていただきまして、案内をさせていただきたいと思っております。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

昨年、新蟹江小学校でカラー舗装が行われました。それについては、県の交通安全対策協議会という外部団体ですけれども、そこが県内の市町村でやるところが少しでも蟹江町にないかいという要望がありまして、その通知に基づいてたまたま町内を見たところ、新蟹江小学校が適切ではないかということで、無料でカラー舗装をやってもらったのが現状でございます。

以上です。

○1番 松本正美君

そうした取り組みを、ぜひほかもやっていただくように。無料でやっていただいたという

ことですが、よろしくお願いいたします。

それと、通学路の総点検についても、これしっかりと取り組んでいただいて、また抽出されるということですので、そうしたことを踏まえて、警察のほうだとかいろいろなところと、各部署とも連携とってもらって、きちっとした対策をとっていただいて報告をしていただきたいなど。また、危険箇所があればきちっと報告する、また周知徹底しなきゃいけないところがあれば皆さんに徹底していただくような、きちっとした取り組みをしていただきたいなと思います。

それと、通学路の安全対策でちょっとお聞きしたいのは、実は、毎朝尾張中央道の学戸交差点というのはかなり混雑するわけなんですけれども、その学戸交差点を通らずに、平安地区、平安公園があるところを通りまして、それでJRの関西線を突き抜けて、関西線を今度は東のほうに向けて走っている道路があるわけなんですけれども、非常にこの区間は通り抜けの車が多くて、かなり朝はスピードを出して通り抜けていくわけなんです。そして、このJR沿線の、関西線の南側沿線というのは北中の通学路になっているわけなんです。そして、ちょうど真ん中ぐらいに踏切があるわけなんですけれども、ちょうどその踏切を渡るに当たっても、非常に私もこの間、車が行き来するものでとまっていたら、後ろから来た車が物すごいスピードで走っていくという、非常に危ないなと思ったわけなんですけれども、こうした場所が通学路になっていますので、今、先ほどお話ししましたように、制限速度を、今あれ標識ないものですから60キロは出せるんですね。60キロで走ってもらうとえらい危ないんですよ。だから30キロ以下に規制できないのだろうかということもまず1つお聞きしたいのと、それと、また同じようなこと、これは町の土木課にもよくお話ししているのが、学戸東の交差点の手前を東のほうに抜ける道があるわけなんですけれども、これを学戸東の交差点を通らずに、並ぶものですからこれを避けてこちらのほうを通り抜けていくという、非常にここも交通事故がありまして、子供さんが1人交通事故に遭われているんですね。そうしたことで前からカラー舗装をしてほしいということで土木のほうにもお願いしているところなんです。それと、学戸小学校の皆さんが通学している蟹江町の役場北の交差点ですけども、ここは信号機があるわけなんですけれども、以前から歩行者用の信号機はつけられないのかということで、通学路の総点検のときも父兄の皆さんから声をいただいております。もうあれから何年とたっているわけなんですけれども、いまだにどうなったのかさっぱりわからないわけなんですけれども、なぜいまだに歩行者用の信号機はできないのかちょっとお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、60キロ制限の部分のところ、標識がやっていない部分だと思います。そちらを30キロ制限にできないかということでございますが、先ほどお話をしたとおり、よりよい交通安全対策ということを図っていきたいと思いますし、また、標識のないところに関しましては、

どうしても交通整理上できなければ、やっぱり規制をする必要があると、要望があれば警察のほうへ、私どもも要望したいというように考えておりますので、またそちらのほうも要望を出したいと考えております。

あと、役場北の通学路のほうの関係で、役場北の交差点、こちらのほうの信号機の設置についてのお答えでございますが、役場北の交差点の信号機の設置につきましては、以前から蟹江警察署へ要望して、県警へも要望していただいているところでございます。しかし、県内における優先順位、予算の問題もあり、実現していないという状況でございます。また、今後についても続けて信号機の設置の要望もしていきますので、ご理解をしていただきたいというように思いますのでお願いいたします。

○1番 松本正美君

特に北中のところの通学路の、踏切のところですけども、以前にも死亡事故が起きていますので、非常にそうした危ないところでもありますので、そうした30キロ制限ができれば、ぜひまた考えていただけるように、よろしく要望しておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次にまいりたいと思っております。次に、学校施設の非構造部材の耐震、安全対策で児童・生徒を守れということではありますが、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災では、避難所となっている学校施設にも甚大な被害が出ました。建物の柱やはりといった構造体だけではなく、天井や照明器具、窓ガラスや外壁、内壁など、いわゆる非構造部材が破壊し、避難所として使用できないばかりか、児童・生徒が大けがをする事故が起きております。地域の避難所となる学校施設は、児童・生徒だけではなく、地域住民の命を守る地域の防災拠点でもあります。本町の学校校舎の耐震化は23年度で終わっていますが、児童・生徒の命を守る対策としては不十分であります。避難所である学校施設の天井や壁、窓ガラスなどの被構造部材の耐震化も早急に実施していく必要があるのではないのでしょうか。本町の学校施設における非構造部材の耐震点検は実施しているのか、お伺いいたします。また、学校施設は災害時の避難所となっておりますが、子供たちの命を守る施設として安全なのかと点検してみると、体育館や校舎の窓ガラスには飛散防止フィルムが張られていないことがあります。学校の体育館などは多くの子供たちが体育の授業に使用するわけですから、窓ガラスが割れてしまえば、多数の人間にけがを負わせる危険性を持っていて、危なくて使えないのであります。また、体育館は避難所となっており、災害時にはガラスが室内に飛散することにより、パニックを増長したり、足にけがを負わせたりして、円滑な避難を阻害する要因ともなります。このガラスフィルムは、災害によるガラスの飛散を未然に防ぐことにより、安全かつ迅速な避難経路を確保することが可能となります。本町の小・中学校の体育館、校舎の窓ガラスに飛散防止フィルムの設置はできないのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育部次長・教育課長 鈴木智久君

まず、学校施設非構造部材の耐震点検は実施しているかということであります。

議員が言われますように、非構造部材といいますと、屋根、はり、床、柱など、主体構造以外の部材のことになりますので、これらすべての耐震点検は今のところ行っておりません。ただ、平成22年度までに行いました耐震工事を行った際にあわせて、可能な部分につきましては点検を行い、学戸小学校、それから須西小学校、北中学校の体育館においては、照明器具の揺れに伴う脱落防止の対策は行ってまいりました。また、日常的に点検できる箇所につきましては、学校の先生方にも、目視でございますけれども点検を行っていただいているところでございます。今後は専門家とも相談しながら、非構造部材の耐震化を進めたいというふうにも考えております。

次に、体育館や校舎の窓ガラスに飛散防止フィルムの設置ができないかということでございます。

授業中の災害によりガラスが飛散し、けがを負うということは当然あることだと思います。その対策としまして、窓ガラスに飛散防止フィルムを張ることは、またこれも効果的であるというふうには考えております。そこで、町内の小・中学校にワイヤー入りガラスや強化ガラスなど、飛散防止ガラスが使用されているところがどうかということ調べたところ、体育館では4校が、ただ普通教室ではほんの一部の教室が対応しているだけで、ほとんどの教室は未対応でございました。今後の飛散防止の対策に当たりましては、費用も当然かかるものでございますので、複数年計画により、また国庫補助の制度などを活用しながら実施していけたらなというふうには考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

非構造部材の耐震点検でありますけれども、今、次長のほうから話がありましたように、体育館の整備とともに照明器具、体育館の屋根は一応耐震も終了していると、一部、そういうお話であります。全部はまだ点検はできていないということですので、今、この点検調査の場合のみですけれども、国土交通省の予算が使えるということも、私も聞いておりますので、ぜひこうした予算を使っていただいて、早急に点検をしていただいて、その上で取り組んでいただけるといいんじゃないかなと、これを思います。

それと、ガラスの飛散防止フィルムの工事として行う場合は対象となるということで、本年度、24年度も一応予算の中に、公立学校の施設の非構造部材の耐震対策に係る財政支援制度が拡充をされておりますので、こうしたものをぜひ使っていただいて、取り組んでいただけないのかなと、これを思いますが、この点はいかがでしょうか。

○教育部次長・教育課長 鈴木智久君

先ほども答弁申し上げましたとおり、有効であることは十分承知しております。ただ、そ

れにかかる費用もかかりますので、単年ではまいりません。複数年の計画のもと、言われた国庫の補助なんかを活用しまして、できるということであればまた実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

そういうことで、しっかり要望しておきますので、お願いいたします。

次に、児童・生徒へのヘルメット、救命胴衣の導入についてであります。

学校の校舎が鉄筋コンクリートづくりと、今変化しております。現在、大地震による落下物で子供たちが大けがをする危険性もふえております。ヘルメットの導入により効果的な対策はできないか、また、津波や水害から児童や子供を守るための津波・水害対策として救命胴衣の導入の考えはないか。先ほども、蟹江町はそんな大きな津波は来ないという話もありましたけれども、先日も名古屋大学の教授の先生が、名古屋の根元で起きた場合はかなり大きな津波が予想されるというお話もちょっと聞きましたので、このことを思うと、そうした水害に対する対策も必要じゃないかなと、これを思います。このことは、児童・生徒の親御さんからも要望いただいておりますし、児童・生徒の命を守る安全対策の上からも大変重要ではないかなと思います。そういう意味で、ヘルメットと救命胴衣の導入の考えはないか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育部次長・教育課長 鈴木智久君

津波や水害から児童・生徒を守るために、ヘルメットと救命胴衣の導入の考えはないかということですが、今、議員言われるように、危険回避はヘルメットが大変有効ではないかと思います。現在、学校によりましては防災頭巾を、1年生は用意していただいているところもございます。ですので、防災頭巾になるのかヘルメットになるのかわかりませんが、何年か後に向けまして検討していきたいというふうに考えております。また、救命胴衣の導入につきましては、先日、4月の新聞だったと思いますけれども、南海トラフ地震でマグニチュード9.1を想定した津波高を、国の有識者会議のほうで示された新聞の報道がございました。この記事によりますと、当町は津波の予報区にはなっておりませんでした。ただ、飛島村や弥富市といえ、おおむね3.6メートルだったと思いますが、従来の想定よりも高くなっている津波高が発表されておりました。こういうことや、地震によりまして堤防が破堤し、洪水になるということも全くないわけでもないですので、一度また、救命胴衣につきましても検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

防災頭巾だとかというお話もありましたけれども、今、ヘルメット型の防災頭巾もありますので、そうしたことも今後考えていただきまして、子供がそうした事故に遭わないように、

災害に遭わないように取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、防災教育についてお話をさせていただきます。

東日本大震災で巨大津波により壊滅的な被害を受けた太平洋沿岸部、その中でも岩手県の釜石市は、死者・行方不明者が約1,300人に上ったと言われております。釜石市内では、大震災の発生時に学校の管理下にあった小・中学校生全員が津波から逃げ延びた事例が、釜石の奇跡として全国から注目をされたことは議員の皆様もご承知のとおりであります。釜石市では2008年度に文部科学省の防災教育支援モデル地域事業に指定され、小・中学校生に対する防災教育を日ごろから推進しており、こうした取り組みが功を奏したことは言うまでもないのであります。文科省は、平成24年度予算でも新規事業として実践的防災教育総合支援事業を盛り込んでおります。同事業は、東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発、普及を行い、避難訓練等の先進的防災教育を行う学校における取り組みへの支援を実施することにしております。

今回の東日本大震災は東北沿岸部に甚大な津波被害をもたらしましたが、岩手県釜石市では群馬大学の大学院の片田教授とともに防災教育に取り組み、その中で片田教授が徹底して教え込んだのが、1つには想定を信じるな、2つにはベストを尽くせ、3には率先避難者たれの三原則であります。その防災教育により、市内の小・中学生のほぼ全員が無事だったと聞いております。その一方で、宮城県の石巻市のある小学校では、生徒の約7割が死亡・行方不明になりました。市教育委員会から防災危機管理マニュアルで津波時の避難場所を決めておくよう指示があつたにもかかわらず、具体的な避難場所を決めていなかったことが問題視されております。当然ながら、防災教育だけがすべてではありません。不測の事態に備えたハード、ソフト両面にわたる対策の重要性は言うまでもないのであります。どれだけ万全な対策を施しても、想定外の災害は起こり得るというのが今回の最大の教訓だと痛感しております。ハード面の防災対策を講じつつも、地域の実情に応じた防災計画とともに、日ごろから一人一人の防災意識を高めていく施策が求められているのであります。このことから、防災教育の重要性を教えてくれたのではないのでしょうか。

このような釜石の奇跡にあるような取り組みは、子供を通じ、家庭や地域社会への防災意識の向上にもつながったのではないのでしょうか。本町の児童・生徒の防災教育の重要性について、石垣教育長はどのように考えてみえるのかお伺いします。また、各小・中学校における、登下校時における避難場所の確保は大変重要であります。本町は大小の河川に囲まれており、災害時には橋が通行不能になる場合もあります。登下校時あれば避難所の確保として、学校が近ければ学校に避難するとか、学校に避難できない場合は近くのビルに避難するなど決めておくべきではないのでしょうか。また、液状化で電柱が倒れ、万が一高圧線に子供が触れるようなことがあると大変危険であります。また、水害時の場合、高圧線が水に触れることで感電する危険もあります。このようなことを、日ごろから防災意識を高めていくために

も、防災教育の中で登下校の避難訓練や避難場所の確保など防災対策を話し合っていくことは大事なのではないのでしょうか。その意味で、この生徒の登下校時の安全・安心な避難体制や安全確保についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長 石垣武雄君

2点ご質問をいただきました。

1点目ではありますが、最初の防災教育の重要性についてであります。子供たちが生涯にわたって健康で安全で幸福な生活を送るための資質や能力を育て、心身ともに調和のとれた発達を促すということは、学校教育の重要な目標の一つであります。災害はいつどこで起きるかわかりません。先ほど議員からもお話がありましたように、東日本大震災ではこれまでの想定をはるかに超えた巨大地震、津波によって、広い地域で甚大な、膨大な被害が発生し、多くの尊い命が失われました。このような中でも、日ごろの徹底した防災教育により、学校の管理下にいたすべての児童・生徒が生き抜いた地域があったことから、改めて学校における防災教育の重要性が認識されたところであると思っております。

愛知県においても、東海地震など大規模な被害を伴う地震の発生が想定される中、愛知県教育委員会の指示で、各市町村で東日本大震災を教訓とした各学校の防災マニュアルや、学校安全計画の見直しなどを行いました。蟹江町の各小・中学校におきましても、昨年度、地震に対する避難訓練を行った後、運動場に逃げるわけですが、その後、津波を想定して、今度は運動場から2階、3階の校舎へ避難するという2段階の避難訓練を行ったところでもあります。また、関連する教科等で防災について学習をしたりして、防災教育の一層の充実を今後も図っていききたいというふうに思っております。

続きまして、2点目ではありますが、これ登下校の児童・生徒の安全・安心というようなことで、避難体制や安全確保についてのご質問であります。先ほども申し上げましたように、現在、町内の各小・中学校では、防災計画が作成をされております。災害発生時には、その計画に沿って避難行動がとられます。特に登下校時には、教師、先生はおりませんので、そういう指示はないわけでありまして。そうしますと、児童・生徒が自分たちの判断で避難行動と安全確保を行う必要があるということでもあります。ですから、学校におきましても特に重点的に児童・生徒に、通学団会議や避難訓練の時間の中でそういう指導を行っております。具体的に申し上げますと、地震発生時には大きな建物や看板、川や橋など危険な場所からまず離れるようにと。また、揺れがおさまったとき、緊急に避難する必要があるかどうかそこで判断をし、避難の必要がある場合は、公園など安全な場所へ避難したり、けが人が出ている場合は近くの大人に助けを求めたりする、そのような指導を行っております。教師の動きとしましては、そういう登下校時に地震が起きた場合には、担当地区の先生が見えますので、通学路へ出向いたりして児童の安全確認を行い、必要な指示を出すような、そういうような計画を持っております。いずれにしても、登下校時には、先ほど申

上げましたように自分で判断して、そして行動することが大切であるということになります。

学校教育が生きる力を養うということを重点的にやっております。ですから、こういう災害時においても、子供たちにそういう生きる力をはぐくんでいけたらいいなと思っておりますので、これにつきましても、また今後続けて指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。今、教育長のほうから生きる力を養っていきたいというお話がありましたけれども、今回、東日本でも、石巻市においては生徒の7割が亡くなられたという、本当に悲惨なことになったんですけれども、今、児童の安全ということで防災教育の充実を図っていくということを教育長、言われてみえたわけなんですけれども、行政の避難指示を待っていて逃げおくれたというような石巻市のようなことがあっては大変でありますので、そういう意味では、学校の災害発生時の避難指示などの発令基準や伝達方法、これきめ細かくきちっと伝わるようにしておいていただかないと、どこに指示を求めていいかわからないようなことでは防災のそういう対策にならないと思いますので、こうした避難指示などの発令基準や伝達方法について、災害時における学校の、こうしたことについての対策はどのようにされているのかお聞きしたいのと、先ほどお話がありました防災教育の充実という中から見ても、子供たちがみずからの安全確認をするにおいても、その判断力、行動力の防災教育はどのようにされているのか。また、発達段階に応じた防災教育についてちょっとお聞きしたいと思います。教育長、お願いします。

○教育長 石垣武雄君

この災害発生時の避難指示、それがあいまいであったりということの、今お話であります。確かに今回の大地震で、東北のほうでそれがうまくいったところと、残念だったと思うところがあります。それにつきましても十分、各小・中学校の校長先生方、把握をしてみえて、そしてすぐに点検を行い、再度そういうようなマニュアルも作成をし直し、そして先生方にも、また子供たちにもそのようなことを言っているわけではありますが、基本的には現場が一番中心であります。ですので、校長先生であります、学校現場であれば。

そして、その次の段階に移る場合は教育委員会にも声をかけていただいて一緒に考えるというようなスタンスではありますが、少しちょっとお話をさせていただきますと、先ほどもお話をしましたように、各学校は防災計画を作成しております。例えば突発的な地震が起きた場合、授業中であれば先生がみえますね、先ほどの話で。放課後の場合は運動場とか、階段とか、いろいろなところで遊んでいたりと、いるわけであります。また、さらに先ほど申し上げました登下校時のときもあります。避難訓練を通しながら実際にそういう指導を行って

る。具体的に言いますと、避難訓練は授業中のときの訓練、それから放課中に訓練と。ですから、教室にいる子供たちもいるでしょう。それから運動場で遊んでいる子供たちもいるでしょう。そういう場面を想定して避難訓練を行う、そして後でその様子をまた具体的に、子供たちも反省をしながら、どうやっていったらいいかと、そんなような具体的な状況を想定して行っているわけでありまして。ですから、そういうのは防災計画をもとにしたことですので、校長先生が全体を把握しながらやってみえる。あと、さらに状況が悪化した場合に、児童・生徒を下校させるか否か、例えば学校で起きた場合に。その場合には、教育委員会と打ち合わせをしていただいて、状況を判断したところで、これは学校によってばらつきがあるかもしれません。ですから、最終的には校長先生が判断してやっていただくということになります。

ですから、その場合につきましては校長先生が、ただ帰すことはいいいんですけれども、もっと大きい場合があります。その場合につきましては、ひょっとすると子供を引き取りとか帰そうと思っていたら、保護者、町民の方ですね、学校は先ほどもお話がありましたように避難所であります。で、見える場合があります。そういう場合は、逆に帰すんじゃなくて教室にとめ置くと。そういうようなことをして対応をしていくというような段階があるわけがあります。ご心配のとおりでありまして、どのような災害の程度によって対応していったらいいかということは、校長先生方ともお話をしているところではありますが、先ほど、一番最初に申し上げましたように、まず現場が大事でありますので、そののとっさの判断ができる。そのためには、日ごろからのそういう防災計画が先生方の頭に入っている必要がありますので、そのあたりについては十分話をしておるところであります。

それから、連絡等々につきましては、最近教育委員会はきずなネットを持っておりますので、きずなネットとか、あるいは携帯電話も学校のほうは控えがありますので、あらゆる手段というか、そういう連絡をとって、全部は難しいかもしれませんが、それなりのところも必ず学校の先生は、そういうノートというんですか、子供の出席簿じゃありませんけれども持ってみえますので、そういうあたりで対応していくというようなところで、この前、東日本の震災の後、再度見直したというところがあります。

それから、発達段階に応じた防災教育ということではありますが、確かに先ほど申し上げましたように、子供は自分で判断をし、行動すると。でも、小学校の低学年はどうなんだろう、中学年はということがあります。学校におきましては、大まかに小学校の低学年は近くの大人の人の指示に従うとか、あるいは中学年でありますと、その災害に起こるさまざまな危険について勉強したり、自分の安全、どんな行動をしたらいいかということ。高学年になりますと、そういうような安全な行動ができるということと同時に、自分以外のほかの人に目が向けられるかどうかというようなところも防災教育の中でやっているわけでありまして。中学校につきましては、さらに今、応急手当と言ったらあれですけども、そういう応急措置の

技能を身につけたり、的確な避難行動ができるとか、あるいは学校以外のボランティアの方、地域の方々のそういうような活動の大切さというようなことも勉強しているわけでありまして。ですから、そういう発達段階に応じた防災教育は行っているということでありましてけれども、最終的にはそういうことを通しながら、自分の命は自分で守るではありませんが、自分で判断し、行動できる。先ほど言いました、生きる力を養っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。生きる力ということで、本当に命を守っていかうという。今までの防災教育というのはどちらかというと、阪神・淡路大震災を取り入れた防災教育という形で、きずなが中心になっていたと思うんですね。今回、被災後で、東日本大震災が本当に厳しい環境の中で、子供たちが全国からいろいろな形で支援をされて、また、家族や近隣の助け合い、また、きずなの重要性、これも肌で感じたと思うわけなんですね。そして、今回特に群馬県の片田教授が防災の教育ということで言ってみえるわけなんですけれども、今までの知識の防災教育から、これからは命を守る姿勢の防災教育なんだということを強く訴えてみえるわけなんです。確かにきずなも大事だし、きずなは、それは命があって初めてきずなが生まれてくるんだという、こういうことも言われております。そういう意味では、これからの防災教育ということで、命を守る姿勢の防災教育について、教育長がお見えですので、これの所見がありましたらちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長 石垣武雄君

先ほどからもお話をしているとおり、命は一つしかありません。命があって、体があって、初めて何でもできるというふうに思っております。こういうような災害もそうですし、あるいは最初にありました交通事故、こういうので命を落とすのもとても残念なことであります。ですから、命があって何でもできるということも当然、これは子供たちにも十分伝えていく必要があると思いますし、最近、これはちょっと余分な話ですけども、ゲームで簡単に生き返ったりすると、そういうような短絡的なような、ひょっとすると子供たちがいるかもしれません。けれども、それはゲームの世界であって、実際の世界は違います。ですから、やはりこれは自分の命、そしてまた友達、周りの命、すべてを大事にするという、そういうような気持ちでもって、これはもう日常生活そうなんですけれども、そんなふうで、これは防災教育でお話ししたんですけれども、すべての教育を通して進めていきたい内容だというふうに思っております。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。どうか、命を守る、そういう教育にしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

次に、ジュニア救命サポート事業についてお伺いいたします。

現在、各地の先進地では、児童・生徒の時期から一時救命処置の教育が、消防等の連携のもと、小・中学校で実施が取り組まれております。岐阜県関市では平成20年に、心肺蘇生法としてAEDのトレーニングキットを市内の中学1年生900人全員に配布し、命の大切さを学ぶ授業の一環として救急救命士の指導を受け、講習会を実施、さらに学習したことを確実なものにするために、家に持ち帰って家族や知人に心肺蘇生法を教えるという宿題も出されたと聞いております。また、大阪府豊中市では、関市のような簡易キットを使った救命講習を、平成22年4月から小学校5年生、6年生を対象に、ジュニア救命サポート事業を実施しております。山形県村山市でも、子供救命士育成プロジェクトを開始されております。これは、学年ごとの段階を踏んだ講習カリキュラムを実施し、終了児童に認定書を交付するものというものであります。こうした心肺蘇生を含めた一時救命処置の理論と実習教育を実施することは、児童・生徒たちが単に技術を学ぶのみならず、積極性や実践を通して命の教育、命の尊厳や人を助けること、思いやりの心を自然に学び、やがていじめがなくなっていくのではないかと期待されるものであります。数年後の蟹江町の安心・安全を守る人材へと成長し、救命率向上へつながるものと確信しておるところであります。小・中学校における救命講習及び一時救命処置教育について、これも石垣教育長にお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○教育長 石垣武雄君

まず、最初のお話がありました、ジュニア救命サポーター事業ということですが、これは子供のころから命の大切さと心肺蘇生法などの救命技術、そういうものを学ぶということで、救命手当の重要性と必要性を根づかせるということで、消防署が教育委員会や各小学校の協力を得て、特に小学校の5年生、6年生を対象として行っているという事業ということかというふうに思います。

所見ということですが、教育委員会としましてもこの事業は大変意義のあるものというふうにとらえております。蟹江町のことをちょっとお話をさせていただきますと、そういうサポーター事業ということではありませんが、学校から消防署へ依頼をして講習会を行っております。本年度も5校ある小学校のうち3校、講習会が行われます。そのうち全校児童が参加して講習会を行う小学校が1校、そしてあと、5年生全員、または6年生全員がそれぞれ1校ずつということであります。残りの2校につきましては毎年ではありませんが、先生方とPTAを対象に講習会を行っているところあります。中学校につきましては、これもPTAと先生方を対象に、蟹中、北中ともに毎年行われているということあります。時期はいずれもプールに入る前ということあります。

そういう講習会を受けた子供からは、小学生の私たちにもできることがある、大切な命を守るために勉強できてよかった、そのような意見があったということを聞いております。今

後も児童・生徒の参加がまだない学校もありますので、そのようなことも含めまして、こういう講習会の積極的な開催ということを促していきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうもありがとうございました。どうか、蟹江町におきましても、児童・生徒の本当に命を守るということで、安全確保をしっかりと取り組んでいただきまして、私からの質問を終わらせていただきたいと思います。大変にありがとうございました。

○議長 中村英子君

以上で松本正美君の質問を終わります。

質問4番 菊地久君の1問目「駐輪場整備計画と有料化問題について」を許可いたします。菊地久君、質問席へお着きください。

○9番 菊地 久君

21フォーラム 菊地でございます。一般質問を通告に基づきましてさせていただきたいと思っております。

1問目でございますけれども、駐輪場整備計画と有料化問題についてであります。

この件につきましては、町長のことしの施政方針の中で、近鉄駅前の整備について、駐輪場2カ所あるのを何とか整備をしてまいりたいと、こんなような方針が出されていたわけがあります。それについて、3月の協議会のときに、近鉄駅前自転車駐車場整備計画についてという形で資料が提出されましたし、中身が提示をされてきたわけがあります。

まず第一に、したがいまして、蟹江町にあります駐輪場、例えば今は近鉄蟹江駅前2カ所のことをおっしゃっているわけでありまして、JRの駅はどうなのでしょう。近鉄の富吉の駅はどうなのでしょう。そして、その現状の中で利用者の利用状況はどんな状況になっておるのでしょうか。また、その利用されている方々の声はどんな声が出ているのかな。また、その駐輪場を整理しておる方々の整理員の声というのはどんなような声が出ておるのだろうか。また、民間で有料のところがあるわけですが、民間で自転車預かり所とよく言うところでありまして、自転車預かり所、有料でございますけれども、蟹江町の駅周辺に何カ所ぐらいあるのでしょうか。そして、そこでは1台、大人は1カ月に幾らのお金なのでしょう。高校生は幾らなのでしょう。一時預かりだとお金は幾らなのでしょう。そのまずは現状について現状認識をする必要がまずあるかと思っておりますので、まず担当者のほうから今の現状についてご報告をお願い申し上げたいと思っております。1点目であります。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

それでは、今の駐輪場の現状を報告させていただきます。

まず、近鉄蟹江駅の民間のところですが、南側、3事業所がありまして、収容台数は約620台、現状は5割から6割ぐらいの利用状況でございます、料金は2,000円から

2,200円、一時預かりとして150円から130円でございます。

続きまして、近鉄蟹江駅の北側、駅前商店街も3事業所がありまして、収容台数は100台強でございます。利用率は8割から9割、料金はすべて2,000円で、一時預かりが150円、1事業所だけは、一時預かりはございません。

以上でございます。

○議長 中村英子君

次長、あれですよ。JRと富吉の利用者と整理員の声はどうか。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

失礼、ごめんなさい。町の自転車駐輪場ですけれども、現状の収容台数は約1,300台ぐらいでございますが、利用状況は約1,500台ぐらいでございます。

以上です。

○9番 菊地 久君

近鉄だけだろう、まだ全部あるだろう、ほかに。何か所あるんだ。JRから富吉もあるだろう。

○産業建設部長 水野久夫君

駅の周辺の駐輪場のことでございますが、議員が申されますように、3駅の周辺、近鉄の蟹江駅、富吉駅、JRの蟹江駅の3駅周辺に7カ所の駐輪場が設けてございます。まず、近鉄蟹江駅からいきますと、すぐ駅前、蟹江小学校のところですが、こちらが約、一時増設をしまして、現状では1,350台ぐらいの収容だと思っております。利用率はほぼ100、もしくは110%、100を超えた状況であります。それから駅の北側、旧のヨシヅヤさんの駐車場の横にあります、こちらのほうが300台ぐらいの収容で、こちらもほぼ満車の状態であります。それから、JRの蟹江駅には3カ所ございまして、1つは駅の南側、こちらは唯一建屋の建った駐輪場ございまして、2階建てになっております。1階はほぼ満車でございますが、2階については、2階まで上がらなきゃならないというようなこともございまして半分を少し下回るような利用率となっております。それから、駅の北側にある北東のほうですけれども、跨線橋のある部分です。そちらのほうは今区画整理をしております、ちょうど改修の途中といいますか、一時利用を見合わせておった状況ではありますが、当初の状況では500台ぐらいの収容が可能でございました。こちらのほうは3割から4割ぐらいの利用で、かなりのあきが見えております。それから、もう一つJR蟹江駅の西側にございまして、こちらが350台ぐらいで、須成の方面から列車に乗られる方がほとんど利用されるということで、利用はほぼ100%であります。それから、もう一つ近鉄富吉駅についてでございますが、こちらは駅の北側と南側にございまして、まず南側でいきますと300台ぐらいの収容台数、近鉄の線路に沿った、東西に長い駐輪場でございます。こちらは6、70%で、どうしても駅から遠ざかる東のほうが少しあいておるといような状況であります。それから、最後ですが、

富吉駅の北側です。ここはパチンコ屋さんの北あたりのところにあるんですけども、300台ぐらいで、こちらのほうもほぼ満車状態であります。ただ、富吉駅の北側におきましては、蟹江町が設置しておる駐輪場のほかに、すぐ東側に旧佐屋町、愛西市のほうで整備された駐輪場がございますが、そちらのほうはほとんどあいているというような状況で確認をしております。

現状の駐輪場の状況は以上のようなところでございます。

(「利用者の声と、整理の人の声は」の声あり)

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

利用者の声ですけども、出入りのしやすいように整備してほしい、料金がかかってもいいから対策を講じてほしい、自転車の出入りで壊された修理代を請求したいが、どこへ請求すればいいか、朝入れた場所がないが、どこへ置いたのか、盗難があったがどうすればいいかなど、声があります。整理員の声としては、自転車駐車を増設してほしい、低姿勢で接しても罵声を浴びせられる、ごみの不法投棄もある、利用者のことばかり聞いて、現場にいないのにすべて我々が悪いように思われるのは心外であるという声があります。

以上です。

○9番 菊地 久君

今、駐輪場の整備計画をするに当たって、現状をやっぱり認識をする必要があるというのが第1点であります。そういうような意味で、まず問題になっておりますのは、どうなのかな、各駅にあります駐輪場、屋根のついているところとついていないところがまずあるということであります。そして、整理員の皆さん方はシルバーから派遣をされておられると思います。シルバーの人が来ておられますけれども、よく声にすることは、今言った利用者とのトラブル、わしの自転車がそんなとかね、もっとこっちへきちんとしてほしいと言ってみたい、また整理員の人も、いろんな言っても聞かん人もおるで困ったもんだというような声もあると思いますけれども、まず第一に、そこの駐輪場で働くシルバーの方々がお困りになるのはトイレです。あれ、トイレどうするの。トイレはまあそこら辺でやってもらうかな。駅行ったらどうですか、喫茶店でどうですかという形で、施設はあっても、そこへシルバーから人間が派遣をされていってもトイレはない状態。それを何にも感じないのかなと、現状、屋根のあるところとないところもどう思うのかな、これらを総合的に考えたときにどういう解決をしたらいいのかなと。これは前段ではないかと思えます。

もう一つは、近鉄の駅の南側と北側に民間の業者がある。前は、町が駐輪場整備をしないときなどは結構利用があったと思いますし、放置自転車がまったんですが、これではいけないということで、町が蟹江小学校の東側に駐輪場整備をいたしました。そのときに出た答えが、町営の駐輪場が出たもので、私たちお客が減っちゃって困ったわなと、何とかならんの、営業補償欲しいなという声も聞いております。そうしたときに、今回、町は駐輪場をつくる

に当たって、まず有料化というのを前面に出してきておるわけ、前面に。それは、今民間でおやりになっている駐輪場の人たちが2,000円いただいておりますよと。町はただだよ、だったら我々もこれから、特に申しわけないんですが、不況の中で本町の駅から西へ歩いてきますと、ヤオキさんが前あって、ヤオキさんが出ていってしまって、今、昼間いっとたら、何か幾らかしらんけれどもえらい安い飯を食わしてくれてという話があったんですが、そういうお店ができるようでありますが、何となくいいお店屋さんがたくさんあったんですが、何となく、ロマンとかいう喫茶店はどうなったかなと思ってみたり、あそこに居酒屋あったな、あそこにも夜カラオケやらスナックあったなとか思い出すわけですが、本当に、夜近鉄駅おりて歩いていったときに、何となく人通りもないし、何か寂れたような気もして、店やめちゃったで2カ所ぐらいはそこを自転車の駐輪場置き場に貸すとええわなど。しかし、人を置いてまでやるとなかなか大変だわなど。年寄りの方がおっても、おらんでも、留守番やって適当にあんた置いていってちょうだいとね、新車買ったところの高校生だと、親が盗まれてもいかんし、けんかをしてもいかんで2,000円ぐらいのことはええがやというような形で置いていかれると思いますし、一方では、利用者側ではだれが利用するのと。学生だとか通勤者、特に通勤者は名古屋のほうへ多いと思うんですよ、働きに行つて稼いでくださって、蟹江町へ税金を入れてくれとる人たち、一番大事な、そうかと言えばドル箱と言つては失礼でございますが、町の税制をほとんど成り立ててくださっているような勤労者ですね、そういう勤労者について、あなたたち建てるから銭払えって、本当に言えるのかなと。学生さんに、学校へ行って勉強していただいて、頑張ってくれる、親も学費を出さないかんし大変だなど、自転車置き場をこれからどうも蟹江町がつくるらしいけれども、大人が2,000円、学生1,800円、甚目寺でできたのが、今大人が1,800円で学生が1,500円だと思いますが、そういうような形を、今計画をしておるようであります、これは協議会へ出た話であります。

そこで、現状は今言うように、近鉄蟹江の駅前、富吉の駅、南北JRに3カ所、そしてJRは1カ所は屋根つきのやつとかいうように、ばらばらであることも事実であります、それぞれの立場の中でその人が住んで、持っていく場合にみんなそれぞれ違う条件の中に蟹江の町営の自転車が置かれておると、こういうのが現状であるというふうに思うわけであり

ます。

そこで、町が今回、民間との共同による駐輪施設を設置したいと、そういう計画でございますけれども、その設置計画の中身について詳しくは結構でございますけれども、それをいろんなことを網羅して、今回、こういうものを大体どこで、幾らで何年かけて完成をしたいと。このことを詳細ではなくて結構ですので、大まかで結構ですが、ひとつこの場でお聞かせを願いたいと思います。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

まず、トイレの話ですけれども、近鉄蟹江駅と富吉駅、JR蟹江駅については、駅長にす

べて、町のシルバーが使うときは無料で貸してくださいということは言い伝えてあります。

次に、町が今現在、財団法人自転車駐車場整備センターと協定まではまだ交わしていませんが、詳細設計、仮設駐車場の整備をお願いし、運営から維持管理までを行う予定でございます。仮設の駐輪場としましては、旧給食センター跡地に約1,100台を予定しています。それで、蟹江小学校の東に現在1,348平米ありますけれども、それを1,177台収容予定でございます。旧ヨシヅヤ跡地の東側の駐車場予定地は138平米で247台を予定しています。計画では一応平成24年の10月ぐらいに協定を結んで、工事着手にいきたいと考えています。それで、25年の4月に蟹江小学校の東のほうを開設し、その後に旧ヨシヅヤ跡の工事を行いまして、7月か8月ごろに開設をしたいという考えを今持っております。その完成後に町が負担をするお金は約500万円弱でございます。それで30年を予定して、維持管理まですべて自転車整備センターをお願いする予定でございます。

以上です。

○9番 菊地 久君

細かくやっていきますと時間も一般質問ですのでありませんが、簡単に言うと、約2億5,000万円ぐらいのお金を民間のこの会社をお願いをすると。土地は蟹江町の土地でありますよと。そして、お金は2,000円ぐらいずついただきますよねと。30年間ぐら이다よと、こういうような計算式を言っておるわけですが、まず第一に問題になりますのは、建てるに当たって、じゃ、その1,000台という近鉄の駅のところにある自転車置き場の人たちはどこへ置かれるんですかということについて、今のお話は給食センターだと。では、今あそこへ、東海銀行の西側のところにある人たちは、置くところがないと、今おっしゃった通りをずーっと行くわけでしょう。そんなことが現実的にやれますか。利用者から言ってばか言うなど、何考えとると、おまけに銭取るようなところをつくりやがってと必ず言われるよ、覚悟しておいてよ。何であんな給食センターのほう在建つまでは向こうに持っていくの。何か月間も行く人おる。かわりに考えてごらん。まず第一ね、それおかしいよと。もっとほかはないの。例えばやるとしたらほかはないのと。例えば近鉄の駅の北側、駅が駐車場にしたり空き地がある。もとをただせば、近鉄というのは電車を走らせて、お客が乗ってくれるで近鉄電車走っとるでしょうが。本来なら近鉄さんが、そういう利便を図るために協力をしてくれるというのが当たり前だと思っている。でも、なかなか近鉄という会社はひどいもので、なかなかやりませんよね。駅前のロータリーも町長はやるやると言っていますが、近鉄自身が、それは自分のところのお客に対して投資としてやるのは当たり前のこと。ところが、こんなところで私は言うべきかどうかわかりませんが、あそこの駅前交番はどこへ行っちゃったの。何で追い出したの。あれは近鉄の土地でしょう。県との話し合いはどうなったか知りませんが、そして、交番はなくなるは、そしてあとは近鉄不動産が駅のロータリーの一番ええところに、青木さんの前のところにどーんとプレハブ住宅じゃないですが、不動産屋の事務

所をどんと建てて、それで片一方では蟹江町が全体のロータリーを考えて駅前をいっとるけれども、近鉄さんがもっと真剣にやるならともかくも、全くひどい会社だなと私はいつも思うんですが、それと一緒に、今言う駐輪場問題の一時仮設をやるとしたときでも、どうなのという話し合いができたのか、できんのか、ほかになかったのかどうか、この辺のところはもう一度聞きたい。聞きたいこといい。

それから、続いてこの自転車の会社、財団法人自転車駐車場整備センターという会社があって、従来今まで全国、大阪東京方面が物すごく多くやっていることは事実ですよ。それで、海部郡では甚目寺町が19年だったかにつくって、きのうも見てきましたけれども、多分大人1,800円か何かでした、高校生1,500円でやってみえる。それからもう一つは、名鉄の土地をもっと、名鉄何々サービス何々というのが、屋根もないようなところだったと思うが、外で管理人がおって、お貸しをしとるようです。ところが、蟹江と違って民間のそういうのは、何か甚目寺町はどうされておるのかよくわからなかったんですが、そのときの利用者や利便者や、そういう人たちがどういうような形で今どうしておるのかまでは聞いてはおりませんが、海部郡では、海部津島では甚目寺1カ所、あとはないんですわ、駐輪場金取っているところはない。それからもう一つは、ここの会社、町の土地を貸して、それからそこが建てて、約2億5,000万円ぐらいの予算のようではありますが、それで500万円ぐらい町がそこへ負担をしますが、ざっと計算して1,000台で2,000円ずつ取って200万円ですよ。200万円1年だと2,400万円、10年たったら2億5,000万円、30年たったら幾らになる、7億5,000万円、1年で元引くわ。そんなやり方だったら、町の土地へわざわざ民間業者にやらせなくても、町がそれほど問題があって駐輪場を整備するならやればええ。それがもう第一におかしいと思う1点。

それから、続いて、ここを例えばみんながオーケーしたと、議会もみんなが。そうしたら、富吉の南の屋根つきの自転車のところは無料でいいんですか。じゃ、ほかのところはただでいいですか。JRはただでいいんですか。何で近鉄の、その場所へ持ってくる勤労者や学生からは銭取って、同じ町民でありながら、あとのところは無料だと。そうしたら直してもらわんでもいいですよ。今までどおりで結構という声が強くなると思う。だから、利用者、利便者、全体を考慮したときに、なぜこういう有料化の駐輪場を、整備計画結構、やりましょう、全部を。なぜ有料化にしなければならないのか、基本的なことについてわからん。これは後で町長に、なぜあなたは駐輪場を建てる、駅前整備をやる、そして利用者についてはお金を取る、これはなぜなの、これは町長の方針ですので、町長に後でお尋ねをする、説明をしてもらいたいと思います。

では、町長はなぜ有料化にしたいのかということをして置いて、今の計画を立てた皆さん方は、ひとつ工事にかかるとる間は町の給食センターへ1,000台なら1,000台、人間が、今おる人がそちらのほうへ自転車を持っていくと思うか、思わんか。どういう結果が出ると、ま

ず思われる、1ついい。それから、2つ目、今の駐輪場で働いとる人たちの問題について、トイレへ行きたいと言っても、それはトイレは駅に頼んであります。じゃ、駅へ行けばもちろんあるわね。例えばJRの北駅のところの西側にある駐輪場からどうやって駅へ、ちょっとおしっこどうしても行きたい、走って行けるの。行けると思う、現状。それから、富吉の南の人、一番こっちの駐輪場ずっとこうあるわ。そこからつーつと駅まで行ってこなきゃいかんね。だから、そういうことについて、駅へ頼んであるからええという問題ではない。そういうことなども考慮をして、町が駐輪場を整備し、保管や管理をしなければならないという基本線があって、有料か、無料か、金が高いとか安いとかは次にして、そういう点も踏まえて、何らかの形で蟹江町全体の駐輪場を考えるべきだと。そういう計画を立てるその一環として、ここはこういうふうに一遍やってみたいということか、じゃ、やってみて、次も次もこういうことでやっていきたいということなのか、その計画を立てられた部署のおたくらがどういう考え方で、どういう思いでこういうものを計画を立てられたのか、もう一度聞かせてください。どうしてこれやりたいと思ったの。

○産業建設部長 水野久夫君

非常に多くの質問がございまして、答弁漏れがございましたらまたご指摘をいただきたいと思えます。

まずは、仮の駐輪施設のお話であります、今の計画の中では、議員がおっしゃいましたように給食センターの跡地を予定しております。私どもも、工事の期間中に仮置き場をどこにするかというのは非常に悩んだところでございまして、決して給食センターの跡地が最適な土地とは思いませんでした、当初は。いろいろ現地の駐輪場の付近で仮駐輪場として利用のできるようなところを探したわけです。そんな中の一つとしては、今、ヨシヅヤさんの駐車場があります、昔のヨシヅヤさんの店舗。あのあたりも候補に挙げて、ヨシヅヤさんとも折衝をしました。ただ、民間のほうの土地利用のことがございまして、何かを計画中だということもございましたので、そこではお話がいい結果にはなりません。それ以外、例えば公共用地等を含めて、あれだけの施設の台数を入れるところを模索したんですけれども、例えば水路にふたをして、仮に駐輪場にするだとかということも考えましたけれども、現地、蟹江小の横だけで1,200台から1,300台ぐらいの収容がございまして、それだけのものを受け入れる施設としては用地がございませんでした。というような経過の中で給食センターの跡地ということになったわけです。その後、最近になりまして、議員もご存じだと思いますが、近鉄の駅舎のすぐ北側部分が今は空き地になっております。そちらのほうが可能であれば、利用者の方にしてみれば比較的近いところ、今の駐輪場と変わらないような近いところで対応ができるものですから、近鉄のほうにも出向いて、そちらのほうの土地がお借りできないかということも今は協議中であります。ただ、最終のオーケーとか、ノーという返事まではまだいただいておりません。当然、近鉄さんも企業でありますので、

ただでお貸しいただけるものなのか、有料で借りることになるのか、それもまだはっきり決まっておりませんが、今は、その一つの候補として近鉄のほうともそのような話をしておるのが実態であります。結果として給食センターになる場合もあるやもしれませんが、交渉の中では、今、近鉄とそういうような話も進めております。

それから、仮駐輪場を給食センターに持っていった場合に、本当に利用者がそちらのほうに持っていくのかというようなお尋ねもございましたが、当然、これから始まる工事については、いつからいつぐらいまで工事をやります、その間使えなくなりますということを現地のほうにも周知して、現の利用者の方には仮の駐輪場が少し遠くなりますけれども、ご協力をお願いしますというようなことを十分アピールをして対応していかなければならないとは思っております。

それから、今回委託を予定しております自転車整備センターの関係でございますが、少し前までは、議員がおっしゃいました甚目寺町、今で言うあま市で実績がございます。その後、海部郡下ではないんですけれども、一番直近では一宮市で、同じこのセンターが新しく開設して、今回うちのほうで予定をしております同じ材料といいますか、システムを入れて運営が始まっております。

それから、総額が今回の計画でいきますと2億2,000万円の今の試算であります。議員の試算でいきますと、2,000円で1,000台でという話から、わずかな期間で元が引けるんじゃないかというお話でありますけれども、当然これは借り入れの事業になってきますので、その中では単純に2億2,000万円を返済するだけという計算では成り立たないところもあるのかなとは思っております。

今回、有料にするわけですけれども、ほかにあります、今回2カ所整備するんですけれども、先ほど申しました7カ所の中で5カ所がまだあるわけですが、そちらのほうはお金を取るという計画は、今はございません。そんな中で、有料な部分と無料なところの格差が出てくるし、同じ住民の利用に対してそういうふうには差をつけるのはまずいんじゃないかというようなお話がございましたが、一番最初に、現状のその駐輪場の利用状況はどうなんだ、利用者の声はどうなんだというようなお尋ねをいただいたときに、近鉄蟹江駅の今回計画を予定しております蟹江小学校の横の部分、ここの部分が一番利用率が高くて、予定しておる台数をかなり上回った状況で置きにみえる方があるものですから、整備員が整理をしても全然整理がし尽くせないという状況であります。根本的には、収容できる面積といいますか、収容能力が足りないというところがございまして、今回のそもそもの計画が発案になったわけですけれども、利用の方の声の中には、先ほど次長申しましたように、こんな出し入れのしにくい状況では困ると、自転車も壊れてしまう。有料でもいいから施設を改善して、もっと出し入れのしやすいようにというような声もお聞きしておるのは事実であります。確かに、ある部分は有料、ある部分は無料ということで、結果としては差が出るんじゃないかと、そ

のとおりでございますが、今、近鉄蟹江駅前の駐輪場で抱えております問題を解決しようとする、どうしても、あれだけの限られた面積の中で1,300台ほどの自転車をうまく効率的に収容して、利用者の方にご迷惑をかけないようにするには、現状と同じような平面ではなくて、中には2段式のラックを入れるなりして立体的な利用をする中で、利用者の利便を図っていく必要があると思います。有料というのは、今回、近鉄蟹江駅前ですけれども、実は、JRの蟹江駅、そちらのほうの、前ご質問をいただいたときにも、そちらのほうにも行く行くは有料化等も含めて考えていかなければならないというような町の姿勢もお示ししたことがございます。受益者負担という言葉では適切かどうかわかりませんが、今までは確かに無料でご利用いただいたものが有料になるというのは、ご負担になることには間違いはございませんが、よりうまくスムーズに利用していただけるというところも考えて、町としては有料化をして整備を図っていこうという考えになったものであります。

以上で答弁とさせていただきます。

(「トイレは」の声あり)

整理員さんのですか。駅までわざわざ行かなければならないんじゃないかというお話でしたよね。整理員に、今整理をしていただいている時間が、朝の7時から10時までの3時間あります。シルバーの方、比較的近くからお越しいただく方が多いと思いますし、3時間の話ですので、夏場と冬場とでは、それは生理的な現象も違ってくるのかわかりませんが、どうしても途中で用をたすということも考えられるものですから、そんなことを含めて、私どもとしては、まずは駅のほうにそういった利用をさせていただけるようにということでお話をして、シルバー等のほうにお話しております。整理員さんから直接そういった、トイレがわざわざ駅まで行かなきゃならないからというようなお話はいただいておりませんので、少し離れた場合もありますけれども、駅を利用していただくということで整理員さんからの理解はいただいていると思っております。

以上です。

○9番 菊地 久君

こういう有料化をしようという大方針を、議会に出たのが3月の協議会ですよ。1年かけて、2年かけて、今の駐輪場問題についてこんな問題がある、あんな問題がある、改善していきたいと。それには有料化もやむを得ないけれどもどうだろうということはないんだよね、今まで一度もね。あったかね。ある日突然、今度の施政方針で、施政方針の中に有料化というのは書いてない。つくりたいと書いてある。有料化と出てきたのは、今回の協議会のときに、文章の書き方と口頭での言い回しがあるわけですけども、有料化、お金は大体2,000円ぐらいでしょうと、それで土地をただでお貸ししましょう、建物はこの会社でやらせましょう、管理もやらせましょうと。そうすると、私はそのときも協議会で言ったと思いますが、

ざっと1,000人で計算していくと、1カ月2,000円で計算すると幾らになるの、1年何ぼなの、それでペイできるのはいつなの、そうしたら、そのときになったら町へ返して自由にやってちょうだいと。あの軽量鉄骨見てくればわかりますけれどもね、あの建物というのはただみたいなちやちなもんですわ、中のシェルター、自転車置くやつは幾らか知らんよ、見積もりやってみればわかりますがね、大したもんじゃありませんわ、大げさなもんじゃない。犬小屋に毛が生えたとは言いませんけれども、つくり方によっても、あそこは1億8,000万円ぐらいで河村産業が落としたと書いてありますけれども、幾らかわからん。どういう競争入札で本当にやったら幾らになるだとか、これはやるという前提の話でありますけれども、必要性が、町民から、そういう人から使用料を取ってやらにやならんのかどうか。なぜなのという疑問に本当に答えることができるのか。今おっしゃったようなことで、必要だと思われる方は、ありがたいことに民間の自転車預かり所が南側に3カ所、それから西側に3カ所ですが、もうちょっと店屋さんがこうこうだついでに入れてちょうだいというのがふえとる。だから、手っ取り早く、だったら逆に何台も入れていただけるために、その民間の人たちをもっと営業活動が成り立つようになれるかどうかわかりませんが、民活ですよ。民活、町の駅で家賃をね、何々商店街何々って家賃を月に何万円払って何年間はとかいうような営業に対する援助、補助、これは勤労者の福祉を考え、学生たちのことを考えたら、そういう方法も考えられる、両者がよく逆になるのかなど。自転車を預かって、1人は業として、年老いた年配のおばあさんがそこに座っていただいて、朝、おはよう、元気かねと言って、それは非常にいいですよ。自転車買っていい人は、やっぱり親が銭出してもいいであそこへ預けようねと、さっきあなたのおっしゃったように、自転車が壊された、どうするとか、どうたらこうたらと、そんなこと一々気を使うぐらいだったら、お金があればそこへ入れればいいというような解決方法もあるわけ。それから、お金が高ければそういうところへ、少しでも店屋さんに援助してあげて、安く受け入れていただければお互いの利用者がいい場合がある。ただ、金をそんな2,000円、もったいないで町のただで頼むよ、貸してちょうという人たちが大半ある。まず間違いなく8割ぐらいの人は結構です、あのままで。わざわざ屋根をつけて銭を取られるぐらいならあのままにしてちょうだいと。なぜ銭取るのという声が絶対に起こりますよ。私が言うからね、間違いなく。そういうのが本当に蟹江町の発展になるのかどうか、必ず有料化という問題は一つの底流です。底流として、例えば勝幡、あそこはそういう計画を、今駅前開発整備計画をやっておるから、その整備計画に基づいてということ。一宮をやったのもそう、JRの駅を整備やってやる。春日井が一番多いんですわ。春日井が駅整備をやって、あそこは5カ所ぐらいあると思う。というように、大きく駅前開発整備計画と連動してやってきて、蟹江が隠れたような場所が、駅前整備開発のために自転車置き場を整備して、皆さんから2,000円ずついただくように、立派にしますと言ったって、だれが納得するの。冗談じゃないよ。あと5分。ということで、きょうの段階はここまで

しておきますけれども、これから住民の皆さんにこのことを訴えて、意見を聞いていこうと思っております。それは皆さんは皆さん、私は私。

それで、町長に最後にお尋ねいたしますが、町の駐輪場を整備しましょうと。よその業者で、町の土地を貸します、向こうに建てさせます、管理運営は全部向こうにやらせます、駐輪場のお値段は向こうが計算してくるので、2,000円というのか、1,800円というかわかりませんが、有料化で皆さんから、来年の4月からになるのか、6月になるかわかりませんが、9月の補正でやられるのか、12月かわかりませんが、その間はまた、今言ったようなことで不便さは必ず陰で大きな問題が出ると思いますが、でも、それでも町長はこういう考え方で、こうやってやるべきだとかたい決心で有料化、あそこはお金を取るんだと。このなぜかということについてお答えをいただきたい。

○町長 横江淳一君

それでは、菊地議員の駐車場有料化計画はなぜだというようなことに対して、お答えをいたしたいと思えます。

菊地議員も、長い議員生活の中で十分わかっておっしゃって見えると思うんですが、近鉄の駅前の整備というのは本当に長いことかかって、まだまだ緒についたばかりでありまして、あの状態であります。いつの議会も、協議会の中でもそうでありますけれども、駅前再開発は一体全体どうなっておるんだということで、本当に叱咤激励をいただくことが多かったわけでありまして。平成17年から町長をやらせていただき、いろいろな整備をさせていただきました。もちろん、議員各位の皆様方の議決をいただいてやらせていただいております。特に近鉄の駅前、ロータリーの整備については、もう歴史があるわけでありまして。特に近鉄駅前付近で大変悲惨な、おぞましい事件が数年前に起きました。このことによって、一体全体どうなっているんだ蟹江町はという、そういういろいろな意見もいただきました。マスコミからもいろいろご指示をいただきました。

そんな状況の中で、まず1つは、ロータリーの整備の前に、近鉄さんとお話をする中で、あのロータリーの整備については近鉄さんにボールは投げてございます。そんな中で、近鉄の駐輪場の整備というのは、もう相当前から話がございました。現実には、急行列車をとまるようになりましてから、1日の乗降客が1万3,000人を今超しております。数年前までと比べますと、自転車、特にあそこにとめることのできない放置自転車として、銀行の前だとか、それから民間の家の前だとか、いろいろなところに弊害が出ております。そういう状況を見るに見かね、いろいろな住民の方からの声もございました。一体全体どうしたらいいだろうと。これも議員各位もご理解いただいていると思えますが、数年前に駐輪場計画が持ち上がりました。しかしながら、周辺の皆様方のご理解がいただけなかったという現実もあったわけでありまして。そんな中で、再度近隣の、特に駅前商店街の皆様方、あの近隣の方々から、駅前商店街の駐輪場の整備、もしくは、あそこに警察の交番がなくなったんで、何とかあそ

こに人がおれるような、そういう安心・安全な場所をつくれませんかというようなことも昨年度いただきました。急にそこへ交番をつくるわけにはいきませんので、我々としては、駐輪場整備とともに、あそこに自主防災組織の皆様、もしくは警察官の詰所、立ち寄り所をつくるべく、いろいろ計画をさせていただきました。蟹江町でお金を出して建物を建て、維持管理をするという時代は、もうこれからはだんだん少なくしていかなければいけないというのは、議員各位もおっしゃったと、僕は思っております。箱物をつくるのはどうなんだということも相当いただいております。我々公設で、民営で管理する、こういう時代がこれからはきっとやってまいります。地方公務員を使って、ランニングコストの高いのを使ってということもご指摘をいただいておりますので、等価交換とは言いませんが、土地を提供させ、これは条例上の問題、法律上の問題をしっかりこれからクリアをしていかなきゃいけません、あそこに1,300台とも1,400台とも言われる、本当に使ってみえる自転車ならいいですが、放置自転車も含めてございます。あれを整備したいのが1つ。

それから、あそこが大変暗うございます。そして、あそこは犯罪の温床になっているという指摘も受けております。そこに常駐する担当者の方が1人でも2人でも、9時、10時までおみえになればこんないいことはないじゃないか。そこに防犯ステーションもつくればということで考えをさせていただきました。ただ、菊地議員おっしゃる、有料、有料だけをひとり歩きさせてしまって、何で有料なんだ、何でただではないんだ。確かにそれは、無料ですべてできればいいと思います。しかしながら、これからの自治体系は大変厳しいものがあるというふうには私は思っております。ですから、管理会社についても、その人件費、多分2人ぐらいの担当者の方が夜まで常駐されると思います。そこには当然、電気もかかるでしょう。それからランニングコストもかかるでしょう。ですから、我々としては最低限の皆様方の税金の歳出、支出と、それから管理をしっかりといただければ、業者と関連して、しっかりあの辺の地域の安全を守ってまいりたい。当然、近鉄さんにも協力をいただいて、これからいろいろな整備も含めてやってまいりたいということでもありますので、そういう論議がこれから起こることもしっかりわかっておりますが、ただ、周囲の有料の駐輪場が非常に閑散としておるのも事実でありますので、地域の皆様方からの声をしっかり聞きながら、何とかつくってくださいと、特に駅前商店街の方からはご要望をいただいているのも事実でありますので、つけ加えてご説明をさせていただきました。

以上です。

○議長 中村英子君

3分です。

○9番 菊地 久君

今の町長の前段とか、後段触れておりますが、駅前整備計画なんていうのは、今回のこの、私は本当は時間がないのできょうはやめますが、この中に書いておきました。前回、まちづ

くりの意識調査をおやりになって、そこでJR駅前、近鉄富吉、蟹江駅、その人たちにアンケート調査を配って、結果が来て、その人達は土地持ちの人たちはどんな意識を持ってこの整備をしようかというようなデータが出ておりますが、それも聞こうと思ったけれども、それよりも大事なことは、有料化をしなければならない、有料化が時の流れのような、そういう認識を今町長が示されたのは、これはこれからの蟹江町政の一つの大きな方向転換だなど、まず第一。では、これからの散歩バスはただでいいんですかと、そういう声が必ず出ますよ。続いて、足湯はただでいいんですかと、こういう話が出ます。これは、蟹江町の財政、これからのことを心配になって物事を言って、すべてを町が面倒を見る時代から、できる限り自立、負担するものはしていただくという基本線に、今町長が触れられたというふうに私は思っておりますので、町長の基本的な考え方は、負担を受益者負担的な考え方を行政の中で取り入れて、そして、これは第一の考え方として自転車場はつくる、民間にやらせる、金も管理もやらせる、そして、そこを利用者からお金を払わせる、これを基本線にされておると。これが町長の今の基本的なお考えで、それに基づいて職員の皆さん方も一生懸命研究し、勉強し、出してくるのかなと思っておりますが、それは町長の考え方でありまして、実施する段階におきましては、これはやっぱり議会の皆さんは皆さんで考える。それで、利用される人、該当する人たちがどういう反応を起こされるのか、これも有権者の皆さん方それぞれがお考えになるテーマになってくるだろうと思っておりますので、ここではっきり私は申し上げますけれども、今のこういうようなときに、ただいろいろなことがあったから、駅前整備だから、だからそれをやるためには自転車置場の整備はあの細いところだわね。本当に見えないような変なところだけれども、そこのところへ、甚目寺でやったような、一宮でやったような、シェルター方式でば一つと入って行って、若い人がやると言ったけれども、2人とも年寄りでした。大体ああいうところへみえるのは高齢者ですわ、若い人ではなくて、どこでもよう考えてござる。夜はどうやっているのか、まあいろいろやり方はあると思いますが、そんなことよりも、基本線としては、利用者に金を負担させると、これが横江町長の基本的な考え方を打ち出したと、こういうようにきょうは私は理解をし、そのことについては反対をするということを申し上げておきまして、この件については質問を終わります。

○議長 中村英子君

以上で菊地久君の1問目の質問を終わります。

ちょっと残り時間が少ないようですけれども、2問目について途中になる可能性もありますので、休憩後は……、続きでいいですか、予定時間で、途中あれになる可能性があります、よろしいですかそのまま。

それでは、途中休憩になる可能性もありますけれども、話の中身によっては。

○9番 菊地 久君

議長にお任せします。

○議長 中村英子君

それでは、引き続いて2問目の「名古屋市合併反対の理由を町長は明確に示せ」を許可いたします。

○9番 菊地 久君

続きまして2問目であります、名古屋市合併反対の理由を町長は明確にしてください。これが私の今回の表題であります。

まず第1点、町長はこの蟹江町をどうお考えであって、今までの質問や経過や、町長自身がタウンミーティングをやって町民の皆さんからの質問や意見に対してお答えをしてくれておられるわけでありましてけれども、まず第一に、町長は合併をしようというお考えがおありなのでしょうか、それとも合併はノー、単独町政で、小さくてもきらっと光る蟹江町、第4次総合計画に基づいた、あれを答申して進めていくためには、単独の蟹江町でいいんだよと、この基本的な問題について、町長自身は簡単にね、いろいろ言っていくとぎょうさんわけがわからなくなりますので、まず町長は合併という問題については、現時点ね、今は賛成か、反対か、単独町政をこのままやっていきたいということなのか、現時点の町長の考え方をまずお尋ねをしたいと思います。それから次に入っていきます。

○議長 中村英子君

横江町長に聞いていますので、町長、答弁をお願いします。

○町長 横江淳一君

菊地議員の、何か極端なお答えをしろと言われておりますが、私、この議会ですべて答弁をしておりますけれども、私は合併を反対と言ったことはございません、はっきり言って。今現在は合併する時期にないと言っているわけです。それが、その単独行政がいつまでも続くかどうかなんていうのは、今お答えする立場にございません。ただ、責任者として、菊地さんお怒りになられるかと思っておりますけれども、中途半端じゃないかとか言ってここで激怒されました、ちゃんと覚えています。でも、タウンミーティングで僕はいろいろなお話をした中で、いろいろなところと連携をしながらやって、勉強会、研究会も開きますよという話も菊地さんには言ったはずですが、私。ですから、単独ですか、それとも合併ですか、今ここでお答えすることは、はっきり言って避けさせていただきたいと思っております。蟹江町はすばらしい町で、このままでしばらくの間、私はいけると思っています。今自分は首長としての、責任者としての発言です。ただし、この状況が、経済状況だとか、いろいろな状況、税の問題とか、それから諸問題でいろいろなことがあるかも知れません。そんな状況の中で刻々と変わります。4市2町1村、今共同でいろいろなことをやっておりますけれども、これが、ある1つの町が、ひょっとしたら首長さんが合併したいと言ってみえる町もあるようになりますので、そちらのほうになれば、当然枠組みが変わってまいります。そういう意味で、いろんなところと今連携、研究をやっておる、今これだけをお答えさせていただきたいと思

ています。

○9番 菊地 久君

気持ちの中で、今、町長が、任期は来年の3月20日だったか、31日か、その町長の間には合併をしたいという声を発するようなことがおありでしょうか。それとも、そんな声を発するつもりもありません、私の任期中は、この単独の蟹江町ということで基本的に進めておりますか。簡単にそういうことをまず1点聞いたわけ。まあええわ、そこで、その辺でいいや。

次に、そこであなたが、今、町長が言いましたように、今の段階では合併をすぐに進めるつもりということはありませんが、単独町政、今の町長として蟹江町に置かれているのは第4次総合計画に基づいて、所信表明の中にも合併問題は一切触れておられませんでした。したがって、単独町政を、今は考え方としてはそういう進め方をしておるということについて、よろしゅうございますかということ。わからん、わからんならまあいいや、続きいきます。

では、3点目、決して私は合併を反対だと言っておりません。合併については、その前に海部地区全体を考えて、海部地区広域行政、環境事務組合で、菊地さんも議員で何年も何年も言ってござるけれどもと言われるけれども、その組合、それから、今いろいろ、ほかにも消防の問題だとか、そういうことがあるし、それから下水道の関係もおありでしょうし、海部地区全体を考えた町の動き方、そういうことが、まず海部全体を考えるということが、私の考え方が一つあります。

2つ目には、合併という話について考えておりますけれども、私の質問で、では、海部地区のどこかの方とおっしゃる。そのどこかのことについては市の名前を言えないと言ったので、市だね。市で言えるところは津島でしょうと言った。それは否定はしなかったけれども言わなかった。全体の首長との話をしょっちゅうやっておって、しかし、合併について、例えば弥富の市長に、蟹江ともう一度合併どうですかというような話をしたか、しないのか。また、あま市ではどうなの。愛西市はどうですか。町長自身から聞いたよとおっしゃられる方が、私の耳には入っておりません。津島の市長とは会ってこの話はしていませんが、言葉の流れや節々からいって、これは12月の一般質問のときも申し上げたんですが、これは町長の話しておられるところは津島市でしょうねと。津島市というのは歴史があって、例えば津島神社と蟹江の神明社、これは津島神社が格が高くて、たしかあそこは7等級だと思うんで、蟹江は11か何かと思ったんですが、神社の関係では津島と蟹江とは非常につながりがあるわけ。町長が、今は言えないけれどもある市と、そういう合併の話は進めておりますというのは、12月の議会でこれ議事録にも載っておりますし、全部読んでいきますと、書いてあることを言うておりますけれども、そこで、町長自身の言われる合併か、単独町政なの、町長と聞かれて、今、顔を赤くしてえらい力まれましたけれども、あわせて、じゃ、単独町政をどう残された期間を進めながら、次はどうしたいのかなという点について、お考えがあるなら

聞かせてもらいたかったと同時に、今言う、合併をするならば、海部36万が一つになって、できることならばいいじゃないかと。ごみの問題もそうでしょうし、消防の問題もあるでしょうからと。しかしながら、それもそれぞれが、弥富市も市役所を建てる計画ですし、それから愛西市も建てますし、あま市も市役所をお建てになる計画をお持ちのようであります。津島は昔建てた、立派になってきてね、今はだいぶん市民病院のほうもいろいろ再建がうまくいって、流れがよくなっていることは事実であります。町長のおっしゃる市、どこかの市というのは、もうやっていると津島市に絞られちゃう。そうすると、正式な発表はできないけれども、その市長と当市長と公式の市長室でお話ししたのか、どこかの会合のときだとか、その帰りに話したのか、喫茶店でしゃべったのか、河村市長の大好きな居酒屋会談なのか、それはよくわかりませんが、そのどこかの市の相手を、名前を今は言うわけにはいきませんが、私を信じてくださいというようなお答えを町長はしておみえにあるものですから、そろそろ明かせる時期でしょうか、今でも言えないでしょうか。だから、合併については絶対、町長は反対ではない、蟹江は蟹江だけれども、合併をしようとするならば、申しわけない、わしの考えとるのはどここの市と合併をどうなのという心の通じ合いかどうかわかりませんよ、どこまでの通じ合いかわかりませんが、そうおっしゃったものですから、そろそろその件について、この場で言えるのでしょうか、言えないのでしょうか。言えないとすればなぜですかと、この点についてひとつお願いをいたします。

○町長 横江淳一君

菊地議員の、多分記憶の間違があるというように思いますので、すいません、私反問権ございませんが、12月議会、そのままここでしゃべらせていただきます。

9月のときに町長がおっしゃった、海部地区のどこかの市町村と小さなブロックでの研究会も必要ではないか。名古屋市だけではなく、町民にとって一番いい方法を選択していただきたい。こういう答弁が、町長あったんだけどどうなんだということを菊地さんがおっしゃいました。私は、この話を出すと、まだまだ首長さんにお話はしておりませんが、しかしながら、市でございませけれども、やりましょうという話はもうさせていただいておりますという、この市であります。これは津島市ではございませ。これだけははっきり申し上げておきます。

○9番 菊地 久君

違うの。

○町長 横江淳一君

違います。

それともう一つ、その合併か単独かという極端な話ではなくて、だから津島市と違うから仲良くしないとかそういうことではございませ。津島市にはまだお話しはしてございませ。私が連携を求めているのは、はっきり申し上げまして、海部郡で一番つながりのある飛島村

さん、もしくはあま市さん、このつながりをまずしっかり持っていくというのが、私の考え方の中に、研究会として持たせていただいております。どこでその津島市さんだって菊地さんがおっしゃったのはよくわかりませんが、一応、研究会の立ち上げということでお話をさせていただいておりますが、ご存じのように、ここで言ってしまったもんですからあれですが、あま市の隣には首長さんで合併をされたいと言ってみえる方がございます。このことについても、今私が言及するわけにはまいりませんが、ただ私は、名古屋市との連携もしっかりと結びつきながら、蟹江町の町民にとって一番いい方法を探る時間はございませんかということを行ったんです。もちろん、合併というのは私1人がやりたいと言ってもできるわけではありません。もう一つ、議会議員の皆様方がしっかりと話をもんでいただく、住民の代表である議会議員の皆さんが、まず心一つにさせていただくというのが、私は一番肝要かなと。私も議会議員の端くれでやっておりました。そういう状況の中で、蟹江町議会の皆様方がしっかりとまとまっていたら、町長違うぞと、こうじゃないかと言っていたら声をしっかりと上げていただければ、我々ももっと住民としっかりシェイクハンドできるんじゃないかな。そういう意味で、私は名古屋の市会議員の皆さんともお話をさせていただきました。ただ、合併を前提ということではなく、蟹江町と連携をしていただけませんかという河村市長ともお話をしました。現実には、いろんな共同をこれからしていきます。一つ一つ形としてあらわれていきます。飛島村さんとも、飛島バスで今つながりを持ってあります。あま市さんとも、そういう連携はできませんか、そういうことをつながりながら、蟹江町として本当に名古屋市とくつつくのがいいのか、それとも海部郡としてやっていくのがいいか、もう少し時間をいただきたい、それを言うっておるわけでありまして、来年までくつつけるか、くつつけないか、単独かどうかという答えをここで出さなくても、もう答えははっきりしていると思います。もうしばらくゆっくり時間をかけるべきだと思います。ただ、住民の皆さんの中に、名古屋市合併、名古屋市合併で盛り上がりがあるということは、決して私は否定するものではありません。連携をした最後に合併があるのは、これは否定的じゃありません、全く肯定的であります。その前に皆さんがしっかりとお話をされるのが肝要だというふうに思っております。

言葉がひとり歩きしてしまうということは、町民にとって大変不幸だというふうに思います。私も発言の重さは十分理解をしております。そういう意味で、議員経験の長い菊地議員も十分そこはご理解をいただいていることだと思っております。スタンスは蟹江町民であります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○9番 菊地 久君

前の議事録、私はそうあんたおっしゃると思ひて持ってきたけど、64ページに書いてあるの。まだ首長さんにはお話ししてございませぬが、いかがかというふうには私自身が今思ひています。しかしながら、1市でございませぬけれどもやりましようという話はもう話をさせ

いただいております。実際、これはここで話すということはきょうまで言っておりませんので差し支えがあるといけません、言った、言わんという話になりますと、私を信用していただくしかございませんと。間違いなくある市とはそういう話し合いを今してございます。これだけは私を信用してください。よろしくお願ひしますと、こういう議事録を私は見まして、ああそうか、1市、だから村は、飛島村って、あんた幾らできんでもちよつと、まあまあいいわ。今名前が出たもので、この村長と個人的にお仲がいいもんですから、まあ久野さんという話が出る場合がございますけれども、実際や実態状態からどうかなと思ひますが、あま市ならあま市で可能性というのはね、別に私は否定をしません。あま市の動きからいつて否定はしません。今、8万8,000人ぐらいでございますのでね、蟹江と一緒にすると10万超すんですよ。これは一つの方法でありましょうし、逆に津島と愛西市が、本当は市が合併をされると非常にいい格好になるとかね、それはお互いに夢や何か持つとすることは事実です。それは大事なことですが、そこでちよつといつも町長の発言気になるんですが、リーダーとしてどうなのというときに、町民の声、じゃ、議会の皆さん方、そうすると、今の町長は議会の皆さん方も名古屋市だとか、よその合併だという声もないのに、皆さんが声を上げて、例えばこの議員さんが、みんなが名古屋市合併いいよというような動きや何かがあれば当然それはいいでしょうと、こう。それで、議会の側は、町長が名古屋市合併だと言ったら、おうそうか、賛成か反対か、そこで議会が決めると。これはいい例が、5月21日のときに、河村市長と岩本町長とが名古屋市合併についての協議会をやろうねと、立ち上げようと言ったときの言葉なんです。まず大事なことは、トップが、あなたが、名古屋市合併と言ったって、まず議会の皆さんどうなの、町民の皆様はどうなの、その辺をきちんとすることが大切だわねと、これに書かれている。逆に蟹江の場合は住民のほうが名古屋市へ合併をという、今は反対だという人もおるでしょうし、運動を例えばする。それで、町長が、例えば名古屋市わしは合併したいと言う、それで議会もオーケーと言う、そうすると、町長と議会と町民が一緒になって、初めてその段階で名古屋市へ持って行って、名古屋市合併をよろしくねと。それではひとつまな板の上に乗せようかということであつて、今の段階は、お互いがそれぞれの立場で言っておるのは町民は町民、議員は議員で結構、しかし、町長は3万6,500人おるリーダーとしてきちんとした、これからの蟹江はこのままで10年は行けるのに、合併なんて考える必要ないよと。第4次総合計画で3万8,000人の蟹江、JRの駅前整備、近鉄駅の整備、富吉駅の整備、こういうものをプランとして出しておりますので、これを進めるためにはこうしたい。だから蟹江町の町長としてこうだと。しかしながら、よその町村との合併という問題も視野に入れなければあかん。視野に入れるのは、今町長の言ったのはあま市が出たので、またあま市へ行って聞いてきますけれども、私は前から言っているように、私はもう名古屋がええと言つとるもので、考え方は違つていいんです。おまけに町長はリーダーでございます。私は一議員でございますね。全く力のない男でございますので、楽な稼業では

ありませんけれども、行っても、やっぱり蟹江町を代表してということにはならんわけですよ、河村さんと会っても。町民です。ああ、町民の中にそういう声があるのと、こういうことね。町長が言えば、蟹江町の代表の町長だから、町長が河村さんに会って、尾張温泉へバスを入れてくれるといいねとか、温泉のPRをしてきたよと。それは名古屋市に合併したいから言ったわけではない。今の蟹江の現状でこういうことを河村さん考えてくれるといわなという、営業をおやりになったんだろと思うんですけども、そういう現状の中におるといことは認識しております。私も認識しておる。しかし、タウンミーティングの中での言い方、発言等々を、わかりません、私は聞いたわけではないので。聞いた人によって聞き方がいっぱいありますけれども、行った先々でどうも言い方、言い回しが違うけれども、合併問題については余り明快や明確な話ではなしに、例えば名古屋へ行ったら蟹江の名前はなくなるわな、一緒のことだわね、よそと合併したら、ひょっとして蟹江はなくなるわねとか、当然のことですわ、これはね。だから、どういうつもりでタウンミーティングで答えたかわかりませんが、将来の蟹江のあるべき姿をリーダーとして皆さんに力強く訴えておられるような印象ではなしに、弁明、弁解がましいことをおっしゃるとのじゃないかねという印象の方もおみえ。でも、町長はすばらしい、ようやってみえるよね、本当にご苦労さんと言う人もみえる。大勢おって当たり前だね。

そういうことで、いい話よりも、町長がこの合併に対する思いの話は、私の耳に入る限りはいい話は来ない、それだけのこと。

そこで、再度申し上げたいと思いますが、私が決めつけるわけではありませんけれども、町長は口が裂けても、今の時点で蟹江の町長として、名古屋市との合併をしたいという気持ちはなくて、逆に名古屋市との合併は今の時点ではしたくないと、こういう気持ちであろうかと思いますが、名古屋とは合併をしたくないという、その理由は何でしょうか。大きく、簡単に言ってください。名古屋とは合併はしたくはない。あま市となら合併したいと。その点にちょっとわかりやすくどうなの、言っていただけませんか。

○町長 横江淳一君

すいません、菊地先生本当に口がうまいんで、僕びっくりするんですけども、僕したくないなんて一言も言っていませんよ。あま市とは研究会を今立ち上げて、ある市とやっております。ただ、12月議会のときにはまだまだしっかりと話し合いができておりませんので、勝手に私が述べるわけにはまいりません。しかしながら研究会を立ち上げるって言っただろうおまえって、やってねえだろうという質問の中で叱咤激励をいただいた。でも、私はちゃんとやっております。ただし、結果が出てこないから仕方ありませんが、今は飛島村さんも含めて、海部郡のこの地域を構成するところ、もちろん弥富市、それからあま市、愛西市さんにも最終的に声をかける、そういう状況で、合併云々ではなくて、これからは共存共栄、その先に合併があっても否定はしないと断言しているんです。決して私は責任転嫁をしている

わけじゃありません。町民の皆さんからあんな町長はだめだと言われれば、それだけで町長はそれで落ちるわけでありますから。それを云々と言っているわけじゃございません。ただ、今の私の責任のある発言としては、蟹江町はすばらしい町なんです。このすばらしい町をどうして合併、そうではないかというふうに走るのか僕はよくわかりません。菊地議員十分わかってみえると思うんです。蟹江町というのはまだいろいろなところに羽ばたけるんです。名古屋市とのいろいろな連携もできるんです。町民にとってもっとプラスのあることがたくさんあると思います。それはあま市にもあると思いますし、ほかの市町村もあります。ですけども、財政状況が大変厳しく、これ以上町民の皆さんに負担をかけるわけにはいかない。とあれば、当然首長として、これは皆さんの反対を押し切ってでもやらなきゃいけないときがあるかもわかりません。でも、今の状況はそういう状況じゃないということを私はいつも申し上げているわけです。多分、菊地さんと意見は同じだと思います。でも、考える段階が今違うんじゃないかな。菊地さんは先の先を思ってみえるかもわかりませんが、私は来年、再来年、蟹江町の財政はどうなるんだろう、今現在やれることは、しっかりと蟹江町をスタンスとしてやってまいりたい、これが私の考えです。

以上です。

○9番 菊地 久君

私は今までの一般質問でずっと分析をしてきて、腹のうちというのはお互いをわからんときがいっぱいある。あるけれども、トップであるリーダーは何を思っておるのかなと、そういうことが町民に何をどう映っておるのかなという点で私は分析して物を言っとるけれども、いい例が大阪の橋下さん。はっきりしていますよね。知事になり、市長に出て、大阪都構想を打ち上げて、東は東京、西は大阪と。そして、今民主党や自民党や公明党さんと話をして、大阪都ができるように、東京と同じような中にある区をふやすのと、特別区というので市町村を一つのまとめた区にすると。大阪全体を東京と同じようなことができるような法律改正を今一生懸命やろうとすると、あの人と言った、そんな無茶言ったらできるわけないとか、市長になると同時に職員で入れ墨やっているのは首切れだとか、それはすごいわ。でも、そういうリーダーをリーダーとして認めて、ああそうかと思えたものですから、評判がいいとか悪いは別にしてそういう流れがあるわけ。そして、河村さんは大村さんと一緒になって中京都市構想を言った。ところが、今はちょっと違って尾張名古屋共和国を言って、2人の仲はどうなったって言われる場合があるね。しかし、現実的にはどうしようかというのは今のままの名古屋じゃ愛知県ではいかんわねと、こういう動きがあって、地方分権道州制という方向へ行こうとするのか。前は河村さんは名古屋300万都市と言ったが、最近400万都市の名古屋市を中心として、道州制になったときには州都だとかね、しょっちゅう変わられるわけですが、変わる場所もいいときも悪いときもあるが、いずれにしても名古屋が忘れられちゃいかん。大阪と東京が目立っちゃって、名古屋が何か、今最近ちょっと目立たんもん

で、だから目立つ方向でおっしゃるとるのかどうかわかりませんが、いずれにしても名古屋は名古屋なりに大きな名古屋を、300万の名古屋と前は言っとったけど、本人も出とったんですが、私もそう一遍出たことがあるが、今は何か知らんが400万の名古屋を——ちょっとわかりませんが、流動化しとることは事実です。その中で、名古屋の隣で海部郡全体をずっと見ていったときに、3万6,000人の蟹江がぼつぱりになっちゃうものですから、小さくてもいいよと、ぼつぱりしとっていいよと、本当に経済がよくて、幸せで、老後がいい場合だと、町長のおっしゃるイチジクだとか、温泉だとか、佐屋川で船を浮かべてね、あそこでのんびりと老後を楽しむだとか、家族団らんで平和に語り合えればいいんですが、残念ですが今はどえらい厳しくて、佐藤化学さんが破産宣告しはった。そしてもう一社がなった。それで何百人という人が職場を失い、またあっちへパートで行とる人は職場を失って、蟹江の経済だとか企業が非常に危機的な状況にあることも事実です。そうすると、お金を納めてくれる勤労者や働いている人たちの税制は今後どうなのかなと。高齢者がどんどん1年ずつふえていって、10年後には二十七、八%ぐらいだと思うんだがふえていっちゃう。そういう中で蟹江って本当にいいのと問いかげられたときに、横江町長が死ぬまで町長で一生懸命やってくださるで安心ですわと言えんわね、言えんでしょう。そういうこと。あんたのこと、町長。言えんでしょう。だからそれぞれが、行政に対して安心ができる蟹江町であってほしい。トップは皆さんに安心をしてくださるようなことを発言し、発信をしてもらいたいと。発信するたびにショートをして、どこの電波が飛ぶかわかりませんが変な電波が出ちゃって変な脳へ入っちゃうとおかしくなる場合もあるものですから。そういう意味で、今の町長の電波の発信の仕方がいかにかなと思うものですから、一般質問のときに今一度、今一度ってくだいほどあなたに、町長にお尋ねをして、町長自身がぶれることなく、それでぶれないというのは何かというのは、名古屋との今の時点で合併という言葉を言わないということ。これはぶれていないです。しかし、名古屋とおつき合いを深めることについてはやぶさかではない。合併ができるならば、先ほど名前が出ましたように、隣のあま市となら合併を、違いの、研究か、まあええわ、私はひとり歩きするでね、さっき聞いたと思い込んで。なるほどなと思ったもので言ってるだけで、違うなら違うと言ってちょうだいよ。あま市となら一緒に研究会をやって、立地条件は非常にいいんですわ。藤丸のところへヨシヅヤさんが行くでしょう、七宝のそばでしょう、そうすると立地条件がいいことも事実なの。なるほどねらい目あるなというふうに思ったから、なるほど町長は違う格好で考えてみえるのかなと、それはそれなもので、ちょっとそれはあかんなと思ったからああと言っただけで、大治さんはもう海部へ戻りませんものですから、名古屋へ行くものですから、そんなことで町長に申し上げたときにそんな話が出たものですから、それは違うなら違う、今は町長が合併で、研究会にしる、ちょっかいをかけているわけではないですけども、お互いに、ねえどうしよう、あんたのところ、蟹江はこういうふうだけれども、ひとつそんな話しようかとか言える相手

の市というのは、私は津島だと思い込んでいたんです。えらいこれは私のアンテナがちょっと腐ったのか、さびついたらで申しわけないけれども、余りあまの市会議員からそんな声一遍も聞かんもんですから、議長の不信任が出たことは聞きましたが、いろいろ困るものですから。

再度町長に、時間ない。

○議長 中村英子君

町長に簡潔に質問してもらって休憩に入りたいと思います。

○9番 菊地 久君

休憩のほうがいいですよ、私。時間ある。

○議長 中村英子君

休憩に入ってもいいです。あと5分ですって。質問時間あと5分ですので。ですから、質問答弁……

○9番 菊地 久君

今のことね、私との食い違いがおありだといけませんので、再度今の合併についての話し合いじゃなくて、その市とはどんな話し合いや研究会を持たれておるですか。

○町長 横江淳一君

もう一度ゆっくりとお話をさせていただきます。

先般の議会で研究会を立ち上げようという話の中で、あま市さんとの話し合い、そして飛島村さんとの話し合いをこれから始めるというふうで、事務方では協議をさせていただいております。それは、名古屋市さんとのいろんな連携も含めまして、地域連携をしっかりとやっていくべきじゃないかという私の考え方、何度も言います、その先に連携がしっかり結びついた中で、町民の皆さん、そして議員の皆様、私自身も、よし、こことだったら合併できるんだということになれば、これは皆様方に私のほうからどうですか皆さんという話になると思います。ただし、私の任期は来年の3月までしかございません。それも十分わかっております。今現在の時点では地域の連携をしっかりと保ちながら、蟹江町の立ち位置をしっかりと見つける、町民の皆さんにもしっかりとそれをわかっていただく、そういうことが必要ではないのかなと。

先ほど言いましたように、近隣の弥富市と何もしないわけじゃございません。弥富市さんとも話はしてございます。これは当然、4市2町1村の広域連携の中でお話をさせていただいておりますので、この4市2町1村がばらばらになっているということではございませんが、特に蟹江町と飛島村、今、飛島バスが走っていますので、これも皆さんご存じのように100万円の負担金を出させていただいております。あるいは飛島のバスかとタウンミーティングでもおっしゃった方がいるんですが、あの緑色のバスは皆さんの貴重な税金100万円を投入してございまして、地域の皆さんの足にも実はなっているのも事実です。あま市のほう

からは七宝町の玄関口はどうしても蟹江なんだと。JRのことも含めて何とか考えていただけんかということも十分聞いております。そういう中で一つの連携ができないのかなということもございます。

それから、最終的には名古屋の市バスのことも、できれば試験的でもいいですから来てくださいということで、どうやら須成祭りに臨時便が出せるのではないかと、今そこまで話を詰めてきております。やれるところから連携を保ち、町民にとって、今後この蟹江町にとって光が差すようなところでしたら、私は連携、何度も言いますが最終的に合併という道に進めば、それは否定的ではありません。ですけれども、今の時点はそうではないということだけをお願い申し上げます。合併が前提ではございません。よろしく申し上げます。

○9番 菊地 久君

くどいことを言いますが、何遍も言っておかないと、確認の上の確認ですので、町長も政治家でございますので、政治姿勢というのは大事だと思いますからあれでございますが、町長が、例えば僕も名古屋市合併をすべきだという決断をする、それには民意がそうさせる、町長は民意を大切にします。民がどうだろう、蟹江は名古屋市合併に動こうよという声が増しに高まってきたときには、民意を大切にするとおっしゃった町長はその時点で判断をして、民意に従って政治を行おうという政治姿勢になるのか。みずから民意を確かめるために、私はアンケートをどうだとおっしゃったときに、そうではなしに研究会的なものを職員の中でも、全体の中でも始めていきたいと。民意を聞くための方策というのは、今の町長としてはどういう形で自分が政治決断がされるのかなと。大事な局面を今迎えてつありますので、今のこういう時期を逸してきますと、蟹江の将来にとっていいのか、これも決断です、思いでみんな違います。だから、タイミングということを考えたら、そういう時期が来たのかなと。来年3月は町長選挙でありますので、多分名古屋市合併賛成の町長と、反対の町長との、これが選挙による民意のあらわれになるだろうと、こういうふうにお読みでございまして、この一般質問で、きょうはそういう状況下になってきとるということだけはお披露しながら、再度9月の議会にはもう少し情勢は多分変化していると思います。国自身が今の衆議院解散だとか、総選挙だと言っておりましたし、消費税大反対とか言っておりましたけれども、何となく政治というものは、これが政治かなと思える部分もたくさんあるわけ。だから衆議院選挙、どうのこうのと言ったのは、6月選挙あるのと言ったらないでしょうと。じゃ、9月なの、年内なの、ダブル選挙なの、そのときに大阪都はどうなっているの、東京都はどうなっているの、その後蟹江、名古屋市はどうなのと、3万6,000の小さな蟹江町がどうなるのかなと、町民自身がどう思われるのかな、町民自身の将来のために、それぞれが考えて、決断をして、自分の町は自分たちで決めていうねと、こういうようなことになろうかと思っております。これは町長です。その後の2年後には、今度は町会議員選挙で町会議員の皆さんが今度はどう思うのか。これ民意がある、いいね、選挙というのは本

当にいいことだと思います。それが一つ一つの区切りかなと思っておりますので、町長に期待したいことは、今日まで非常に民意を大切にしながら、蟹江町の行政をしっかりと担当してきたことについては、よう頑張れましたねと、こういうことは言えます。しかし、政治の方向づけについてはどうも合いそうもないねと、こういうことと今は思いますので、ちょっと長くなって申しわけありません、ちょっと時間たちましたがお許しいただきまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 中村英子君

以上で菊地久君の質問を終わります。

暫時休憩に入ります。

3時45分に再開をお願いいたします。

(午後 3時23分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時45分)

○議長 中村英子君

質問5番 安藤洋一君の「観光施策から見た、安心、安全、快適なまちづくりを問う」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○3番 安藤洋一君

3番 清新 安藤洋一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより通告書に沿って、観光施策から見た、安心、安全、快適なまちづくりを問うと題しまして質問をさせていただきます。

さて、豊かな温泉を中心とした観光資源を有効活用して、蟹江町に観光客を誘致するということは、本町にとりましては重要な施策の一つであると思われま。

それでは、観光客とは一体どういう人たちなのか。私の思いますところ、町外に住んでおられる方か、町民であっても、訪れたその場所に余りなじみがない、または初めて訪れた方が多いのではないかと思います。もちろん、お気に入りの場所があつてしょっちゅう訪れており、周辺の地理も含めて知り尽くしているという方もおられるかもしれませんが、概して言うと、たまの休みに息抜きに訪れるというのが観光であり、観光客ではないかなと思います。

それでは、そうした地理不案内な観光客の視点に立って見た場合、蟹江町の観光施策の基本的なところはどうか、ぜひ訪れていただきたい、ぜひここでお金を落としていただきたいと思う観光客に対する安心、安全、快適なまちづくりはできているのかを検証していきたいと思ひます。

まずは、近鉄の蟹江駅におり立って、第4次蟹江町総合計画で指定された観光交流ゾーン、具体的に申しますと、尾張温泉方面に向かって歩いていくシーンを想像してみてください。その道順に沿って質問を進めていきたいと思えます。ここにおいでの方皆さん、多分もう蟹江町の地理は熟知しておられると思えますけれども、今だけはちょっとよそから来た観光客の雰囲気になってください。

さあ、駅を一步出てみますと、これはJR駅も同じことですが、足湯や須成祭りの広告看板はあるものの、道案内の地図などが見当たりません。特に土地に不案内な人が道に迷ったり、困り事が起きたときに一番頼りにしたいはずの交番の場所さえ何も案内や表示がありません。近鉄駅前につきましては、観光案内板が今年度予算で新設される予定であるということですが、ぜひとも交番の場所もわかりやすく表示をしていただきたいと思えます。

さて、近鉄駅から西の温泉方面へ踏切を左に見ながら歩いていきますと、交番が北のほうにある新本町線という通りの交差点に差しかかっても、これまた何の案内表示も見当たりません。知らない人は知らずに通り過ぎるだけであります。交番そのものも、すぐ北にある消防署の前から見ても、交番から100メートルほど南の本町エコステーションの前に立って見ても全然目立ちません。知らない人は見落としてしまいます。

さあ、見落としたままもう少し西へ向かってみます。記念橋を渡って温泉通りへ出て西に進み、役場前の交差点に立ちます。今売出し中のまちなか交流センターに寄り道をしようとして目指して行きますが、これまた直近の交差点にすら案内表示がありません。これは、目的地であります尾張温泉のそばにあります大人気の足湯においても同じであります。

ここで、質問1であります。

これらのことは、すべて知っている人しかわからない、知らない人にはわからないということになるのですが、より多くの観光客に安心して来ていただくためには、公共施設はもとより、観光施設や文化施設等の案内表示板を、もっと土地不案内な人の立場に立ってわかりやすい場所に設置していくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。また、交番は、困ったときは交番に駆け込めと言うぐらい、地域住民に限らず土地不案内な人にとっても心のよりどころとなります。1年前の一般質問で戸谷議員が言っておられましたように、できれば駅前に交番を復活していただくのが一番よいと思うのですが、それが無理であれば、せめてもっと場所をわかりやすく、ここに交番があるぞというぐらいの表示が欲しいと思えます。現在の新本町線沿いの交番はどうもひっそりとたたずんでいて目立ちません。ちなみに、有名観光地では国際語となったローマ字でKOBANという言葉が大きく目立つように掲げております。ご答弁よろしく願います。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

安藤議員の質問にお答えいたします。

案内看板につきましては、町民、または町外からの来訪者、観光、転入者などが公共施設

等の把握などで利用する情報提供の手段の一つとして認識をしております。現在、ふるさと振興課が管理しております観光施設や名所旧跡を掲載いたしました広域案内標識は、尾張温泉の東海センター、または産業文化会館の玄関など4カ所に設置をしております。また、施設の名称、方向を示す案内標識は、学戸地区には源氏塚公園、それから須成地区には佐野七五三之助の墓所の案内板を設置いたしております。昨年度まで町商工会が管理しておりました近鉄蟹江駅敷地内にパソビジョン跡地に新たに今年度、観光案内板を設置いたします。掲載内容につきましては、町全体をイラストと写真を用いた内容で観光振興を図ります。その掲載内容に警察署、ご指摘のありました交番の位置の記載を考えております。また、JR蟹江駅の観光案内板につきましては、JR敷地内の問題はありますが、今後JRに提案をし、土地の借用などのお話をしていく計画でございます。

なお、看板ではありませんが、多くの方が利用されています町の観光協会が発行しております観光ガイド、それから観光のお散歩マップなどにも警察署、交番の位置を掲載するように、今後検討、新しく、なくなった折には警察の位置を示すような形でそこに掲載していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今後、案内形式板作成時において、議員のご説明にもありました交番など、日常生活にかかわりの深い施設等につきましては、限られてはおりますが、掲載スペースの中でどのような表示方法が本町になじみのない方にとってよりわかりやすく効果的なのか、来訪者の視点に立ち、ここが問題でございますが、土地に関する諸問題を解決しながら計画的に設置を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

### ○3番 安藤洋一君

ありがとうございます。

それでは、役場の南側の温泉通りをさらに西に進みます。すると、西尾張中央道に差しかかる手前の信号交差点の北付近で、ごみの山が目飛び込んできます。特にごみ収集日の前日やその夜はひどいものです。それを犬、猫やカラスが食い散らかして散乱しています。ここは役場に通じる幹線道路付近であり、駅からのウォーキング等の観光客を含め、町外の人でも多数目にするところでもあります。これを見た人たちはどんな感想を持つのでしょうか。

この景色は、対外的には非常にマイナスのイメージであることはもとより、地元住民にとりましても不衛生で、ひいてはマナーの悪化から治安の悪化にもつながりかねません。汚い町イコール治安が悪いというイメージです。

ここで質問2であります。

このような日常生活に直結する悩ましいごみの問題は、町の行政としても大きな課題であると思えます。この場所の問題におきましても、既に地元の自治会では手に負えない状況となっております。単に集積場所の代替え云々ではなく、ごみを出す側のモラルやマナーの向

上を目指す啓蒙活動も含めて、町の問題として積極的に解決していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特に町の顔とも言える役場の付近でもあり、放置しておけば大きなイメージダウンとなることは間違いないと思われまます。ご答弁をお願いいたします。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

ごみ出しマナー欠如と解決についてのご質問をいただきました。

ごみ出しマナーにつきましては、これまで町の広報、一般家庭ごみカレンダー及びごみ分別手引書などで啓発しています。ご指摘のように、ルールやマナーが守られないごみ集積所がありますが、町は、一般ごみ集積所は町内会の意見や要望を取り入れ、設置をしております。一方、転入者や外国人のごみ出しルールの知らない方や、集合住宅などにお住まいの方につきましては、専用チラシによる周知の徹底や、地域環境美化指導員や地元の皆さんの協力を得て、ごみ集積所への立て看板の設置や啓発看板の設置をして、常時啓発に努力をしております。また、不法投棄などのごみにつきましては、ごみ袋などの中身をチェックし、排出者が確認できた場合は直ちに警察に通報するなどして対応をしております。なお、ことしは緊急雇用対策事業といたしまして、ごみ集積所地図情報を構築し、転入者へのごみ出し場所の周知や、環境美化指導員さんの連携をさらに深め、集積場所や資源ごみ場所の状況を把握し、ごみの減量とごみ出しルールの徹底を図り、少しでもきれいなまちづくりを目指し、ごみ散乱防止に努めてまいります。

以上であります。

○3番 安藤洋一君

ありがとうございます。

いずれにしましても、生ごみ等の回収につきましては、一般道路上を利用することがほとんどであろうと思われまますので、常日ごろからのマナー向上を呼びかける活動が必要ではないかと思われまます。よろしくお願ひいたします。

それでは、西尾張中央道を西に渡り、温泉通りを北に曲がる交差点まで進みます。ここで、れんがを敷き詰めた大相撲ストリートと名づけられた蟹江町の観光名所とも言える歩道を北に向かって歩いてみます。ところが、道がでこぼこにうねっていてまともに歩くことができません。観光名物である桜の木の成長した根っこのせいということで痛しかゆしなのですが、このままにしておくと、いずれつまずいて転倒して、けがをして責任を問われたり、そうでなくても体の不自由な方にはとても優しい歩道とは言えない、バリアフリーにはほど遠い歩道になってしまっているのが現状であります。

ここで質問3であります。

ちょうどことしの9月ごろには、バローが旧松岡豊泉閣跡地に建設される予定だそうですので、この際、温泉通りの両側の歩道全線を見直し、補修を行い、体の不自由な方やお年寄りにも優しいバリアフリーの歩道を実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ご答弁をお願いいたします。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

温泉通り線の歩道につきましては、力士の足形と歩道ブロック、インターロッキングが唯一施工してある場所であり、現地を確認しました。桜の木によってでこぼこになっている箇所は見受けられます。特に源氏マンションから北へ上がったところは非常にひどいところでございます。バリアフリーの歩道も考慮して、予算の範囲内で早急に順次整備していきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

○3番 安藤洋一君

ありがとうございます。

私も時々ウォーキングをやるルートなんですけれども、自分では普通に歩いているつもりなんですけれども、自分でもしょっちゅうつまずきますので、予算の兼ね合いもあると思いますけれども、なるべく滑らかな歩道に一日も早くしていただけるように、よろしく申し上げます。

いずれにしても、蟹江町の観光名所でもありますので、事故などの起きる前に早急に対応していただけるよう、お願いいたします。

さて、いよいよ観光交流ゾーンの中心、尾張温泉付近を佐屋川沿いに歩いてみます。

この付近で観光ゾーンの目玉として地元が期待をしていた川の駅構想の話が、最近とんと聞かれなくなってしまいました。実現すれば観光ゾーンの核となり、地域の活性化には間違いなく貢献できるものと思われ。さらには、鉄筋3階建て以上の頑丈な建物にし、緊急避難場所にすれば、地域住民にいざというときこの上ない安心感を与えられることになると思います。特に、観光ゾーンに指定された尾張温泉と、その周辺地域の住民は、日光川左岸堤防の漏水問題、佐屋川周辺の地盤沈下、軟弱地盤による液状化の心配等々、自然災害の驚異には非常に敏感になっております。

ここで質問4であります。

この川の駅構想の件は、現在どのような状況なのでしょう。まだ生きている構想なのでしょう。ご答弁をお願いいたします。

○政策推進課長 山本章人君

それでは、川の駅構想は現在どういう状況になっているのかという質問でございます。

川の駅構想は、既存の蟹江町老人福祉センターと老人福祉センター分館、通称老人憩いの家と申しますが、そちらのほうが老朽化が進み、施設の見直しを必要としている状況の中で出てきた構想でございます。

内容としては、観光を主として温泉、水郷景観、人々の交流拠点、地産地消の考え方などをということを踏まえ、町内外の人が集うことのできる施設をつくっていかうというものであります。視察も何回か行ってまいりましたし、平成21年度においては、県職員のサポータ

一制度も活用し、県職員の意見もいただきました。そして、その後も庁舎内で構想の策定に向け打ち合わせ等を行っておりましたが、旧蟹江高校跡地の取得等の問題が持ち上がり、やや現在のところ、言葉として適切かどうかわかりませんが、休止状態となっている状況であります。しかしながら、老人福祉センター、そして老人福祉センター分館施設の老朽化は今でも進むばかりでございますので、早急な対応に迫られていることに間違いはございません。そういうことから、高齢者の方々が主となるとは思いますが、入浴施設を基本とした建物の建設に向け、引き続き検討を重ねていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○3番 安藤洋一君

ありがとうございます。

近年、箱物行政は難しい状況になっておりますが、昨年の3.11東日本大震災以来、蟹江町のような土地柄の自治体においては緊急避難場所の確保が喫緊の課題ではないかと思われますので、どうか今後も継続してご検討をよろしくお願いいたします。

さて、観光が終わり、駅に戻ることにします。しかし、ここで突然震度5以上の地震が起こったと仮定します。周辺道路が寸断され、駅に戻ることもできず、どこかへ緊急避難しなければならなくなりました。しかし、何の情報も看板表示もなく、どこへ行けばいいかも全くわかりません。実は、観光ゾーンの温泉から蟹江駅までの間には、広域避難場所として指定されている学戸小学校があるのですが、その情報を知るすべもなくさまようばかりであります。さらに、道に迷ったら最後、JRにしろ、近鉄にしろ、駅を知らせる案内表示も見当たりません。

ここで質問5であります。

広域避難場所や一時避難場所に指定された施設は、その周辺地域の住民のためだけにあるのではなく、そのときその場に居合わせ、災害に見舞われたすべての人たちのためにあるものであるはずであります。特に観光客の誘致を目指す蟹江町にとっては、その対応施策は重要ではないかと思われます。

そうであれば、その施設が面する道路や幹線道路の交差点等、人目につきやすいところにわかりやすい案内表示板を設置し、その場所をだれにでも明確にするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。また、観光客に安心、安全にお帰りいただくためにも、駅の場所を知らせる案内表示板の設置が必要ではないかと思ひます。

冒頭にも述べましたように、これらは重要施設であるにもかかわらず、その所在地は現状では知っている人しかわからない、知らない人にはわからないという状態です。

質問1と同じような質問ですが、対象が違いますので再度質問をさせていただきます。

ちなみに、たまたま名古屋市港区で見かけた避難場所案内板の写真を町長に提出しており

ますので、参考にごらんいただきたいと思います。こういうものであります。これ非常によくできたものですので、物まねでも何でもいいんですけども、わかりやすい看板表示が必要かと思えます。それでは、ご答弁をお願いいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

広域避難場所や最寄りの駅の案内表示板についてでございます。現在、蟹江町の各避難所におきましては、避難所表示板の設置がしてあり、地域住民には周知をしております。横が1,190センチメートル、縦が890センチメートル、高さが2,500センチメートルの看板でございます。また、電柱には避難所を、広告つき案内表示板が3カ所、これは学戸小学校、蟹江小学校、須西小学校で設置をしております。平成18年度に帰宅困難者のために徒歩帰宅支援マップを作成し、協力いただける徒歩帰宅支援ステーション、コンビニエンスストア、郵便局、ガソリンスタンド、駅などに配備をさせていただいております。徒歩帰宅支援マップは、警戒宣言時に公共交通機関の停止により帰宅が困難となる停留者の方に対する徒歩帰宅を支援するためのマップで、トイレ提供などの支援を行う徒歩帰宅支援ステーションの位置や、主要帰宅経路などを掲載したマップを配信することになっております。これをもとに、観光客及び町外者の方は徒歩にて帰宅をいたします。しかし、これでは万全ではありませんので、今後、地図付きの避難所案内表示板の設置についても検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○3番 安藤洋一君

ありがとうございます。

この名古屋市のこういったわかりやすいものを、本当にあちこちに表示していただけると、安心して地元の人も観光客も過ごせるのではないかと思います。

いずれにしても、観光客に親切的な町であれば、それはとりもなおさず地元住民、蟹江町民にとっても親切的な町、住みよい町であると思います。町民の安心、安全、快適な暮らしのためにも、対応をよろしくをお願いいたします。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 中村英子君

以上で安藤洋一君の質問を終わります。

質問6番 伊藤俊一君の「身体・知的・精神障害のある方に手厚い支援をせよ」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○6番 伊藤俊一君

6番 新生クラブ 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、身体・知的・精神障害のある方に手厚い支援をせよと題しまして質問をさせていただきます。

新年度に入りまして、障害者に対しての相談が複数ございました。また、民間で就労支援A型、B型の事業を営んでみえます経営者の方々との縁がございまして、施設の運営についての難しさ、そして喜びを聞かせていただき、施設の見学をさせていただいてまいりました。大変な事業ではありますけれども、やりがいのある事業であると思わせていただきました。蟹江町にはA型及びB型の就労継続事業及び一般型の就労移行支援を行っている事業所はと考えると、かにえワークスが思い浮かびます。そこで、かにえワークスは就労継続支援のB型と就労移行支援の一般型を生涯福祉サービス事業として展開をしておいでと理解をしておりますが、共同生活介護、いわゆるケアホームが土曜、日曜日が機能していない状況であると聞いております。そのような現状の中で、相談者の悲痛な叫び、これを文書でいただきましたので、代読をさせていただきたいと思えます。

行政にかかわる方々へということでもいただきました。私ども議員にも訴えておいでの記事であると思えます。私は64歳の男性です。現在、知的障害程度区分2の姉66歳と要介護1の妻を抱え、国民年金と少々の蓄えを崩しながら日々過ごしております。子供は親が見て、夫婦は片方が見るべきと思っておりますが、今、私どものような現状の中、姉の障害程度が低いとのことで施設にも入れず、この先どうすればよいかと途方に暮れております。高額なホームや老人ホームは数多くありますが、国は、子供は宝だと言いながら、子供だけに目を向け、また、障害者だけに目を向けている。障害者を持つ家庭、家族には余り目を向けていないように感じております。家庭にも目を向けてください。両親が他界し、兄弟、あるいはおいやめいにまで犠牲を強いるような行政のあり方に対し、無情を感じます。私は、いつまで姉の面倒を見ればよいのでしょうか。早く行政の力で何とかしてください。お願いします。妻の介護をし、知的障害のある姉の面倒を見ながら家事と仕事をしている男よりと、こんな文章が寄せられたわけでありませう。

という訴えをいただきました。私は同じような家庭の事情でお困りの方がおみえになるのではないかと思いますと、一日も早く何とかしなければならぬと思ひ、質問をさせていただくことにいたしました。介護する者が高齢化をし、先に死を迎えるのが当たり前であります。どうしたらよいやら、心配でならないと訴えもありました。お金があれば、施設に入れば済むかもしれないが、施設に入ることのできない家庭環境の方はどのように生きていけばよいのか、よい支援策を求め質問をさせていただきます。

1点目であります。身体・知的・精神障害のある方に対しても、蟹江町はどのような支援をしておいでになるのか。年齢といたしましては65歳までと65歳以上に対してまずお聞かせをいただきたいと思えます。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

まず、65歳までの障害者の方に対しての制度等ご説明をいたします。

まず、障害者の身体機能の障害を補い、日常生活を容易にするための器具を交付、または

修理する補装具費の支給制度がございます。それと、次に日常生活用具の給付、この場合は身体障害者手帳、または療育手帳の交付を受けている方でございます。

次に、心身障害者扶助料の支給、こちらのほうは身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方でございます。それぞれ身体1、2級、療育A、精神1級の方については月額3,000円、身体3、4級、療育B、精神2級の方については月額2,000円、それと身体5、6級、療育C、精神3級の方については1,000円、それぞれ扶助料の支給がございます。

次に、厚生医療の給付でございますが、こちらの方については18歳以上の身体障害者手帳所持者で腎臓機能障害や心臓機能障害、厚生による障害の除去、軽減が目的となる障害などの医療を受けている方に対して医療費を給付するものでございます。

次に、タクシー料金の助成事業、こちらについては身体障害者1級から3級まで、それと療育A及びB、こちらはタクシーの基本料金及び送迎の回送料金を補助するものでございます。年間36枚あります。それとあと、自立支援給付事業と地域生活支援事業がそれぞれございます。

次に、精神障害の方でございますが、こちらのほうは精神保健福祉に関する法律や障害者自立支援法に基づき医療費の軽減や福祉サービスの相談、提供がございます。医療は、精神疾患の通院医療費の補助として、自己負担が1割となる自立支援医療制度や、精神保健福祉手帳のある方については、福祉医療制度として全額補助されています。手帳の3級については町単独の補助となっております。

次に、65歳以上の方への支援でございますが、こちらのほうについては、急病や事故等の緊急事態に対処するための緊急通報システム事業については、おおむね65歳以上のひとり暮らしの世帯、寝たきり老人等を抱える高齢者のみの世帯のほか、ひとり暮らしの身体障害者で1級から3級までの身体障害者手帳の交付を受けた方を対象にしております。

事業として、あとは敬老金の贈呈、金婚夫婦等祝い金の贈呈、福祉センターの利用福祉電話対応、配食サービスなどがあります。

また、65歳以上の方と40歳以上65歳未満の第2号被保険者のうち、特定疾病のある方が対象になる介護保険制度では、障害があることが要件ではなく、心身が日常生活を営むのに要介護や要支援の状態と認められた場合に介護サービスを利用できるものでございます。介護保険制度においては、障害者についても65歳以上の方及び40歳以上65歳未満の医療保険加入の方は、原則として介護保険の被保険者となりますが、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスを優先して受けることとなりますが、介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合については、障害福祉サービスの介護給付費等を受けることが可能でございます。

以上、65歳以上と未満でそれぞれ身体・知的・精神の方の支援ということでお答えをいた

しました。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

決まったりおりの支援だということでもあります。私はきょう、こういった質問をいたしますのは、大変にお困りになっている障害者をお持ちの家族の方が、蟹江町にはある程度の数おみえになるのではないかと。そんな中で、国の制度等々の中でいろいろ対応しようと思ってもなかなか困難だというようなことで、できたら蟹江町の中で特別に手厚い何か支援策がないかというような思いで質問をさせていただきわけでございます。そういった意味で、次に続いた質問に対してのご答弁をよろしくお願いがしたいなと思います。

共同生活介護、いわゆるケアホームが土日機能していないということをお聞きしておるわけですが、このような現状をどのように受けとめて、これからどのようにされていかれるのか、その辺をちょっとお聞きをまずしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

共同生活介護、ケアホームが土日機能していないのではないかというようなご質問でございますが、かにえワークスへ問い合わせをしましてお聞きしましたところ、まず、かにえワークスが行っている事業はグループホームかにえ、それからホームたいよう、ホームあさひ、で、内容はそれぞれケアホームとして運営をしております。その中で、グループホームかにえ、ホームたいよう、こちらのほうは年間359日から364日開所で、それぞれ6名の方が利用されておまして、障害程度が2と3の方でございます。この開所している日数から考えますと、1年365、366なので、ほとんどグループホームかにえ、ホームたいようについては土日も開所をしているということでございます。

次に、ホームあさひというのがございまして、こちらのほうは年間319日開所をしております、利用が5名で利用されております。こちらの利用者の方については、当然障害程度区分2ないし3の方もみえますが、中には障害区分5の方もみえまして、結構重い、重度の方もみえます。この開所日数からいきますと、319日ですので、日曜日についてはほとんど開所はしていないと。土曜日について多少はやっていますというようなお答えでした。

あと、ことし7月にはホームひまわりが開設される予定で、こちらのほうは土日は閉館ということをお聞きしております。ただ、土日閉館している理由はということをお聞きしましたところ、あくまでも利用者のニーズによってやりますよということでしたので、今のところ、この7月に開所するホームひまわりについては、一応ニーズによって、土日は今のところは閉館と、以上のようなワークスが行っている事業でございます。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

そのような状況が現在だと思っておりますが、いろいろ聞いてみますと、いわゆる土日ぐらいは

家族の者が、そういった障害をお持ちの方だから、家で一緒に過ごしたいというような思いのご家族の方もいるそうでもあります。しかし、環境によっては、戻ってもらっては大変困る、家庭が崩壊しそうだというような家庭もあると聞いておるわけでもあります。

そういった中で、今聞き及びますと、あきがあると。当然要望があれば入れてもいいというようなふうに私自身が受け取りましたけれども、私が尋ねましたところ、なかなかお1人だけ入所させると大変経費がかかって採算割れをしてしまう、どうしたもんだらうか。その辺の補助がいただけるのとやらせていただけるんだがというようなこともございましたけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

運営体制の課題の解決としましては、利用者に対しては昨年10月から、家賃補助として利用者1人に対して月1万円の補助が出て、事業所に対しては、土日等、休日の利用実績に応じてグループホーム、ケアホームの運営に必要な経費に対して補助制度があるということなので、事業所については利用者から土日の開所の希望があったときには、運営の検討をしていただきたいと、こういった助成制度を利用していただければ、何とか利用者からの要望にこたえられるのではないかと考えております。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

そうしましたら、その旨よくお話をさせていただいて、受け入れのできるような状況をぜひおつくりいただけるとありがたい、そう思います。

2つ目ではありますが、共同生活介護を受けられない方、先ほども申しあげました自宅で介護をしている者の高齢化がどんどん進みまして、自分が先にいってしまう、死を迎えなければならないというようなことで、あとの面倒を見ることができない家庭の場合はどのような対策とか対応がされるのか、この辺もちょっとお聞きしたいと思いますが。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

自宅で介護をされている方が高齢になり、面倒を見ることができないようなことになった場合の対応ということでございますが、対応としては、地域での生活とグループホーム、ケアホームの3つの選択肢があります。ただ、グループホーム、ケアホームについてはすぐに入所できればよいらしいんですが、できない場合がありますので、こういう状態になることを前もって考えていただいて、事前に関係機関の障害福祉サービス事業所ですとか介護事業所、相談支援事業所、またはあと、地元地域民生委員さんと連携をとって、地域で生活していける支援体制の強化を図っていきたいとは考えております。金銭面において言えば、障害基礎年金だけではなく、心身扶養共済制度といった制度も活用していただければよろしいかと思っております。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

3つ目でございます。同じようなことでありますが、共同生活介護、ケアホームに対してですね、家庭の環境を考慮に入れた特別な支援を考えるべきではないかというような、先ほども申しましたけれども、このことについては今までにいろんな形をお願いをしておるけれども、なかなか障害の程度が先に行って、家庭の環境を考慮に入れていただけない。このままでは自分が先に倒れてしまうというようなことを訴えになる方がございました。そんなようなこともありますので、ぜひ今後、そういった相談におみえになった方に対しては、ぜひその障害程度だけではなくて、そこの家庭環境を大いに考慮に入れた対策をご指導いただけるとありがたいなど。これは要望をしておきます。

大きい2番目になりますけれども、障害者に対しての蟹江町の防災連絡網、これについてお尋ねをいたします。

身体障害者の中には、ろうあ者及び目の見えない方々、多種多様の障害をお持ちの方について情報伝達システムの拡充及び避難誘導についてどのようにお考えか、そのような対策は立てておられるのかお尋ねをいたします。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

障害者に対しての蟹江町の防災連絡網について等のご質問でございます。

災害時に障害者や高齢者などの要援護者を確実、かつ安全に支援するためには、地域住民を初め多くの関係者の理解と協力が必要でございます。要援護者を支える存在としては、行政、福祉関係機関、それと地域防災組織等、いろんなさまざまな団体機関が存在をしております。それぞれが協力して町内会、小学校区単位等で、災害に備える連携体制をはぐくんでいくことが極めて大切だと思います。今後さまざまな障害者の方々に対応していくため、それぞれの人に合った災害時要援護者避難支援プランの策定を推奨していきたいと考えております。追加としまして、今現在、中瀬台と町内会等がやってみえますが、あと、この町内会などの情報提供に関しては、それぞれ蟹江町の個人情報保護条例等がありますので、その辺も遵守しながら、それぞれの方に同意を得られる工夫ですとか、各個人が自ら町内会などの情報提供を行うとか、町内会等がその会員に対して情報を呼びかけるなどが考えられますが、こういった取り組みに対して、町としても広報に努めるなどして支援を行っていく考えでございます。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

そういうろうあ者だとか、耳が聞こえない方々からの声は、例えば蟹江広報にて知らせがあると思うが、耳が聞こえないろうあ者に聞くと、携帯にてメール情報で交換をしたりしていると。災害有事の場合は情報の確認は得ることはできるけれども、避難場所及び避難体制の情報が十分伝わらなければ孤立をしてしまう。そういったおそれがありますので、町側の

対応をいろいろと、そういったことを参考にお考えがいただきたいと、こんな要望がございました。

続きまして、3点目、4点目は今までのやりとりの中で大体ほぼ理解ができましたので、5点目であります。

かにえワークスの空き缶とか古新聞などの回収による収益はどれほどか。どれほど収入になっているのかお尋ねをいたします。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

かにえワークスの空き缶、古新聞等の回収による収益はどれほどかというご質問ですが、かにえワークスのほうにお問い合わせをしましてお聞きしたところ、まず収入のほうは環境課からの委託分として、大体平成23年度は840万2,800円ぐらい。空き缶、古新聞等の回収分については、平成23年度は約1,239万4,000円ということでございます。こちらのほうは大体収入でございまして、支出のほうは授産事業のほうで2,148万円の支出があると。大体この2分の1ぐらいは利用者の工賃として、大体900万円ぐらい払われているということでございますので、ある程度差し引きしますと、大体600万円ぐらいの、今のところ黒字のほうがあるということでございました。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

23年度は840万円というのは何の収入でしたか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

環境課から委託をされています缶とか、資源ごみですとか、トレーですとか、あとはペットボトル等の委託事業でございます。

○6番 伊藤俊一君

はい、ありがとうございます。

また改めて、こういったことにつきましては、機会があればやりたいなと思っておりますが、6点目であります。

就労支援のB型によるかにえワークスに対して、国からの就労支援金といいますか、就労支援額はどのぐらい来ておるのか、お尋ねをいたします。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

就労支援B型によるかにえワークスに対して、国からの就労支援額はどれほどかというご質問でございますが、まず、就労継続支援B型というのは、一般企業等での就労が困難な方で、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う施設でございます。それと同時に、就労移行支援というのもございまして、こちらについては一般企業等への就労を希望する65歳未満の方に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う施設ということでございます。

かにえワークスについては、ことしの2月から就労支援B型に移行しておりますので、こちらの利用料については、まず利用者1人当たり大体月額12万円かかりまして、自己負担はおおむね1割、ただ、これで国・町・県の補助額になりますが、本人負担を除いた負担割合として、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1でございます。ただ、この自己負担額については、このかにえワークスに来てみえる方についてのほとんど、低所得の方がほとんどですので、自己負担額はゼロということになります。利用者は27名みえまして、うち蟹江町の利用者は23名です。ただ、ことしの2月からこの就労支援B型に移行しましたので、ちょっとまだ、議員の質問の支援額というのが出ておりませんので、一応負担割合だけ、国2分の1、県4分の1、町4分の1ということでお答えさせていただきました。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

そうしましたら、今までのそういった支援された額と、B型になってからの支援の割合、そういった資料がありましたら後ほどいただきたいのと、そのように思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 中村英子君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 4時46分)